

『賀茂注進雑記』 第四 齋院、第五 行幸・官幣・
御幸、第六 造當

『釈注ならびに口語訳素案』 凡例

一、昭和十五年 賀茂別雷神社刊 改訂版『賀茂注進雑記』に準拠して、その語句に釈注をつけ、また口語訳を試みました。

一、上段には『賀茂注進雑記』の原文を掲げ、下段には口語訳を示しています。

二、上段の原文の中の括弧()内の数字は釈注の番号を示します。

二、延宝八年の原文にたいする後世の加筆は昭和十五年の改訂版では小字で付記されています。この文では、この加筆部分を『』で示しています。また、文献名も同様に『』で示されています。

二、上段の原文では加筆部分を完全には再録してはいないので、詳しく述べては昭和十五年の改訂版を御参照ください。

一、下段の口語訳は意訳を避けて、出来るだけ原文に忠実な訳を試みましたが、よく分からぬ箇所も多々ありますが、より一層の解釈は次の段階へ譲ります。

一、口語訳の語句についたルビは、原文にあつたものはそのままつけ、その他は『広辞苑』や『神道史大辞典』にある読み方でルビを付けています。

一、原文中の漢文は、返り点、一二または上下の返り記号は省略して、白文のままとしています。詳しくは改訂版『賀茂注進雑記』(賀茂別雷神社刊)をご参照下さい。口語訳の中では『読み下し文』として表しています。また、宣命体は口語訳をしないで、そのまま表しています。

一、原文の「第一」から「第八」までの各部の釈注は、藤木文雄執筆の稿を月例の勉強会で出席者に講述し、逐次確認しながら作成しました。

一、この訳文に付した釈注は藤木文雄の作成にかかる稿本を同氏の許諾を得て掲載したものであり、文責は同氏に帰属します。

一、確認された釈注稿を参考しながら、梅辻諄が口語訳の草案を作成し、月例の勉強会にてメンバーで読み合わせ、補筆しながら訳文を作成しました。

一、この作業に参加したメンバーは次の通りです。

市忠顯、浦野邦夫、梅辻諄、岡本清信、北大路元顯、西池恒氏、錦部俊和、藤木琢也、藤木文雄、藤木茂、藤木保誠、堀内義晃、松田一雄、山本裕司、山本宗尚。

一、この『釈注ならびに口語訳素案』の『みたらしのうたかた』への掲載につき、賀茂別雷神社宮司 田中安比呂氏の御賛同を頂きました。

以上 (文責 梅辻)

『賀茂注進雜記』釈注と口語訳案

賀茂注進雜記 第四 齋院 齋院次第 齋王ト定事 口語訳案

第四 齋院 齋院次第 齋王ト定事

（『賀茂皇太神宮記』二詳也）（1）嵯峨天皇御代 天皇皇女有智子内親王弘仁元年ト定（2）。（按『類聚國史』、『帝王編年記』ニハ弘仁九年トアリ）

『日本後紀』、『類聚國史』、『紀略』、『齋院記』淳和天皇天長八年十二月壬申、替賀茂齋内親王、其辭曰、天皇我御命爾坐、掛畏皇太神爾申給波久、皇太神乃阿禮乎止壳内親王（3）齡毛老、身乃安美（4）毛有爾依ミ令退出留代爾時子女王平ト食定ヲ進状乎參議左大辨正四位下藤原朝臣愛發ヲ差使テ申シ給ハクト申ス。並ニ奉幣云々。

（『文德実錄』即仁壽元年也）文德天皇嘉祥四年四月辛酉遣使者向賀茂大神社奉祭シム、但齋（惠子）内親王未盈齋限（5）故不得侍祭云々。

『同上』文德天皇仁壽二年四月乙卯、賀茂齋慧子内親王禊於河ノ濱、（6）是日始入紫野齋院（7）云々。

『三代實錄』光孝天皇元慶八年四月九日己亥、皇女伊勢齋繁子・賀茂齋穆子並為内親王。同十一月辛丑、遣參議刑部卿正四位下兼行・近江守忠貞王向賀茂神社告以不改齋王並為内親王之狀（8）。二十一日辛亥繁子・穆子両内親王各賜絹五十疋、木綿五十疋、綿布二十端、調布百端、商布三百段（9）、貞觀錢二十貫文（10）、

嵯峨天皇の御代、天皇は皇女の有智子内親王を弘仁元年（810）にト定す。淳和天皇、天長八年（831）十一月壬申、賀茂齋内親王を替え、その辞に曰く、

天皇ガ御命ニ坐ス、掛マクモ畏キ皇太神ニ申給ハク、皇太神ノ阿礼乎止壳内親王、齡毛老イ、身ノ安ミ（病氣）モ有ニ依テ、退出来シムル代、二時子女王ヲト食定テ進ル状ヲ參議左大辨正四位下藤原朝臣愛發ヲ差使テ申シ給ハクト申ス。並ニ奉幣云々。文德天皇嘉祥四年（851）四月辛酉、使者を遣わし、賀茂大神社に向かい奉祭しむ。但し、齋内親王いまだ齋限に盈たず、故に祭に侍ることを得ずと云々。

文德天皇仁壽二年（852）四月乙卯、賀茂齋慧子内親王河ノ濱に於いて禊し、是日始めて紫野ノ齋院に入ると云々。

光孝天皇元慶八年（884）四月九日己亥、皇女伊勢齋繁子・賀茂齋穆子を以つて、並に内親王と為す。同十一日辛丑、參議刑部卿正四位下兼行・近江守忠貞王を遣はし、賀茂神社に向かはせ、告ぐるに齋王を改めず、並びに内親王と為すの状を以つて。二十一日辛亥繁子・穆子両内親王にそれぞれ絹五十疋、木綿五十疋、綿布二百端、細布二十端、調布百端、商布三百段、貞觀錢二十貫文

韓櫃二十合云々。此後御代々齋王者略之。

土御門帝御宇禮子内親王（後鳥羽皇女）元久元年為齋院、至於此

禮子内親王以上三十五代、自是以後斷絕畢（11）、御敬神之道衰ル故也、可歎々々。

齋院次第（12）

有智子内親王 嵐峨天皇第八皇女、弘仁元年ト定。母后交野ノ女王、

天長八年依病下給、此宮有漢才堪作詩文

時 子内親王 仁明天皇第九皇女、天長八年ト定。母貞主ノ女

高（一本 亮）子内親王 仁明天皇第十二皇女、天長十年（三月）

ト定。母百濟氏

惠（一本 慧）子内親王 文徳天皇第八皇女、嘉祥三年（七月）ト

定。母藤原列子

述 子内親王 文徳天皇第五皇女、天安元年（二月）ト定。母同

儀 子内親王 文徳天皇第三皇女、貞觀元年（十二月）ト定。母同

敦 子内親王 清和天皇第十皇女、元慶元年一月（十七日）ト定。

穆 子内親王 光孝天皇第七皇女、同六年（四月）ト定。母參議正

如王女

敦子内親王

清和天皇第十皇女、元慶元年（877）一月（十七日）

儀子内親王

文徳天皇第二皇女、貞觀元年（859）（十一月）ト定。母は同じ。

文、韓櫃二十合各賜うと云々。此の後御代々の齋王（の）こと）はこれを省略す。

士御門帝の御宇、禮子内親王（後鳥羽皇女）を元久元年（1204）齋院と為し、此の禮子内親王に於いて至る。以上三十五代、是より以後断絶し畢わんぬ。御敬神之道衰える故なり。歎くべし歎くべし。

齋院次第

有智子内親王 嵐峨天皇第八皇女、弘仁元年（810）ト定。母后交野

女王。天長八年（831）病に依り下がり給う。此の宮漢才有りて詩文を堪作す。

時子内親王 仁明天皇第九皇女、天長八年（831）ト定。母貞主

惠（一本 慧）子内親王 仁明天皇第十二皇女、天長十年（833）

（三月）ト定。母百濟氏。

述 子内親王 文徳天皇第五皇女、天安元年（二月）ト定。母同

儀 子内親王 文徳天皇第三皇女、貞觀元年（十二月）ト定。母同

敦 子内親王 清和天皇第十皇女、元慶元年一月（十七日）ト定。

穆 子内親王 光孝天皇第七皇女、同六年（四月）ト定。母參議正

如王女

直子内親王	惟彦親王女、文徳孫仁和五年ト定。
君子内親王	宇多天皇第十皇女、寛平五年ト定。母女御橘義子
恭子内親王	醍醐天皇第十九皇女、延喜三年ト定。母更衣鮮子
宣子内親王	同第十八皇女、延喜十五年ト定。母旧鑒女
詔子内親王	同第廿九皇女、同廿一年二月十五日ト定。母女御利子
婉子内親王	醍醐天皇第七皇女、承平二年ト定。母同恭子内親王
尊子内親王	冷泉院第六皇女、康保五年(即 安和元年)ト定。
選子内親王	母贈皇太后懷子、伊尹公女
馨子内親王	村上天皇第五皇女、天延三年ト定。母中宮安子、師輔公女(号大齋院)
娟子内親王	後一條院第二皇女、長元四年ト定。母中宮威子、道長公女
禊子内親王	後朱雀院第三皇女、長元九年ト定。母陽明門、三條院皇女(号桂齋院)
正子内親王	同第六皇女、天喜六年(即 康平元年)ト定。母女御(号押小路齋院)、進子、賴宗公女
禕子内親王	(号六条齋院)
穆子内親王	光孝天皇第七皇女、同六年(882)(四月)ト定。母は参考議正如王の女。
直子内親王	惟彦親王の娘、文徳孫仁和五年(889)ト定。
君子内親王	宇多天皇第十皇女、寛平五年(893)ト定。母女御橘義子
恭子内親王	醍醐天皇第十九皇女、延喜三年(903)ト定。母更衣鮮子
宣子内親王	同第十八皇女、延喜十五年(915)ト定。母旧鑒の女
詔子内親王	同第二十九皇女、同二十一年(921)1月十五日ト定。
婉子内親王	醍醐天皇第七皇女、承平二年(932)ト定。母は女御恭子
尊子内親王	冷泉院第六皇女、康保五年(968)(すなわち、安和元年)ト定。母贈皇太后懷子、伊尹公の女。
選子内親王	(号大齋院)村上天皇第五皇女、天延二年(975)ト定。
馨子内親王	母中宮安子、師輔公の女。
娟子内親王	後一条院第二皇女、長元四年(1031)ト定。母は中宮威子、道長公の女。
禊子内親王	(号桂齋院)後朱雀院第三皇女、長元九年(1036)ト定。
正子内親王	母は陽明門院、三條院皇女
禕子内親王	(号六条齋院)同院第五皇女、寛德二年(1046)ト定。母は中宮威子

佳子内親王	後三條院第六皇女、延久元年ト定。母贈皇太后茂子 (号富小路齋院) 能信卿女	正子内親王 (号押小路齋院) 同第六皇女、天喜六年(1058) (すな わち康平元年) ト定。母は女御茂子。頼宗公の女。
篤子内親王	同第七皇女、同五年ト定。母同上	桂子内親王 (号富小路齋院) 後三條院第六皇女。延久元年(1069) ト定。母は贈皇太后茂子、能信卿の女。
齊子内親王	三條院御孫後一條女 承保元年ト定。母下野守政隆 女	篤子内親王 同第七皇女、同五年(1073)ト定。母は同上
令子内親王	白河院第八皇女、寛治三年ト定。母中宮賢子 (号春日齋院)	齊子内親王 三條院御孫、後一条の女、承保元年(1074)ト定。母 は下野守政隆の女。
禎子内親王	同第九皇女、康和元年ト定。母同上 (号土御門齋院)	令子内親王 (号春日齋院) 白河院第八皇女、寛治三年(1089)ト定。 母は中宮賢子
官(一本宮)子内親王	鳥羽院皇女、天仁元年ト定。 (号大宮齋院)	禎子内親王 (号土御門齋院) 同第九皇女、康和元年(1099)ト定。 母は同上
悰子内親王	堀河院第三皇女、保安四年ト定。母康資王女 (号大宮齋院)	官(或本には宮)子内親王 (号堀河齋院) 鳥羽院皇女、天仁元 年(1108)ト定。
恂子内親王	鳥羽院皇女、大治三年ト定。ト定後改統子、上西門 院也	悰子内親王 (号大宮齋院) 堀河院第二皇女、保安四年(1123)ト定。 母は康資王の女。
禧子内親王	堀河院第四皇女、長承元年ト定。 (号北小路齋院)	恂子内親王 鳥羽院皇女、大治三年(1128)ト定。ト定の後、統子と 改む。上西門院なり。
怡子内親王	輔仁親王第三女、長承一年ト定。母行宗女 (号北小路齋院)	禧子内親王 堀河院第四皇女、長承元年(1132)ト定。 怡子内親王 (号北小路齋院) 輔仁親王第三女、長承一年(1133)ト 定。母は行宗の女。
式子内親王	後白河院第十一皇女、平治元年ト定。母從三位成子 季	

儀子内親王 二條院第一皇女、嘉応元年ト定。母師元朝臣女

式子内親王 後白河院第十一皇女、平治元年(1159)ト定。母は從三

頌子内親王 鳥羽院皇女、承安元年六月廿八日ト定。母贈左大臣

実能公女
(号六角宮)

範子内親王 高倉院第五皇女、治承二年ト定。母成範卿女

禮子内親王 後鳥羽院第十一皇女、元久元年ト定。母内大臣信清

女
の娘
頌子内親王 鳥羽院皇女、承安元年(1171)六月廿八日ト定。母は贈左大臣実能公の女。

範子内親王 (号六角宮) 高倉院第五皇女、治承二年(1178)ト定。

母は成範卿の女。

禮子内親王 後鳥羽院第十一皇女、元久元年(1204)ト定。母は内大臣信清の女。

『貞信公御記(13)』或記云、延長九年十二月廿五日殿下着陣(14)、諸卿同着、召神祇官令ト定齋宮齋院、先召外記(15)召紙硯書内親王名、令外記密封召神祇大副(16)奥生朝臣賜之令ト。先令ト伊勢齋王、二度不合、至干三度合也。令ト賀茂齋王一度合也。殿下令持外記參上令奏了。召奥生朝臣被仰以雅子内親王定伊勢齋王以婉子内親王定賀茂齋王之由。ト定作法詳見于諸家記(17)仍略之。

或る記に云う、延長九年(931)十二月二十五日、殿下は陣に着し、諸卿同じく着す。神祇官を召して、齋宮と齋院をト定せしむ。先ず外記を召し、紙と硯を召し、内親王の名を書き外記をして密封せしむ。神祇大副奥生朝臣を召してこれを賜いトせしむ。先ず伊勢の齋王をトせしめ、一度に合わず、三度に至りて合うなり。賀茂齋王をトせしめ、一度に合うなり。殿下、外記に持たしめ、參上し奏せしめおわんぬ。奥生朝臣を召し雅子内親王を以て伊勢齋王に定め、婉子内親王を以つて賀茂齋王に定めるの由を仰せらる。ト定の作法は諸家

又社家之假名記（18）云、賀茂の齋院は天子御位につき給ふ後、必（19）先づ女親王をうらなひ定て勅使をして女親王の御方に告らる。さて勅使ト部（20）を具して御祓の具、榊に木綿付たるを彼女親王家の四面と御門などに立させらる。其の祓の事に相従フ中臣忌部（21）等に禄物（22）など下さる。扱賀茂御神へ公卿勅使を立らる。齋院定り給ひて當太神宮にいつきつかへ奉らしめる由を告給ふ。齋院の御禊といへるは賀茂川に行啓なりて御祓ある事也。其儀式は先二日以前に齋院別當（齋院御禊点地ト云フ）陰陽寮其外供奉の諸司を相具して河原にいたり、其所を点し定て奏聞す。齋院御神事の御所を宮城の中、便所（23）にさだめられて是を初齋院といふ。此院にいらせ給ふとて賀茂河原へ御車にめしておもむかせ給ふ。其行列走女十人・御車ぞひ十四人・手振十人・御よそひ物の唐櫃・御手水の具入たる櫃各一合・供膳・雑器・衣服・禄物などのから櫃あひつらなり、次膳部六人・舍人二人・荷領十人・藏人所の陪従六人・院女別當など御車のあとにならび従ふ。次に公卿勅使一人・齋院ノ別當（24）一人・五位四人・六位四人・並御前をか（駆）る。左右の近衛各一人。

左右の衛門各二人。

その行列は走女十人・御車添い十四人・手振十人・御装束の唐櫃・御手水の道具が入った櫃各一台・供膳・雑品・衣服・禄物などの唐櫃が相連なつています。その次は膳部六人・舍人一人・荷領十人・藏人所の陪従六人・院女別當などが御車の後に並んで従います。

又社家之假名記（18）云、賀茂の齋院は天子御位につき給ふ後、必（19）先づ女親王をうらなひ定て勅使をして女親王の御方に告らる。さて勅使ト部（20）を具して御祓の具、榊に木綿付たるを彼女親王家の四面と御門などに立させらる。其の祓の事に相従フ中臣忌部（21）等に禄物（22）など下さる。扱賀茂御神へ公卿勅使を立らる。齋院定り給ひて當太神宮にいつきつかへ奉らしめる由を告給ふ。齋院の御禊といへるは賀茂川に行啓なりて御祓ある事也。其儀式は先二日以前に齋院別當（齋院御禊点地ト云フ）陰陽寮其外供奉の諸司を相具して河原にいたり、其所を点し定て奏聞す。齋院御神事の御所を宮城の中、便所（23）にさだめられて是を初齋院といふ。此院にいらせ給ふとて賀茂河原へ御車にめしておもむかせ給ふ。其行列走女十人・御車ぞひ十四人・手振十人・御よそひ物の唐櫃・御手水の具入たる櫃各一合・供膳・雑器・衣服・禄物などのから櫃あひつらなり、次膳部六人・舍人二人・荷領十人・藏人所の陪従六人・院女別當など御車のあとにならび従ふ。次に公卿勅使一人・齋院ノ別當（24）一人・五位四人・六位四人・並御前をか（駆）る。左右の近衛各一人。

その行列は走女十人・御車添い十四人・手振十人・御装束の唐櫃・

の記に詳に見ゆ、よつてこれを略す。（以上 漢文につき読み下し文とした）

また、社家の『假名記』には次のように書かれています。賀茂の齋院は天皇が御位にお就きになつた後に必ず先づ女親王を占い定めて、勅使を遣わして女親王の方へお告げになります。そして、勅使はト部を従えて、御祓の道具すなわち榊に木綿をつけたものをその女親王の家の四面と御門などに立てさせられます。その祓の儀式に従事した中臣と忌部らには禄物などが下されます。さて、賀茂の御神には公卿の勅使が遣わされます。齋院がお決まりになつて、当皇帝には潔斎して御奉仕させられることをお告げになります。齋院の御禊と云つてゐるのは、賀茂川に行啓されて御祓があることです。その儀式は先だつ二日以前に齋院の別當が陰陽寮やその他の供奉する諸官を従えて賀茂の河原へ行き、御禊の行われる地点（齋院御禊点地）を選定して奏聞します。齋院は御神事のための御所を、宮殿内の便所に定められて、これを初齋院と云います。この院にお入りになるために、賀茂の河原の御禊の地に御車に乗つて赴かれます。

左右の火長（25）各十人供奉し、左右京の官人兵士を引率してむかへ奉る。山城国司郡司どもを引みて京極の大路に祗候しまる。辨一人・太政官の史生一人・官掌一人供奉の諸司を引みて御祓の所に参り其事を行ふ。齊院御幕の内に入せ給ひ、河水に臨みてはらへし給ふ。神祇官中臣御麻を奉り、宮主祓祝詞をよむ、事畢ぬれば勅使以下に饗膳・禄などたび、さて御車をめぐらし初齋院に帰り入せ給ひぬれば御膳を供し御榼をたつる。此の初齋院にして三年の御潔斎まして其年の四月に始て賀茂紫野の野宮にうつり入せ給ふ也。其儀先づ吉日をえらび又河原の御禊あり。初齋の御禊の時のごとし。但まして御輿にめざる。御こし（輿）のおさ（長）十人（黄衣）・輿丁四十人（紺布衣）・駕女十六人、是は御めのと（乳母）二人・女藏人六人・女嬬四人・小女四人のる也。女別当以下車にのる。勅使・大納言一人・中納言一人・參議二人・四位五位各四人・内侍一人・辨外記史・太政官の史生・辨官の史生・官掌（26）此外神祇・内藏・縫殿・陰陽・大藏・宮内・大膳・木工・大炊・主殿・掃部・みき（27）・主水・左右の馬寮等の官省寮のつかさ共供奉しつらなり、御祓ありてのち饗禄などたび、事畢ぬれば御輿をめぐらして紫野（野宮）に入せ給ふ。

次に公卿勅使一人・斎院の別當一人・五位四人・六位四が並び御前を駆けます。左右の近衛がそれぞれ一人・左右の衛門が各一人・左右の火長各十人が供奉し、左京と右京の官人が兵士を引率してお迎えします。山城国の國司は郡司どもを率いて京極の大路に伺候しています。弁官一人・太政官の史生二人・官掌一人が供奉の諸司を率いて御祓の所に参り、その神事を行います。斎院は御幕の内にお入りになつて川水の近くでお祓いをされます。神祇官が中臣の御麻を奉り、宮主が祓祝詞を奏上します。すべての神事が終わると、勅使以下に饗膳・禄などが与えられ、それから御車を連ねて初齋院にお帰りになり、帰着されると御膳を差上げ御榼を立てます。

この初齋院において三年の間御潔斎されまして、その年の四月に始めて賀茂紫野の野宮にお移りになります。その儀式は先づ吉日を選んで、また河原の御禊があります。それは始めの御潔の時と同じです。但し、この度は御輿にお乗りになります。その御輿の長十人（黄衣）・輿丁四十人（紺布衣）・駕籠の女十六人、この内訳は御乳母二人・女藏人六人・女嬬四人・小女四人が乘ります。女別当以下は車に乘ります。勅使・大納言一人・中納言一人・參議一人・四位五位それぞれ四人・内侍一人・弁外記史・太政官の史生・弁官の史生・官掌、この他神祇・内藏・縫殿・陰陽・大藏・宮内・大膳・木工・大炊・主殿・掃部・みき・主水・左右の馬寮などの官や省や寮の長官たちが供

宮にとどまりて更に禄をたびける。かくて毎年四月中西日に賀茂両社の祭に参らせ給ふと云々。齋院につきたる官を長官・次官・判官として此院に事をうけ給りつかふるにさし定め置る也。

齋院の御代々歌よみ給はぬはなしとぞ。但有智子内親王は御さえ（才）すぐれ給ふて大和もろこしの文の道にも通じ給へりしかば、嵯峨天皇賀茂齋院に行幸なりし時、齋院のつくり給ふ其詩ニ云。

『春日山莊詩』(29)

寂々幽莊迷樹裏 仙輿一降一池塘

棲林孤鳥識春澤 隱潤寒花見日光

泉声近報新雷響 山色高晴陰雨行

従此更知恩顧涯 生涯何以苔穹蒼

此の詩天皇歎美おはしまし世をへて人是を吟賞し奉れり。

神齋を重し給ふゆへに定例として御禁忌の事とも式文にも出せり。

もとより此の国は神國なれば佛法僧の名をだに忌給ふ事にして、佛をばなかご（中子）といひ、經を染紙、堂をあらざぎ、僧を髪長、尼をば女髪ながといひ、佛法には日に一度食するをとき（齋）といひふれたるをかたそなへ（片膳）といひかへて詞をさへ憚り給ふ。

奉して並んでおり、御祓の後、饌や禄などを頂戴し、すべての儀式が終了してから、御輿を向けられて紫野の野宮にお入りになります。宮にとどまって更に禄を下されます。このようにして毎年四月の中の酉の日に賀茂の両社にお参りになつたそうです。齋院に附属した官は長官・次官・判官と云つて、此の院の事をうけ給わつて仕えるよう定めておかされました。

御代々の齋院で歌をお詠みにならなかつた方はありませんでした。

ただし有智子内親王は御才能の大層すぐれた方で、わが国の文にも唐土（中国）の文にも精通しておられたので、嵯峨天皇が賀茂の齋院に行幸された時に、齋院がお作りになつたその詩は、

春日山莊詩

「寂々たる幽莊樹裏に迷う 仙輿一たび降る一池塘

林に棲む孤鳥春沢を識り 潤に隠れた寒花日光を見る

泉声近く報す新雷の響を 山色高きは晴れ陰雨はさる

此により更に知る恩顧の深きを 生涯何を以てか穹蒼に答えん」

この詩は天皇が大層お誉めになつて、その後の世でも人々がこの詩を吟じ鑑賞して今に伝えました。

神齋を重くお考えになつていていたので、定例として御禁忌の事柄なども延喜式文に出ています。もとよりこの国は神國なので、仏法僧の名さえもお忌みになつて避けられて、仏のことの中子（なかご）といい、お

経を染めの紙、お堂をあららぎ、僧のことと髪長、尼のことを女髪長

村上天皇の姫宮齋院にたたせ給ひしをば選子内親王と申ける。齋王にはいづれともいまだ嫁し給はぬをそなへ給ふ事也。又さはる御事（忌服（31）等ノコト也）あればまかでさせ給ふを、此齋院は神慮に感應おはしけるにや五十四年までいつきにておはしけるが、世中の常ならずはかなき事をおぼしめして、菩提心を發し給へども、佛を神事にはばかり給ふ心を。

詞花集十二

賀茂のいつきときへける時に
西にむかひてよめる
おもへどもいむとていはぬことなれば
そなたにむきて音をのみぞなく
とよませ給へりけるとなむ。

詞花集十に

賀茂の齋院をされていた時に
西に向かつて詠まれた
おもへどもいむとていはぬことなれば
そなたにむきて音をのみぞなく

とお詠みになつたそうです。

といい、仏教では一日に一度食事するのをとき（齋）と云いながらわしていますが、それを片膳と云い換えて、詞でさえもお憚りになつていました。

村上天皇の姫宮で齋院にお立ちになつた方を選子内親王と申し上げました。齋王にはまだどこへも嫁しておられない内親王を宛てられます。また、さわり事（忌服等のことなり）などがあればその方は御退任していただくのですが、この齋院は神慮によく叶つたお方であつたのでしょうか、五十四歳まで齋王でいらっしゃいましたが、この世の中が無常で、はかない世であることを思われて菩提心をお發しになられたけれども、仏の事は神事ではお憚りになつないので、そのお心を

陽成天皇元慶元年一月十七日巳刻ト定す。

二十四日丙寅、使を賀茂神社に遣はし奉幣す。告ぐるに齋内親王

を定むるを以つてす。告げ文に曰く、

『天皇が詔の旨と、掛けまくも畏き賀茂大神の広前に申し賜へと

申す。忝くも拙く劣れるをもちて、天の日嗣を受け賜はり、恐み

懼れり大坐す。皇大神の厚き護りに依りて、天皇朝廷は平らげく

事無く有るべし、今より以後も助け給ひ、護り賜はむに依りて、食国

の天下はいよいよ益々に平らげく有るべし。又前に侍りし儀子

内親王は身の安み重きに依りて、太上天皇の御時に退出せしめ

てき。今新たに位を嗣ぎては相替へて奉仕せしむべき物なりと為

すなも、敦子内親王をトヒ定めて、阿礼乎度女に進る状を 参議

刑部卿正四位下兼行、勘解由長官近江守菅原朝臣是善を差し使はし

て、宇豆の大幣を捧持しめて進らくを、恐み恐みも申し賜はく

と申す。』と。

『二代実録』陽成天皇元慶元年二月十七日巳刻ト定。

二十四日丙寅遣使賀茂神社奉幣、告以定齋内親王告文曰、天皇我

詔旨止掛け茂大神乃広前爾申賜倍止申、忝以拙劣天日嗣乎受賜

利、恐美憚里大坐須、皇大神乃厚護爾依天、天皇朝廷波平久無事久有倍之、

自今以後毛助給比護賜牟爾依天之、食国天下波愈益爾平久可有岐又前爾

侍之儀子内親王波身乃安美重岐爾依天、太上天皇乃御時爾令退出天岐今新

爾嗣位天波相替天可令奉仕岐物奈利止為奈毛、敦子内親王平ト定天、阿礼

平度女爾進狀乎參議刑部卿正四位下兼行勘解由長官近江守菅原朝臣

是善乎差使天、字豆乃大幣乎令捧持天進良久平恐美恐美毛申賜波久止申。

(堀口悟：齋院交代制と平安期後記文芸作品（古代文化31・10）)。

『第四 齋院 齋院次第 齋院ト定事』釈注

(1) 賀茂皇太神宮記二 詳也

賀茂神社の本縁、祭礼、齋院について記述した文献（群書類從 卷第十五 神祇部所収、内容は注進雑記の該当記載とほぼ同じ）。応永廿一年（1414年）に冷泉羽林（羽林とは大・中納言を極官とする公家の家格。冷泉家は藤原為相を祖とする和歌の家系。俊成、定家の子孫）の古筆跡の秘本より書きとの奥書を有する（室町時代初期の成立で、内容は御仮名草子「賀茂之本地」を潤色したもの、史料の価値は高くない）。

(2) 弘仁元年ト定 賀茂齋院記（齋院の補任次第を記した基本文

献。群書類從卷第四十四に所収）には有智子内親王補任年次の記載はない。貴女抄、神宮記（弘仁元年賀茂皇太神に参らせたまゝ）、一代要記は元年説。類聚国史（六国史の簡易編集版、菅原道真撰）、帝

王編年記（十四世紀後半成立の年代記。僧永祐撰。全二十七巻。）の弘仁九年説と並立する。神宮記に、「かくて世の中静まりしかば御門御宿願果し給はんために有智子内親王と申す姫君を齋王になし給ひて弘仁元年に賀茂皇太神に参らせ給ふ」とあるが、学説は、葉

子の変の収まつたのは同年の九月のことで、四月はまだ世の中は静まっていはず皇女はこの時は単に賀茂社に参候していたに過ぎず、同九年に至り齋宮司等の施設が整い齋院の意義付けも成立したとする

(3) 皇太神阿礼乎止壳内親王 齋院設置は天皇の上皇との対立克

服と遷都の慣例廃止の意志の表れで、翌十年の賀茂社を中祀に準ずるとの勅命と軌を一にする。一方、有智子内親王の齋院ト定によてこれまで賀茂県主の未犯の女子が齋祝子として男子の祝と並んで賀茂神社の祭事を司っていた伝統が皇女に替わった。これより賀茂神社の祭祀権は県主家から皇室に転じたことを意味する（井上光貞「カモ県主の研究」、座田司氏「御阿礼神事」、真弓常忠「御阿礼考」「顯齋考」）。

(4) 身乃安美 やすみは齋宮の忌詞（延喜式齋宮寮）。病氣の」と。

(5) 未盈齋限（いまだいつきのかぎりにみたず）齋は齋宮・齋院

が潔斎してこもり、神事に仕える」と、またその場所をいう。齋の潔斎の年限は三年（後出）。

(6) 禹於河浜 河浜は賀茂川（神宮記）。中国では三月上巳に水に臨んで修潔、祓除をする俗があつて、これが曲水宴に転じた。この臨河の潔斎は我が國では隨時行われるようになった。

(7) 紫野齋院 ト部のト定→河原での清め→齋院入御（齋院は内裏の中の定められた御殿、ここまでを初齋院と呼ぶ）→（一年後）河原清め→紫野の野々宮入御→（一年後）河原清め→賀茂神館入り（神宮記）。所在は、後一条院御時、中宮行啓齋院之間。中略、皇城

之北、鴨水之西、泉石占勝、視聽擅俗、蓋是今上第一皇女、齋内親王（譽子）之神院矣（本朝続文粹十）。四月十六日戌午、今日初齋院（式子）、禊東河、入御紫野院（所謂一条北本院也）日也（山櫻記）。これらによれば、禁裏内に齋院之間があり、一条北本院は皇城之北鴨水之西、にあつて紫野院と称したことになる。他の書にも、齋院の跡は大徳源庵と云禪寺あり是也、俗には常磐の住し所と云共、実

は齋院の跡也（和事初）、齋院、古在大宮杜西南云、或言在雲林院村、又云、常磐古御所地齋院之旧址也、未知孰是（擁州府志）。また、齋院宮、在太秦東南、此處古賀茂齋院、而所勸請上賀茂神也、有御手洗河、是修祓処也（同書）、と二説を掲げる（雲林院の南、有栖川近傍、上京区社横町「七野社」の辺り、方五十丈との説も）。内院には神殿・寝殿、外院には齋院司、客殿があつた。伊勢にくらべて京に近く女流文学のサロンを形作つた（『大齋院御集』、『式子内親王集』、『源氏物語』、『狭衣物語』などの作品を生んだ）。

（8）元慶八年四月十一日、中略、告以不改齋王、並為内親王之状

これまで、伊勢齋宮に準じて齋院も天皇一代一人の原則で來た（凡、天皇即位定賀茂大神齋王（延喜式六）が、穆子の留任でこれが破られた。並為内親王、元慶八年二月光孝天皇は陽成天皇の讓位によつて即位するにあたり、自らの子女全員を源姓に降して皇位継承を断念させた（吉川真司編「平安京」（日本の時代史））。従つて、繁子、

穆子とも齋宮、齋院ト定にともないあらためて内親王宣下を必要としたのである。繁子の齋宮ト定は元慶八年三月廿一日なので留任とはならないが、穆子は陽成在位中の元慶六年四月にすでに齋院にト定されているので慣例を破る留任と内親王宣下の告状が必要となつた。以降留任に当たつては留任状が賀茂大神に告げられる慣例となつた（堀口悟 前掲論文）。

（9）細布・調布・商布 細布は細い糸で織つたやや上質の布。布は古代では麻布をさす。続日本紀和銅七年条に上総国が運京の調布の重量軽減のため細布を以て調布に代えることを上申して許された記載がある。「其の長六丈、闊一尺二寸、每丁輪一丈、以二人成端」とある。調布は律令制の下で調として貢進された布。長五丈二尺・幅二尺四寸を一端とする。商布は律令制下で流通した布の一種、品質は調に劣る。一段の長さ一丈六尺。

（10）疋・屯・貫文 疋は絹織物の規格寸法の単位。長四丈一尺、幅二尺二寸。綿一屯は二斤。貫は錢の単位で千文。貞觀錢は貞觀永宝。古代九番目の銅錢。貞觀十一年（870）發行。

（11）自是以後断絶畢 礼子内親王の退下は建暦一（1212）年（九月四日、依御不例火急令退下給）。承久の乱勃発の九年前で後鳥羽院政絶頂期、断絶は幕府ではなく、後鳥羽院の意向が働いたのか（管見には廢絶の背景を述べた史料は見当たらず）？。のち何時しか奈良

朝の齋祝子が復活し明治初年まで続、上社では忌子、下社では祝女ねすめと称した。

(12) 齋院次第 「賀茂齋院記」の記載の転載。堀口 悟氏前掲論文に詳細な考証がある。

(13) 貞信公卿記 貞信公記のこと。貞信公は藤原忠平。その日記で子の実頼の抄録が残る。十世紀前半の基本史料。

(14) 殿下着陣 陣については「祭礼」の釈注参照、陣の座のこと（禁中で節会他の公事の時公卿が列座する席）。殿下は摂政・関白の敬称。

(15) 外記 太政官の少納言の下で奏文を作り、公事の儀式に従つた書記官。

(16) 神祇大副 神祇官の第二等官、神祇伯の次。従五位下の官位相当。ト部と神部は神祇官の管下。

(17) ト定作法詳見千諸家記 延喜式(六 齋院)、西宮記(臨時五)、北山抄(六)、神祇官年中行事(臨時)、朝野群載(十二 内記)、類聚国史(五 神祇)、賀茂齋院記、三代実録、小右記、左經記、榮華物語、中右記、玉海、山槐記、百鍊抄などに詳しい。

(18) 社家の仮名記 不詳。「古事類苑」は名称、所在、齋王ト定、初齋院及禊、野宮、祭祀、禁忌、齋院創置、皇女為齋王、皇孫女為齋王、解職及禊(天皇崩御、母喪、疾病)、留任、廢絶、用途、營繕、雜職に部立てして古記の記載を牽く。

(19) 天子御位につきたまふ後必ず 伊勢齋宮は必ず代替わり」と交代したが賀茂齋院の場合は留任があつて二代以上に亘るもののが十二名に上る(前掲釈注7参照)。

(20) ト部 律令制下では伊豆、壱岐、対馬から計廿名を貢上、神祇官に属し、常勤の官主・ト長上と非常勤の一般のト部を構成した。龟トによる吉凶判断、大祓の解除、諸祭祀の雜務に供奉した。龟トの結果は陰陽寮の占筮よりも尊重された。

(21) 中臣・忌部 中臣は天兒屋命を遠祖とする神事祭祀を職掌とする氏。不比等の子孫のみが藤原氏を称し残りは中臣に復した。神祇官の長官・次官を勤め、天神壽詞奏上等の重要な神事に携わった。忌部は神祇官神部の一氏で太玉命を祖とする。神爾の鏡劍奏上や幣帛の頒布、大殿祭、御門祭の祝詞などの神事を勤める。

(22) 様物 位階・職分に応じて下付される給与の意味と当座の祝儀として勞をねぎらつて賜る物の一義あり。ここは後者をさす。

(23) 便所 本来鬢髪を整え衣服をつける場所をいう。便所とも書く。ここでは禁裏の齋院神事に用いる御所の間。

(24) 齋院別当 齋院司の職員。院司の職は、長官(従五位下)、次官(従六位上)、判官(従七位上)各一員、主典(従八位下)一員、官主(従八位下)一員が弘仁九年に定まり(類從三代 格)、のち、院別当、女別当・宣旨・女藏人・采女・女嬬などが置かれた(延喜式)。

(25) 近衛・衛門・火長 左右の近衛・兵衛・衛門の六衛府の役人。近衛は紫宸殿、清涼殿、衛門は近衛の外周を、兵衛はその外を担当し警護した。兵衛は検非違使を兼ね輶負とも云う。火長は検非違使の下級職。当初軍団の兵士十人の長を意味したが検非違使の発達とともに検非違使の職員となる。看督長、案主長の職につき別当以下の職員の従者になつた(延喜式で左右九人)。

(26) 弁・史生・官掌 弁官は太政官と八省・衛府・諸国など全ての役所の連絡にあたる太政官の全国統制の重要な実務機関。左右の大中少弁六員。史は弁の下。左右大少史各二人計八員。平安中期以降は小槻氏の世襲。官掌は弁官の下に置かれた雜任級の下級職、訴人の行動や言辞を指導、太政官下の使部を検校し、また官庁および諸設備を管理・整備する。

(27) 宮主・みき 天皇などの安泰を龜卜によつて占う職。天皇に仕えるものを大宮主といい、中宮、皇太后、東宮、齊宮、齋院にも置かれた。神祇官のト部から選ばれた。みき 宮内省造酒司の役人。

(28) 野宮 ののくわ 皇居の外にあり極めて簡素な構えであつたので斯くい。齊宮・齋院になる皇女が皇居内の初齋院から移つて潔斎生活をする宮。齋宮のは嵯峨、齋院のは紫野にあつた。

(29) 春日山莊詩 弘仁十四年二月、嵯峨天皇齋院の花宴に行幸時

の作詩。経国集所収。読み下しは「此れより更に知る恩顧の深きを、生涯何をもつてか究著に答へん」が慣例。この詩によつて三品と召文人料として封百戸を賜つた。

(30) 未婚・忌詞・忌服 齋王にはいづれともいまだ嫁し給はぬをそなへ給ふ(凡、天皇即位定賀茂大神齋王、仍簡内親王未嫁者ト之(延喜式六齋院))。忌詞は本文の例のほか、死を奈保留、病を夜須美、哭くを塩垂、血を阿世、打つを撫づ、穴を菌、墓を壊、堂を香燃、優婆塞を角筈という(延喜式齋宮寮)。さわる御事あればまかでさせ給ふ。齋院の退下は(イ)天皇の譲位、および崩御、(ロ)天皇一代に一人とする。(ハ)例外として天皇崩御、譲位以外に齋院自身の病や死、父母の喪、過失を理由とする、とされていたが、これは齋宮のみの交替理由で、齋院の場合は、実例を検証した結果、父母の喪、自身の死、任に堪えない病の三つのみに限られる(堀口悟前掲論文)。

『賀茂注進雜記』釈注と口語訳素案

第五 行幸、官幣、御幸 附祈願、靈驗等

第五 行幸、官幣、御幸 附祈願、靈驗等
聖武天皇の神龜三年（726）七月乙未の日に使を派遣して、賀茂の神に幣を奉らせたとのことです。

『類聚國史』聖武皇帝神龜三年七月乙未（3）、使を遣し幣を賀茂神に奉らしむと云々。

『続日本紀』桓武天皇延暦三年六月壬子（4）參議近衛中將正四位上紀朝臣船守を遣して賀茂大神に幣を奉り、遷都の由を告らる。かくて此ノ京繁昌し二十餘年をへて後、同天皇『日本後紀』延暦十三年十一月庚申賀茂社（5）延暦二十五年三月辛巳に崩御なりて同乙未の日山城國葛野郡宇多野を山陵とせらる。其地西北両山ニ火有り、おのづから焚て日の光なし、大井・比叡・小栗栖野等の山共焼ケテ烟灰四方に満て京中昼昏し。今上（6）おぼすらく、山陵に定ムル地賀茂神に近し、疑らくは是御神の災火を致シ給ふならんか。即詔してト筮（7）に決せしむ。果して有神祟（8）云々。帝曰ハク、初メ山稜の地をうらなはしめし時、筮は從ふといへども亀トは從はざる也、仍今災異頻に来れり。不慎はあるべからずとて即御みづから賀茂神に祈祷し給ふ事嚴重なりしかば、災火忽に消滅しぬ（9）と云々。

それから今まで火災や異変がしきりに起つてゐる。慎まねばならないと、ただちに御自ら賀茂の神に祈祷され、それが厳かで丁重であつたので、災害も火もたちまち消えてしまつたと云うことです。

『後紀紀略(10)逸史』平城天皇御宇(11)大同二年五月三日庚寅、賀茂御祖神別雷神並正一位を授奉らる。

『逸史紀略』嵯峨天皇弘仁六年八月三日、伊勢賀茂両御神（霖雨(12)晴さる御祈として幣使を奉らる。同九年十月己未、山城國貴布補神（13）祈雨の靈験あらたなるによりて賽の神宝（カヘリモウシ）（14）御幣使を奉られける。同十年五月甲午、幣を奉られて貴布補社へ雨を祈り給ふ。『類聚国史』仁明天皇御宇承和十年十一月丙申日、參議左大辨從四位上正躬ノ王を差遣し、幣帛を賀茂神に奉られて国家の昌泰を祈り給ふ。又御代々御即位あらんとては勅使をたてられ官幣を奉られて此神國の天日嗣をうけつがせ給ふよしの宣命を告奉らる。是を由の奉幣(15)とぞ申める。

醍醐天皇延喜十六年六月十二日乙未、石清水宮、賀茂上下社に臨時の幣帛使を立られ、左右の馬寮(16)十つらの御馬各五疋(17)、左右近衛各十人を奉られける。延長二年五月七日乙卯、丹生、貴布補幣使を定メられ、同八日に殿上人を丹生貴布補に遣され、甘雨を祈りこひ、走馬を奉らる。

(按記略天暦二年五月七日乙卯與此同文、サレバ延長は天暦ノ誤力

(18)

平城天皇の御時、大同二年(807)五月三日、賀茂御祖神と別雷神にともに正一位を授け奉られました。

嵯峨天皇の弘仁六年(815)八月三日、長雨が止まないので、伊勢神宮と賀茂神社に止雨の御祈りをする幣使をお遣わしになりました。

同九年(818)十月己未の日、山城の國貴布補の神が雨乞いの靈験があらたかであったので、賽の神宝（カエリモウシ）と御幣を奉る使をおぐられました。同十年(819)五月甲午の日、貴布補社に幣を奉られ、雨乞いのお祈りをされました。仁明天皇の御時の承和十年(843)十一月丙申の日、參議で左大弁從四位上の正躬王を派遣し、幣帛を賀茂の神に奉納されて国家の繁榮と安泰をお祈りになりました。また、天皇が代々御即位になるときには勅使をお立てになつて、官幣を奉納されて、この神の國の天日嗣を受け継がれる由の宣命をお告げになりました。これを由の奉幣と呼んでいました。

醍醐天皇の延喜十六年(916)六月十二日、石清水八幡宮と賀茂上下社に臨時の幣帛使をお立てになり、左右の馬寮から十つらの御馬をそれぞれ五疋奉納し、左右の近衛をそれぞれ十人派遣されました。

延長二年(924)五月七日、丹生社、貴布補社の幣使を決められて、同月八日に殿上人を丹生社と貴布補社に派遣され、慈みの雨が降ることを祈つて走馬を奉納されました。(『記略』の天暦二年五月七日乙卯にこれと同じ文があり、延長は天暦の誤と思われる)

朱雀院が天慶五年(942)四月二十九日に当社に行幸されました。この

(『中右記』、『拾芥抄』、『紀略』、『略紀編年集成』、『水史』)ニ亦引『愚簡抄』、『玉海(19)』、朱雀院天慶五年四月二十九日に當社へ行幸あり。『拾芥抄』是則チ神社行幸のはじめ也(20)と云々。此帝は延喜帝の皇子にて承平ノ帝と申也。然に此神前へ行幸なりける御願は平將門謀逆を企テ我身平親王と名乗リ親類眷属を公卿殿上人となし、下総國に都をかまへて官物を押領し、西國には藤原純友朝敵となりて天下のさわぎなりし故に、天皇御みづから叡慮の誠を尽し祈り給ひしに、靈驗あらたに御夢の告ありしかば、將門たちまち矢にあたりて誅伏せられ、純友は生捕にせられ獄中に死して四海静謐に万民安堵のよろこびをなしければ、

此御祈願のいちしるき神恩を謝したまふとて行幸なり、さまざまの神宝みてぐら物など奉られて社の禰宜、祝にも位階をなし給ひける。(『社務記』ニ賀茂在樹、祝部春里也並ニ外從五位下)(21)

『紀略』村上天皇 天德元年三月四日官幣を奉らる。天変惟異(22)

によりての御祈り也。同二年四月十七日には新錢(23)を伊勢、賀茂へ神祇官を使として奉らる。両社以下十一社に奉られると云々。

朱雀院が天慶五年(942)三月四日、官幣を奉納されました。天変地異があつたので、お祈りされたのです。同二年(959)四月十七日には神祇官を使として新錢を伊勢と賀茂に奉納されました。両神社の他、十一社に奉納されたとのことです。

朱雀院が天慶五年(942)三月四日、官幣を奉納されました。天変地異があつたので、お祈りされたのです。同二年(959)四月十七日には神祇官を使として新錢を伊勢と賀茂に奉納されました。両神社の他、十一社に奉納されたとのことです。

『扶桑略紀（24）』村上天皇康保三年四月十三日、賀茂社鳴動の事社家是を奏す、同時に内裏の宣陽殿鳴ければ公卿會議（25）ありて御慎重かるべしとて、上七社に幣帛使を立らる。當社の使は左大辨橘好古也、神馬等を引たて神前にして宣命よみけるに、老嫗に託宣の事ありて、ますます使諸司おそれみあがめ奉りぬと云々。同年八月二十一日、九天雲おほひ霖雨月をわたりて晴る事なかりしかば、諸社に幣使を立らるるに、賀茂、貴布禰両社に奉られける。此時十六社の御祈（26）といふ事始る。貴布禰は當社の攝神たりといへども、水徳の御神なれば雨の御祈は必ず官幣使を奉らる。嵯峨天皇 弘仁九年五月に貴布禰も大社の宣に預り給ふ。

圓融院天祿二年九月二十六日、攝政右大臣（27）賀茂御神に詣給ふて宿夜こもりましまして御祈りあり。天延三年四月十四日丙辰、内裏微穢（28）ありて七月一日大祓行れて賀茂御社へ幣帛を奉らる。『扶桑略紀』貞元元年四月二十五日辛酉、賀茂祭に齋院（選子）いまだ社頭の本院に入らせ給はざれば御供奉の事なし。仍今日太政大臣（29）堀河の第より賀茂參詣あり、辨少納言供奉の事ありと云々。

村上天皇の康保三年(966)四月十三日、賀茂社が鳴動したことを社家から天皇に申し上げました。同じ時に内裏の宣陽殿も鳴つたので、公卿達が調べて討議し、天皇の御慎みは重くなければならないといふことになつて、上七社に幣帛使を派遣されました。当社への使は左大弁の橘 好古でした。神馬などを引き立て、神前で宣命を読み上げたときに、この老人に神の託宣があつたので、使や諸司はますます畏れ入つて神様を崇め奉つたそうです。同年の八月二十一日、空が雲でおおわれ、長雨が一ヶ月以上も続いて晴れることがなかつたので、方々の神社に幣使を派遣される時に、賀茂と貴布禰の両社にも奉納されました。この時から「十六社の御祈願」ということが始まつたのです。貴布禰社は当社の攝社ではありますが、水の神様であつたので、雨のお祈りは必ず官幣使を奉られました。嵯峨天皇の弘仁九年(818)五月には貴布禰社も大社の宣言を頂きました。

円融院の天祿二年(971)九月二十六日、摂政の右大臣が賀茂の御神にお詣りになつて、夜は参籠されて御祈りがありました。天延三年(975)四月十四日、内裏で小さな穢れ（不幸）があつたので七月一日に大祓が行われ、賀茂御社に幣帛を奉納されました。貞元元年(976)四月二十五日、賀茂祭において齋院がまだ社頭の本院にお入りになつていなかつたので祭の行列には加わられませんでした。従つてこの日、太政大臣が堀河の屋敷から賀茂へ参詣され、弁少納言がお供

天元二年十月十日、天下のますます泰平にして五穀豊年に萬民安く平けく守り給へと御代の御祈として行幸なりおはしまし、御みづから御幣奉らせ給ひ、神馬寶物等例のごとしと云々。

『紀略』一條院永延元年五月二十一日、雨の御祈に勅幣を貴布補、

丹生に立らる。使藏人也。今日右大臣為光公賀茂社に参詣し給ふ、

供奉の四位四十人、五位三十余人、六位三十余人前を驅ると云々。

同年十月十一日に官幣を石清水、賀茂へ奉らる。同年十一月八日に

は石清水に行幸なりて、同十二月十五日（30）に賀茂行幸あり。是

より御代々の帝恒例として御即位ありてはかならず両社行幸とて石

清水、賀茂に参らせ給ひ、御幣宝物品々奉られ、舞人、走馬などの

事ありける。同一年四月二十二日戊申の日（31）、攝政の御参詣あり、

是即チ天下の庶務を攝給ふゆえに御祈のため也云々。永祚元年

二月二十八日、また攝政二條の第より當社に詣テ給ふ、内大臣以下

参向あり、殿上人を舞人として舞楽を奏し給ひ神たからしなじなあ

ぐるに及ばず。四位二人、五位八人供奉に具せられける。『諸人記』

正暦二年六月二十四日、日をへて雨ふらざれば御祈の御てぐら奉ら

る時、黒雲山岳にくだりて雨ふりぬと云々。同五年一月十七日、祈

年穀の幣使を奉らる。又長保四年『記略』、『扶桑略記』、『西宮記』

二五年也）三月二十六日に當帝（32）御祈願の事ありて行幸おはしましぬ。

をして來ていたそうです。天元二年（680）十月十日、天下はますます泰平であつて農作物も豊年で万民は安らかに平和であるように守り給えど、天皇の御代のお祈りとして行幸があり、天皇御自ら御幣を奉納され、神馬や宝物などをいつもの通り奉納されたそうです。

一條院の永延元年（687）五月二十一日、雨乞いのお祈りの折りに、勅幣を貴布補社と丹生社に奉納され、その使は藏人であります。

この日、右大臣為光公が賀茂社に参詣されました。供奉の四位四十人、五位三十人余り、六位三十余人が馬に乗つて先頭に立つたとの

ことです。同じ年の十月十一日に官幣を石清水宮と賀茂社に奉納されました。同年十一月八日には石清水へ行幸され、同じく十二月十五日には賀茂へ行幸されました。これより代々の天皇は恒例として、

御即位のときには必ず両社に行幸ということです、石清水と賀茂へお

参りになり、御幣や宝物の品々を奉納され、舞人の舞や走馬の儀式

がありました。同一年四月二十二日に攝政の御参詣がありました。

これは即ち、天下の政事を行うためのお祈りであったとのことです。

永祚元年（686）二月二十八日、また攝政が二条のお屋敷から當社に参詣され、内大臣以下が参向になり、殿上人を舞人として舞楽を演奏され、神宝の品々は多くて一々列挙することができないほどでありました。四位二人、五位八人をお供にお連れになりました。

正暦二年（691）六月二十四日、いくら日が経つても雨が降らな

(『同上』共) 二條院長和二年両社行幸あり (一本二當社)。

(『記略』、『小右記』、『左經記』愛宕郡ヲ上下社へ御寄附ノ時也) 後一條院寛仁元年十一月二十五日、御願によりて當社行幸あり。當帝の御母后は上東門院と申奉る。此時御同車にてまいらせ給ひ幣物など奉らせ給ふ。その時の齋院は選子内親王と申せしが、齋の神館(33)に立よらせ給ふかと任せ給ひけるに紫野より還幸なりしあぐる朝に、内親王より詠て遣はされし御歌

(『後拾遺』十九)

みゆきせしかもの河波かへるさに

たちやよるとて待あかしつる

(『後拾遺』十九に、後一條院の御時賀茂の行幸侍りけるに上東門院御輿にのらせ給ひてむらさき野よりかへらせ給ひける 又のあしたき)えさせ給ひける選子内親王)

長元二年十一月三十日にも御祈願の御ため行幸あり。

(『紀略』万寿三年八月二十八日、賀茂社より言上あり、神殿の前、大なる檜樹一時に枯て一葉の青キ事なしと云々。これによりて御トの事ありて御幣使など奉らると云々。

後朱雀院長暦元年八月十一日、御代始の行幸あり。

いので雨乞いの御幣を奉納されたとき、黒雲が山にかかるて雨が降つたそつです。同五年(994)一月十七日、この年の穀物の豊作を祈る祈年穀の幣使を遣わされました。また、長保四年(1003)十一月二十六日に天皇の御祈願の事があつて行幸されました。

三条院の長和二年(1013)に両社 (一本当社) に行幸されました。

後一条院が寛仁元年(1017)十一月二十五日、御祈願のため当社に行幸されました。この上皇の御母后は上東門院と申し上げます。この時、上東門院は上皇と同じ車で詣でられて幣物などを御奉納になりました。その時の齋院は選子内親王と申し上げましたが、上皇と上東門院が齋の神館にお立ち寄りになるかとお待ちになつていま

したが、紫野から還幸されてしまつたので、次の朝に内親王が詠まれてお届けになつた御歌は(天注の口語訳は省略)

みゆきせしかもの河波かへるさに

たちよるやとて待ちあかしつる

長元二年(1029)十一月三十日にも御祈願のために行幸がありました。万寿二年(1026)八月二十八日、賀茂社の方から言上があり、神殿の前にあつた桧の大樹が急に枯れてしまい、青い葉は一葉もないとのことでした。これについて天皇は御トをされて、幣使を遣わして御幣などを奉納されました。後朱雀院は長暦元年(1037)八月十一日に御代始めの行幸をされました。

『諸神記』(34) 又同三年八月十八日二十二社(35)に官幣をたてらるるとして、當社並貴布櫛へ勅幣まゐらせらる。

『編年集成』後冷泉院永承二年四月二十三日、御代始の行幸也。又同御宇天喜四年十二月九日、行幸、(日本史ニ引)『康平記』(36) 同康平五年七月十三日、御祈の行幸也。

『扶桑略記』後三條院延久元年八月九日、御代始行幸也。

『扶桑略記』、『百鍊抄』(37) 白河院承保二年四月二十三日、御代始行幸あり、御歎願によりて今年以後毎年行幸なるべきよし宣命に申奉り給ふ。是によりて當御代之行幸九ヶ度なりし。

『扶桑略記』、『中右記』、『圓太略』(38) 堀河院寛治二年四月二十七日、御代始行幸也、『中右記』同嘉保二年四月十五日行幸又長治元年

また、同三年(1089)八月十八日、二十二社に官幣を立てられることがあり当社と貴布櫛社に勅幣をお供えになりました。
後冷泉院永承二年四月二十三日、御代始めの行幸がありました。
また、同じ天皇の御代の天喜四年(1056)十一月九日に行幸があり、同康平五年(1062)七月十三日にも御祈のための行幸がありました。
(日本史に引く)『康平記』(36) 後三條院の延久元年(1062)八月九日、御代始の行幸がありました。

白河院の承保二年(1075)四月二十三日、御代始めの行幸がありました。天皇の御願いによつて、この年以後は毎年行幸をすべきことを宣命にて申し奉られました。このことにより、この天皇の御代の行幸は九回にも及びました。

二月二十七日行幸(『社務記』ニ寛治四年)。同四年(39)に當神領寄進ましましける比、社家の申文(41)を惟家辨(40)に付て奏聞申事ありけるに、詰り笑はれて他の辨につけられる間、三ヶ日にあたりて惟家辨、血を吐て卒去せり。是は棚尾社の御前にけだかき人參らせ給ひて惟家辨勘當(42)仕候はんと申、御返事は何とも聞えず、承り候番の者にまいれと召ければ、褐衣冠にいちひたりたる(43)人平胡録(44)負ひたりける參られたり。

堀河院の寛治二年(1088)四月二十七日に御代始めの行幸がありました。同嘉保二年(1085)四月十五日に行幸があり、また、長治元年(1104)一月二十七日にも行幸がありました。同四年に當社に神領が寄進された頃に、社家の申し文を弁官の惟家につけて奏聞を申し立つたのですが、惟家弁はなじり笑われてしまい、その役を他の弁官につけられて、三日目になつて惟家弁は血を吐いて死んでしまいました。これは棚尾社の御前にさる高貴な方がお詣りに来られて、惟家弁を咎めましようと申されました。そのお返事は何とも聞こえませんでした。そこで承り候番(執行者)に来る

惟家辨勧當仕れと仰あれば南に向て矢をはなたせ給ひけるが、惟家辨の胸にあたり苦痛の声聞こゆ、勧當仕さふらふと申て出させ給ひ誰の参らせ給ひたるぞと尋ければ、日吉の参らせ給ひたるとありて後に夢は覚にけり。是は惟家辨の姑なにがしの局通夜せられける曉の夢なりけり。かの局驚給ひ彌おそれ祈りをかけて願など立られけれども其日卒去せられけるとぞ。

嘉承二年五月一日根合（45）の事、兼て（46）催されて今日左右殿上人河原に向ひ祓して七社（51）に幣を奉とて幣使を差遣す。賀茂一社に於ては金銀の御幣、競馬十番奉る（52）と云々。今日左方仰によりて北の中門を渡り上皇（白河上皇）御覽ありしは左方の面目也。同月五日新院（53）女房の根合也、未刻東ノ泉殿に參集せり。左右勝負をあらそひけるに、左方の勝侍る慶申ノ立願（54）果し奉るとして、同月九日に競馬を相具して賀茂に參詣あり。女房の御車三輛乘尻（55）等相つらなりける。出立の儀上皇御覽あり。其行列先づ金銀の御幣、次乗尻十人・舎人・居銅（56）等女房の車・本院の侍等布衣（57）を着し、騎馬にて相具す。二位宰相中将殿直衣をめざる、

嘉承二年(1107)五月一日 菖蒲の根合わせの事、兼ねて催されて、この日左右の殿上人が河原に出向いてお祓いをして、七社に幣を奉るために幣使を派遣されました。賀茂一社においては金銀の御幣と競馬十番を奉納することでした。この日、左方は仰せによつて北の中門を渡り、白河上皇の御見物があつたのは左方の名譽でありました。同月の五日は新院の女房の根合せでした。未の刻に東の泉殿に參集しました。左右が勝負を争つたのですが、左方が勝つて、その喜びを申し上げ、かつ、その時に立てた願を果たし奉るということで、同月の九日に競馬の馬をつれて賀茂に參詣されました。女房の御車三輛、乗尻など相連なつて出発の儀式を上皇が御覽になりました。その行列は先づ金と銀の御幣、次に乗尻十人、舎人、居銅

ようにお召しになつたところ、褐衣冠にいちひたたり（直垂）を着た人が平故録を背負つて来られました。惟家弁をお仕置きせよと仰せがあつたので、その人は南に向かつて矢を放されたところ、惟家弁の胸に当たり、苦痛の声が聞こえました。お仕置きを致しましたと申し出られたので、誰がおいでになつたのですかと尋ねたところ、日吉がお出でになつたのだと聞こえて後に夢から覺めましたが、これは惟家弁の姑のなんとかいう局が參籠された朝の夢であります。その局は驚かれて大変に恐れて祈りをかけ、願などを立てられたけれどもその日に惟家弁は亡くなつたということです。

殿上人、両貫首（58）など皆束帶にてつらなり。所の衆瀧口（59）等貫首の扈從として候せり。其路洞院の大路より、三条・京極・大炊御門・朱雀を経て法成寺（60）の東大路より、先ソ下社に参らる。奉幣社司につけてまいらせ、事畢て上御社に参詣ありて幣帛おなじく社司につけて奉り、競馬などありて夜に入り下向ありと云々。其時女房のもとより殿上人の中に送る歌

たちならぶ人やあらましちはやぶる

わがかたをかの神（61）なかりせば

返し

みかりしていのりしこのかひあれば

わがかた岡の神ぞうれしき

鳥羽院天仁二年八月十六日戊子、賀茂行幸御代始也、此御宇にす

べて六ヶ度行幸ありける。年月しるすに及ばず、もらしつ。〔古今

著聞集〕（62）第一神祇部 保安年中に左衛門大夫源康季（板戸左衛

門大夫（63））、年来賀茂御神を信じ頼ミ奉りけるに、或夜御戸開に

まいりける程に（一本まいりつるかひなく）賀茂川の水おびただし
く出で渡りがたかりければ岸上に思ひやり奉りて居たりしが、社司
ども例のごとく御戸ひらき奉らんとするに、さらに開かれさせ給は
ざりければ、

など女房の車、本院の侍など布衣を着用し馬に乗つて従つていまし
た。一位宰相中将殿は直衣を着ておられ、殿上人、二人の貫首（藏
人頭）など皆が束帶で並んでいました。所の衆や瀧口武士などが貫首
の扈從として従いました。その道は洞院の大路から三条、京極、大炊
御門・朱雀を経て、法成寺の東大路より先ず下社に参詣されました。
奉幣を社司に持たせて奉納させ、下社の行事が終わつてから上社に
参詣され、幣帛を同じ様に社司に持たせて奉納し、競馬などがあつ
て、夜になつてから帰られたそうであります。その時、女房のところ
から殿上人に送つた歌は

たちならぶ人やあらましちはやぶる

わがかたをかの神なかりせば

返し

みかりしていのりしこのかひあれば

わがかた岡の神ぞうれしき

鳥羽院は天仁二年（1106）八月十六日戊子の日、賀茂へ行幸され、
御代始めの行事がありました。この天皇の御代には六回行幸があり
ました。その年月は書くには及ばず、省略します。保安年中に左衛門
大夫源康季は以前から賀茂御神を信仰し、頼りにしていましたが、
ある夜。御戸開きに参りましたところ、賀茂川の水が夥しく出て
渡ることができなかつたので、岸の上にいて思案にくれていました。

祠官いかにもせんすべなくて時うつり、観念し心をしづめ居たりける程に眼頻に催されて或社司の夢に、康季が参りくるをまたせ給ふてひらかぬよしを告給ひける。驚キ覚メて氏人をさしつかはし迎にければ、康季岸の上に居けるを、いざとてゐてまいりけるに、其ま御戸ひらかれ給ひにける。康季かく神慮に叶ひける故にや、さもありがたき大夫尉に近康・康綱・康實・康景四代までうちつづきてなりにき。此外季範・季頼・季實・季國・康重・康廣等六代までも此康季が子孫にて皆此昇進を遂げたりけるは他家にありがたき事也。

『水史』引『補任』崇徳院天治二年十月二十七日、御代始行幸あり。同御宇天承の比、太上皇（64）賀茂社御幸なりて御鞠ありしに、賀茂成平縣主（65）うけたまはり、あげ鞠つかうまつりし時かくよめる

しめのうちのみゆきに袖をかざしつつ

名をあげまりをけふしつるかな

『古今著聞集』第一神祇部 保延五年五月一日、祈雨（66）の幣を貴布補に奉らる、其宣命は大内記儒門の博士（左中辨顯業）など皆故障ありて作る事あたはざれば、其時の上卿（大宮大夫師頼卿也）、少内記相承（一本二永）か作代にして書給ひけるが、

社司らは慣例の通りに御戸を開こうとしたが「向に開く」とができません。祠官たちはどうしようかと困つてゐる間に時は過ぎて行き、観念して心を静めていたのですが、しきりに眼氣を覚えたある社司が夢を見て、神様が康季がお詣りに来るのをお待ちになつてゐるので、戸が開かないのだとお告げになりました。驚いて目が覚めて康季を迎えて氏人を差し遣わしたところ、康季が岸の上で待つていました。さあどうぞと云つて康季を連れてお詣りに行つたといふ、そのまま苦もなく御戸が開かれました。康季はこのように神様の思し召しに叶つたためでありますようか、なかなか就任できない大夫尉になり、近康、康綱、康實、康景まで四代続いて就任する」とになりました。この他、季範、季頼、季實、季國、康重、康広など六代までも、この康季の子孫であつて皆この昇進をとげたことは他の家にはない」とでした。

崇徳院の天治元年（1124）十月二十七日に御代始めの行幸がありました。この天皇の御代の天承の頃に太上天皇が賀茂社にお出でになつて蹴鞠があつたときに、賀茂成平縣主が承つて上げ鞠を致しましたが、その時に次のように詠みました。

しめのうちのみゆきに袖をかざしつつ

名をあげ鞠をけふしつるかな

保延五年（1139）五月一日、雨乞いの幣を貴布補に奉納されましたが、

必ズ神感あるべきよし自讃し給ひけるに、はたして二日雨おびただしく降たりけるとなむ。（全文ハ著聞集ニ載タリ）宣命は事なければもらしつ。同年十月一日己酉、行幸あり。此御代すべて五度の行幸也。（一本 祈雨奉幣ありけり、大宮大夫師頼御奉行せられるに内記儒辨さはりありてまいらさりければ、宣命を作へき人なかりければ、上卿忍て宣命をつくりて少内記相永が作たるとも号せられける、云々）

近衛院久安元年十二月四日甲辰、御代始の行幸也。此御代三ヶ度行幸なりける。同御代に左少将藤原實重（67）と云ける人、年来賀茂社に詣てて藏人にならぬ事をなげき侍りけるを二千三百度にもあまりけるとき、貴布補にまうではしらに書付ける。

（『千載集』第廿平實重）

今までになどしづむらんきふね川

かばかりはやき神をたのむに

かくて後なむほどなく藏人になり侍りけると云々。

『玉葉』後白川院保元元年四月二十五日丙申、賀茂社行幸あり。

『山槐記（68）』一二條院永暦元年八月二十七日壬申、御代始賀茂行幸ありて此御代に五ヶ度行幸有けり。

高倉院嘉應元年八月二十九日賀茂行幸、此御代五ヶ度也。

その時の宣命は大内記儒門の博士（左中弁顯業）などが皆、支障

があつて作ることができなかつたので、その時の上卿（大宮大夫師頼卿なり）少内記相承が代作で書かれました。必ず神感があるはずだと自贊なさつていたのですが、その結果、三日間雨が夥しく降つたそうです。その宣命は別に書く必要もないでの省略します。

同年の十月一日に行幸がありました。この天皇の御代には全部で五回の行幸がありました。（上欄注 一本 祈雨の奉幣がありました。

大宮大夫の師頼が奉行をされたのですが、大内記の儒弁に支障があつて来なかつたので、宣命を作る人がいなかつたため、上卿がこつそりと宣命を作り、少内記の相永が作つたことにされたそうです。）近衛院は久安元年（1145）十一月四日、御代始めの行幸がありました。この御代には三度の行幸がありました。同じ御代に左少将藤原実重という人が以前から賀茂社に参詣して藏人になれないことを歎き悲しんでいましたが、お参りが二千三百回以上になつたとき、貴布補社にお詣りして柱に書き付けました。

今までになどしづむらんきふね川

かばかりはやき神をたのむに

このようにして後、ほどなく藏人になれたそうです。

後白河院は保元元年（1156）四月二十五日に賀茂社へ行幸がありました。一二條院は永暦元年（1160）八月二十七日、御代始めの賀茂行幸があつて、この御代には五回行幸がありました。（高倉院は嘉應元年

賀茂皇太神の靈験あらたなる事ども書たる記ニ云フ。〔『賀茂皇太神宮記（69）』但略文〕皇太后宮大夫俊成卿若かりしより賀茂御神に

ふかく祈申されしは「我和歌の道にかなひ子孫までに此道をつたへ世にほまれある冥助を垂加させ給へと祈り奉る志他事なし」と年比参詣怠りなかりしが、殊に千日のあゆみをはこびて念じ申されければ、願のごとく其名雲井に高くして嫡男定家卿は父に超えて中納言に昇り、孫為家卿は大納言まで昇進ありしは、歌道名誉ゆへにして偏に當御神の感応なりとぞ申傳へし。

又伊勢大輔（70）といへる官女は「一生の内に秀歌よませてたべ」と賀茂へいのりをかけ、橋本社のもとながる水を硯水にして千首をよみて奉りければ、千首大輔と呼ばれ世の人の口にある秀歌よみけると也。

又云、平清盛公いまだ浅官なりし時、夢の告に「賀茂御神より宝の山を賜ふ」とて金の宝山門に入りかたく大きやかなる其上に藤花咲かかりたり、装束したる神官一人出来り「これは賀茂大明神より下さるるなり」といへるに、今一人の云フ「是は春日大明神の使にてしばらく清盛にあづけらる」とありて夢はさめけり。驚きつつしみていかかる冥助をか、うつつに得せしめ給ふべきとたのもしく、彌々信仰あさからざりしに、後に白川の准后（71）と聞えしは清盛の妹の女にて、其の比の殿の北ノ方に物せられしが（一本 其時の近衛

（1169）八月二十九日に賀茂への行幸があり、この御代の行幸は五度でした。

賀茂皇大神の靈験あらたかなことを書いた本には次のようないふが書かれています。皇太后宮大夫俊成卿が若かつた頃から賀茂御神に深くお祈りになり、申されたのは「私が和歌の道に叶い、子孫にまでこの道を伝えて世に誉れとなるように神様の御加護を下し給りますようお祈り申し上げます。志はこれ以外にありません」と日々参詣を怠らずにいたのですが、ことに千日の歩みを運んでお祈りを申し上げたところ、願いのようにその名は宮廷内で高くなり、嫡男の定家卿は父を超えて中納言となり、その孫の為家卿は大納言まで昇進されました。これはひとえに歌道の名誉があつたからで、この御神の感応であると申し伝えています。

また、伊勢大輔という官女は「一生のうちに秀歌を詠ませてください」と賀茂に願をかけ、橋本社の傍を流れる水を硯水として千首の歌を詠んで奉納したところ、千首大輔と呼ばれて世の人々が口にする優れた歌を詠んだそうです。

また、ある話によると、平清盛公がまだ官位が低かった時に、夢の中では「賀茂御神から宝の山を賜う」とお告げがあつて、門に入りにいほど大きい金の宝の山の上に藤の花が咲き垂れていました。そこへ装束を着た神官が一人出てきて、その一人が「これは賀茂大明

殿 下とあり) 其御領悉くかの後室一期知行せられるべきよし仰セられけるに、過分の事也辞退申すべきにこそと思はれけれども、かの夢の御告に任せて御請申され、年久しく主のはからひとなりしより、いつしか身の威勢龍に雲のしたがふごとく天が下のはからひをも心にまかされける事、偏に神恩なりしと云々。

『皇太神宮記』又治承四年六月九日に、京を攝津国福原へうつされ新都の事始ありしに卿相雲客命議のうへ此所を定メけるに、一條より五條までありて五條以下は不足にて(72) 事行ハざりければ、ただもとの京へ移りかへらるべし(73) とて、賀茂社へ其由の奉幣を立られ、旧都へことばとくかへられけるに、先づ里内裏(74) を造進せらるべきよし僉議有て、五條大納言邦綱卿(75) に周防國を給はりて、六月二十三日に事始して八月十日に上棟と定メらる。彼

大納言は大福長者におはしければ造立せん事左右に及ばず(76) といひあへるに、やがて其事遂ケなりぬとなり。此邦綱卿の富榮果報ゆかりし事は(『源平盛衰記』小異)、そのかみ此卿の母あまり家貧しきを歎て賀茂の御社へまゐり詣でて「あはれ願くは福力の身となし給へ」

神が下されたものです」と云いました。もう一人の神官が「これは春日大明神の使で、しばらく清盛に預けておかれる」と云つたところで夢が覚めました。清盛公は驚き謹んで、どのようなお助けを現実に下さるものかと期待して、ますます信仰を深めていました。後になつて白河の准后と申し上げていた方は清盛の妹の娘で、その時の近衛殿の北の方となつていた方が持つておられた御領をことごとくかの未亡人の一生涯の領地とされるべきであると仰せられたのですが、これは過分の事であるから辞退申し上げるべきだと思われたけれども、あの夢のお告げに任せてお請けになつて、長年にわかつて主の計らいであつたから、いつの間にか身の威勢が龍の雲に乗つたようになり、天下の計画も自分の心に任されるようになつたことは、これは偏に神恩の賜物であったということです。

また、治承四年(1180)六月九日に都を摂津の国(福原)へ移転され、新しい都の事始めがあり、卿相雲客が集まつて検討してこの場所を決定しましたが、一条から五条まであつて、五条より先は場所が不足して事業を行うことができないので、ただ旧都に移転しなければならないということで、賀茂社へその由の幣を奉納されました。旧都に悉く変えられたのですが、先づ里内裏(仮御所)を造営しなければならないと評議があつて、五條大納言邦綱卿に周防の国をお与えになつて、六月二十三日に事業を始め、八月十日に上棟する

と無二の信心を發し度々籠り念ぜられるに、或夜の夢に、賀茂の御神より給ふと覚えて、檳榔毛の車の來りて胎内にやどるとみえしが、やがて懷妊ありて生れ給ひける邦綱卿にておはしければ、福報人に超えて繁栄なりしと云々。

又云フ、叡嶽の学徒幼年より智恵かしく心さし勇猛にして止観（77）の窓の雪に眼をさらし、三諦の床の月に心あきらかなりといへども、富報すくなくて濟度の道乏しかりければ、いでや毘沙門天に祈らむとて鞍馬寺に參籠し、又清水の觀世音に通夜して普門融通の福力を與へ給へと祈念ありしに、觀音も多門天も福報を授ケなん事は賀茂大明神の御はからひなれば我らがままならず、ただ賀茂へまゐり申すべしと両寺の本尊告させ給ふにまかせ、賀茂御社に参り七夜通夜して祈り歎きければ、七日満しける暁、宿房に下向して暫クまどろみける夢の中に「汝もとより福報なき身なれども、あまりに祈り歎き申も不便なれば大明神より給はるなり」とて裝束したる神人長櫃二合昇き持きたりて「あなかしき」、此長櫃底まで取扱フ事なけれ、さもし侍らずば一期が内尽る事あらじ」と告てさりぬ。

また、比叡山の學生が幼少の頃から學識があり志^{シズメ}が勇猛であつて、「止観の窓の雪に眼をさらし、三諦の床の月に心明らかなり」といつても、富についての報いが少なくて、濟度の道（生活の身すぎの道）が少なかつたので、さあ毘沙門天にお祈りをしようと云うことで、鞍馬山に參籠したり、また、清水寺の觀世音に通夜して祈り、「自由に滞りなく何事も行えるような福力をお与えください」と祈つたところ、觀音も多門天も申されるには福の報いを授けることは賀茂大明神のお計らいであつて、われわれの思う通りにはできないと両方の寺の本尊がお告げになつたので、賀茂御社にお詣りして七日七晩連続して祈り、嘆願したところ、満願の暁に宿に戻つてしまは

と決定されました。この大納言は大変な裕福者だったので、これを造りあげることはわけもないと噂^{うわ}していたのですが、やがてその事業も完成することとなりました。この邦綱卿が富み栄えてその果報^{かほう}が著しいのは、その昔この卿の母君があまりにも家が貧しいので嘆き悲しんで、賀茂の御社に参詣して「どうかお願ひしたいのは、福力の身として下さい」とまたとない信心を始め、度々參籠してお祈りをされたところ、ある夜の夢の中で賀茂の神から頂いたと思われるが、びんろうの毛の車がやつてきて胎内に入つたと思つたのですが、やがて懷妊してお生まれになつたのが邦綱卿であつて、その福音の報いは人々を超えて繁栄されたそうです。

夢さめてみるに枕にありけり、一櫃にはしらげのよね（78）入たり
又一櫃には絹綿の類入りみてたり、難有拝しいただきて是を自他の
施用などに取つかふに尽盡ざりけりと云々。

『文治三年行幸摂政兼實公記・玉葉記後名玉海』後鳥羽院文治三年十一月十四日、賀茂行幸（79）あり。其儀あらあら記之。先づ上卿（此時転法輪三條ノ先右大將實房也）參内ありて奉行 職事（定經也）をして諸司以下催し仰せらる。又舞人の行事をして舞人等を催さる。主上御湯殿の事あり、次ニ上卿弓場殿にすすみて宣命を奏せらる。是よりさき宣命の草を攝政殿内覽の事例のごとし。主上（御年七歳也）御總角（80）御装束などあそばし、昼御座（81）に着力せ給ひ神宝を御覽せらる。鏡ノ筥金銀の御幣等なり次ニ南殿に出御あり、

く微睡まどろむと、その夢の中で「お前はもともと福報のない身ではあるけれど、あまりにも熱心に祈り嘆願するのは不憫であるから、大明神からこれを下さる」と云つて、装束を身につけた神人が長櫃二個を担いで持ってきて、「よろしいか、けつして、この長櫃の物は底まで全部取り出してしまってはいけない。そうしなければ、お前が生きていた。夢が覚めてみればそれは枕元にありました。一つの櫃には白米が入つており、もう一つの櫃には絹や綿の類が満ちていました。有難く拝んでそれを頂き、これを自分や他の人々への施しながら使いましたが、尽きることはなかつたと云うことです。

後鳥羽院の御代の文治三年（1183）十一月十四日に賀茂への行幸がありました。その事を大まかに書きます。先づ、上卿（転法輪三條）が參内されて、奉行や職事をして諸司以下の者に催し事を命令させられました。また、舞人の行事をして舞などを催されました。天皇は御湯殿の儀式があり、次に上卿は弓場殿に進み出て宣命を奏されました。これより先に宣命の草稿を摂政殿下が内覽されましたが恒例となっています。天皇は御歳七歳で御總角の髪型をされ、御装束をお付け遊ばして昼御座に着席され、神宝を御覽になります。

鏡の筥、金銀の御幣などを御覽になつて、次に南殿にお出ましになります。摂政は天皇の御裾のところに伺候し、内侍は前後に伺候し

近衛中将御璽を取りて御輿の中に納メらるれば、主上乗おはします。

路次の行列（一本ラ頭ニ作ル）、公卿、殿上人、舞人、神寶神馬相つらなる次第は略してしるさず。かくて西洞院より一條、大宮、土御門、又西洞院一條、出雲路河原を経て下の御社に着おはします。

堤の外にして上下各下馬あり、御輿は御在所の東面の幔門（85）より入らせられ下御なりて其階かくしの前御輿よせの上に昇居奉れば近衛の中将御輿後陣北ノ方より参り御輿寄に昇り蟇戸を開き階隠の間の御簾を巻て更に近く参りて御璽箱を取て右方の内侍に授渡されて御輿の左方にまかで候せり。次攝政参り扶持し参らせられ主上下御なり、軽轎前に立せ給ふ。中将蟇戸を開、簾をたれて退下給へば御輿を昇退け、簾中ノ平敷のおまし（86）につかせおはします。爰に腋御膳は御くだ物などを供し奉り公卿饗の座に着く。此間奉行職事掃部寮（87）をして葉薦（89）を御所の東の庭に敷かしむ。次二神祇官案（88）（一脚）西薦うへに立れば、内藏寮（89）御幣四捧を案によせ立、次ニ神祇官御鏡管金銀御幣等黒塗の机に置、西薦の上に白木長床子（一脚）を立て神宝を置ク、

奉行の職事は摂政の裾を持つて付き従つてます。御帳の西の間にいて御反閑があつて、御帳の前にお立ちになつて、次に將が並び公卿たちが立並び、その次は団司が鈴を鳴らすと御輿を天皇の横に持つて来ます。近衛中将が御璽を持つて御輿の中に納められてから天皇は御輿にお乗りになります。路を行く行列、公卿、殿上人、舞人、神宝や神馬がそれぞれ並んで行く順序はここでは省略して書きません。このようにして西洞院から一條、大宮、土御門、また西洞院一條、出雲路河原を通つて、下の御社（下鴨神社）にお着きになります。堤の外側で貴人も下の人もそれぞれに馬から降ります。御輿は御在所の東側の幔門からお入りになり、天皇はお降りになります。御輿は御輿の後陣の北方から参り、御輿寄せに昇つかるると、近衛中将は御輿の前にお立ちなります。中将は蟇戸を開いて蟇戸を開いて「階隠の間」の御簾を巻いて、さらに近く参上して御璽箱を取り出して右方にいる内侍に受け渡されてから、御輿の左方に退いて伺候します。次に摂政が参つて、お助けして天皇は御輿からお降りになり、軽轎の前にお立ちなります。中将是蟇戸を開じ、簾を下げて退かれると御輿は坦いで下がります。天皇は御簾の中の平敷の御座所に着座されます。ここで腋御膳として御果物などを天皇に差し上げ、公卿は饗応の席に着座します。この間に奉行の職事

此間に上卿頭中将に付して宣命（90）の清書を奏覽す、攝政殿是をとりて簾中に入御覧あつて返し給ふ。次に御手水ノ事（93）ありて御拝の座にうつりつかせまします時に、攝政御座のほとりに候せらる、頭中将（91）御笏（92）を献ず。次御贋物（94）二膳を供すれば、宮主（95）北縁下に着て御麻（96）を奉る、頭中将取伝へて供し奉れば先御祓いの事あり案のもとの転（97）に着ス。次上卿南ノ幔門より入前庭を経て着座し給へば、御馬一疋將監これを引ク。次走馬（98）三疋、舞人是を引ク。次御祓おはりぬれば、宮主御祓の間を退出れば、主上解縄をとき人形を撫給ふ事例のことし。次神馬、走り馬を引出し御贋物を撤しだる。此間陪從（99）幔外にして笛の音を発す、次上卿案のもとにすすみて御幣（二捧）を取て艮（うしとら）にむかひ、次主上両段再拝させ給ひねれば、攝政喙声（100）をして告らるる時に挿頭花を取て参りすすみて御冠に指奉り、笏をさして右廻し本路をへて退下せらる。次上卿座を立て東の幔門より出て社頭に参らる。此間御笏をてつし給ふて又奉行をめし社司の賞（102）の事を仰らる。

は帰部寮の者に葉腐を御所の東の庭に敷かせます。次に神祇官は案（机）を二脚、西の蓆の上に立てるに内藏寮は御幣を四本、その案に立て掛けます。次に神祇官は御鏡管、金銀御幣などを黒塗りの机に置き、西蓆の上には白木の長床子一脚を立てて、その上に神宝を置く。この間に上卿は頭中将に持たせて宣命の清書を御覧いただくよう奏上します。攝政はこれを手に取つて簾の中へ入り、天皇が御覧になつてからこれをお返しになります。次に御手水の儀があつて、御拝の座にうつり着かれる時には攝政は天皇の御座の傍に伺候されます。頭中将是御笏を天皇に献じます。次に御贋物二膳を差し出しますと、宮主は北の縁の下に着座していくて御麻（御幣）を奉ります。頭中将はそれを受け取り天皇に供し奉ると、先ず、御祓の儀があり、案の下の転（うしとら）に着かれます。次に上卿は南の幔門から入り前庭を通つて着座されると、御馬一疋を將監が引き立ててきます。次に走馬三疋を舞人が引いて来ます。次に御祓が終わりますと、宮主が御祓の間を退出します。天皇は解縄をといて、人形をお撫でになるのはいつもと同じであります。次に神馬と走馬を引き出し、御贋物を撤去します。この間に陪從は慢の外にあつて笛の音を発します。次に上卿は案の傍に進み出て御幣二本を取り上げ、艮（うしとら）の方に向かいます。次に天皇は「両段再拝」されますが、攝政は、喙声をして告げられる時に、挿頭花を取つて天皇の方に進

是よりさき上卿指花（101）給ふ後、殿上人等舞人以下指花と云々。

次、神宝等を撤すれば摂政休幕にまで給ふ。爰にして献盃の事あり、黄昏の後社頭の事漸終る砌上卿社頭より帰参り奉行をして御願平安遂ますよしを奏すれば聞食（103）よしを仰らる。此間御在所巽良東三方の幔をてつして公卿の座を敷きて次に頭中将をして公卿をめせば大將（104）以下着あり。主殿立明を白して（105）馬場の東頭にあれば舞人御馬を南より上で北にのる事終れば公卿座をたちもとの如く幔を引、又公卿の座を撤す。次公卿東庭につらなる、禄を給ふ也（一本ニ不給祿於上社可給也）、此間内侍輕輕の左右に候すれば、主上其中央に立座す。御輿をよせ奉りて上ノ御社に向ハせ給ふ。其儀摂政參上ありて御簾を巻て北ノ簣子ニ摂政候し給ふ、近衛中將参りて御輿を御輿に安せらるれば乗おはします。攝政殿西鳥居の外にして車に乗り後陣に参り給ふ。上社南ノ鳥居の外にして各下馬あり、御輿御所の西幔門より入りおはしまして北第三間の御輿寄に昇居、

み出て御冠にその花を挿し奉ります。そして笏をさして右廻し本路を通つて退出されます。次に上卿は座を立つて東の慢門より外に出で社頭に参られます。この間に天皇は御笏をおしまいになつて、また、奉行を呼び寄せられ社司への賞の事を仰せになります。これより先に上卿は指花を挿された後に、殿上人も舞人以下皆が指花を挿すとのことです。次に神宝などを撤去すると、摂政は休幕に退出されます。ここにおいて献杯の儀があります。黄昏の後になつて社頭の儀が漸く終わります。その時、上卿は社頭から帰つて来て、奉行に天皇の御願は平安に遂げられました由を奏上させますと、「聞食よし」（確かに聞き届けた）と仰せられます。この間に天皇の御在所の東三方の幔を撤去して、公卿の座を敷きます。次に、頭中将が公卿をお召しになりますと、大將以下が着座します。主殿が灯松を灯して馬場の東頭にいますと、舞人は馬を南から上がって北の方に乗り進める儀式が終わると、公卿は座を立ち、もとのように幔を引き、また公卿の座を撤去します。次に公卿は東庭に並び、禄を給います（一本には禄を給わず、上社において給うべきなり）。この間、内侍は軽幔の左右に伺候していまして、天皇はその中央に立座されます。御輿を近くに持つて来させ、これから上社の方に向かわれます。その儀では摂政が參上して御簾を巻いて、北の簣子に摂政が伺候しておられます。近衛中将が参りまして、御輿を御輿の中に

時に攝政殿西の簀子のほどより参上あり、中将御輿よせの簾をかげ、御璽の笛を取て内侍に授てしそきて北方に候せらる。次に主上下御ありて軽幄の前に立せ給ふ。中将葦戸を開てしそき下らるれば、次將御輿を退さりぬ。攝政御簾中に参候あり。次公卿西（南一本）の幔外を経て公卿の座につく。主上御平敷の御座に着せ給ふ。件ノ御座はかり幄の前にあり。此御所のかまへ北面なり、第三間にかり幔をかまへ、第二間に平敷を敷て御座とす。第一間に御拝の座を五重（一本三）に装フなり。次攝政殿奉行の職事をめして神寶等を昇置さしめ給ふ。東西行にして南北あひならべり。次案を立て幣を倚たて神寶を取置なり。下社は河合社をくはへて二社に奉らる、當社は一社なり。次主上御手水、女房これを承る事初のごとし。事畢て御拝の座に着おはしませば、御笏を献じ御あが物を供す。次に御麻を奉る。次宮主御麻を取て着座す。次上卿西の庭をへて着座。次に神馬一疋走馬三疋立る。次上卿御幣を取て立（108）。次両段再拝（下社のごとし）事畢て上卿御幣を置て本座にかへらず直に社頭に参上あり。

安置してから天皇がお乗りになります。摂政殿は西の鳥居の外で車に乗り、後に従つて参られます。上社の南の鳥居の外で各々は馬から降ります。天皇の御輿は御所の西幔門からお入りになり、北第三間の御輿寄せに担ぎ入れます。この時に摂政殿は西の寶子の傍か参上され、中将は御輿寄せの御簾を上げて御璽の管を取り出して内侍に授け、後ろに下がつて北の方に伺候されます。次に天皇は御輿からお降り（下御）になり、軽轎の前にお立ちになります。中将是蟄戸を閉じて退かれますと、次將は御輿を下げさせられます。摂政は御簾の中に参られます。次に公卿は西の幔の外を通つて公卿の座に着席します。天皇は御平敷の御座に御着席になります。件の御座は仮幄の前にあります。この御所の構えは北面です。第二間にかり幘を構え、第一間に平敷を敷いて御座としています。第一間に御拝の座を五重に装つています。次に摂政殿は奉行の職事をお召しになつて、神宝などを運んで来て置かせられます。東西方向に連ね、南北に相並べて置きます。次に案を立てて、幣をそれに寄りかかるよう立て、神宝を置きます。下社の場合は河合社を加えて二つの社に奉られますが、上社では一社だけです。次に天皇は御手水をおわたらし、御あがもの天皇が御拝の座にお着きになると御笏をおわたらし、御あがもの差し上げます。次に御幣を奉ります。次に宮主は御幣を

此間攝政職事をめして社司の賞の事を仰らる。次御笏を撤せられ又神宝を撤するのち攝政休幕にまかて給ふ。北の鳥居の外東のわき也。此間御神樂韓神（109）など例のことし。次に上卿社頭より帰参り幔の西を経て南の幔門の方におきて職事をして御願平安遂ますよしを申す。聞食のよし仰らるる事例のことし。次御所の西良坤アシカムヒコの幔をつして公卿の座を敷き東面の西のわきなり（本書二敷公卿座於西面南腋）頭中将をして公卿をめす。上卿以下座に着、次御馬を南より上で北に馳ける、社の方へはする也。次に公卿座を起給へば座を撤す。次上卿奉行をして見参（110）を奏せしむ。御所の西の縁をへて持参りて奏す杖にさせり。攝政北の第一間の簾中にして覽し給ひて返し給はる。奉行職事これを取てしりそき下れば公卿の禄をたまはりて事終りぬとて還幸を催さる。公卿御所の南の腋につらなり給へば上卿は北に立給ふ例也云々。次に御輿を寄奉り攝政簾中に候し給ふ。二位中将御璽をとりて鳳輦の中に安し給へば、主上乗御なりぬ。

取つて着席します。次に上卿は西の庭を通つて着座。次に神馬一匹と走馬三四を引き立てます。次に上卿は御幣を取つて立てます。次に「両段再拝」（下社と同じ）を行います。一連の儀式が終わると上卿は御幣を置いてもとの座に戻らずに直ちに社頭に参上します。この間に攝政は職事を召されて社司に賞を与えることを仰せになり次に御笏を下げられて、また神宝も下げられた後に、攝政は休幕に移られます。これは北の鳥居の外の東の脇にあります。この間に次に御笏を下げられて、また神宝も下げられた後に、攝政は休幕に移られます。これは北の鳥居の外の東の脇にあります。この間に御神樂・韓神などが例の如くに行われます。次に上卿は社頭から戻つてきて、幔の西を通り抜けて南の幔門の方へ行つて、職事を通じて御願を平安に遂げました旨を奏上します。聞こし召す由を仰せられるのは例の通りです。次に西良坤アシカムヒコの幔を撤去して公卿の座を敷き（東面の西の脇）、頭中将に命じて公卿を召し集めます。上卿以下が座に着き、次に御馬を南から北に向かつて駆けさせ、社の方に走らせます。次に公卿が座を立たれたら、その座を撤去します。次に上卿は奉行を呼んで見参けんさんを奏上させます。御所の西の縁を通つて持つて参つて奏す杖にさします。攝政は北の第一間の簾の中でそれを御覽になつてからお返しになります。奉行の職事はこれを受け取つて退かれると公卿は禄を給わつたことになり、儀式はすべて終わつたことになるので、還幸かんこうを催されます。公卿が御所の南の腋に並ばれますと、上卿は北にお立ちになるのが例といわれています。

攝政たすけのせ参らせられ西の幔門より出御ましまして鳥居の外より攝政車にのらせ給ひて御後陣より参らせ給ふ。御輿深更に及て還入せ給ふ。御輿をよせ内侍参候ありて中将殿御璽をとり渡し給ひ、主上下御ましまし御帳の前にたせ給ふ時、次將御輿を退れば鈴の奏あり。次に各たいめんの事ありて御本殿に入御まします也。次奉行職事をして行幸の行事の賞（111）を仰らる。

社司の賞（112） 神主重保追申請べき由也
自余上下社司は社家の注進ある交名に任せ皆一階を給也云々
『建久九年御幸鴨社家記』社記云、建久九年二月二十六日賀茂社御幸あり（113）、奉行権左少辨長房朝臣（114）也。後白川院の例を以

『建久九年御幸鴨社家記』社記云、建久九年二月二十六日賀茂社御幸あり（113）、奉行権左少辨長房朝臣（114）也。後白川院の例を以て諸事沙汰し調べきよし仰らると云々。

第三章 欧洲の鐵道

先下社へ御幸なりて神前の儀おけりて上社へむかはせ給ふ 例の
ごとく南の鳥居より下御なりて細殿の御所に入せ給ひ、舞殿に御拝
の座を構て爰に移り着せ給ふて上卿幣を奉られ、兩段再拝（115）お
はしませば、上卿給はり傳へて（一本ニ傳へてノ次ニ社司に給はれ
ばトアリ）社司神前にたてまつり返祝詞（116）申畢て細殿に入御、
神馬を引めくらす（一本ニ引めくらすノ次ニ舞殿をめぐるトアリ）。

です。次に御輿を寄せ奉り、摂政が簾の中で伺候されます。二位の中将が御璽を持つて鳳輦の中に安置されると、天皇はお乗りになります。摂政は天皇をお助けして乗せ奉り、西の幔門からお出ましになり、鳥居の外から摂政は牛車にお乗りになつて天皇の後から従つて行かれます。御輿は夜更けに及んで御所にお還りになります。御輿を入り口に寄せ、中将殿は御璽を取り出して天皇の傍に伺候している内侍に渡し、主上が御輿からお降りになつて御帳の前にお立ちになるときに、次將が御輿を退げると鈴の音が鳴ります。次にそれぞれ対面の事があつてから、天皇は御本殿にお入りになるのです。次に奉行職事を通じて行幸の行事の賞を仰せられます。

社司の賞 神主重保追テ申シ請フベキ由ナリ

自余上下社司ハ社家ノ注進アル交名ニ任セ皆一階ヲ給フ也云々

「社記（建久九年御幸鴨社家記）」によれば、建久九年（1198）二月二十六日に賀茂社に御幸がありました。奉行は権左小弁長房朝臣です。後白河院の例に従つてすべての事を行うように、十分に調べるべきであると仰せられたとのことです。

「社記（建久九年御幸鴨社家記）」によれば、建久九年（1198）二月二十六日に賀茂社に御幸がありました。奉行は権左小弁長房朝臣です。後白河院の例に従つてすべての事を行うように、十分に調べるべきであると仰せられたとのことです。

先ず下社に御幸があつて、神前の儀が終わつてから上社に向かわれます。例のように南の鳥居から御輿をお降りになつて、細殿の御所にお入りになり、舞殿に御拝の座を構えて、ここに移られ着座されると、上卿は幣を奉り、両段再拝をされますと上卿はその幣を給

供御の事は御破子（117）と云々。御読経所の屏の内に進物所を儲たり。かねて細殿の御所の東ノ頭にかりやを構へて上卿の座とせり。此間に頭中将伊輔朝臣（118）社司の賞の事を奉り仰らる。神主資保（119）正四位下に叙せらる。又補宣祝氏人等各一階を給へりと云々。但去文治元年の御幸は儀式にて神寶種々舞楽、競馬御まり歌会など事ありしを今度建久には略儀（120）の御幸也と云々。

此御門の比にもやあらん、或記『古今著聞集』神祇部飛鳥井家祖參議從三位（云々）云、二條宰相雅經卿（121）は賀茂大明神（122）の御利生（123）によりて次第に昇進ありし人なりけり。其始メ世の中あさましくてはかばかしき家なんどもおはせざりければ、花山院の釣殿に宿してそれより歩行にて、ふるにも照にもただ賀茂へまいるをもてつとめとしてけり。其頃よまれたりける歌に、

世の中に数ならぬ身の友千鳥
なきこそわれかもの河原に

と、此歌心ノ中ばかりに思ひつらねて世にちらしたる事もなかりけるに、社司（「その名を忘る云々」）の夢に、大明神「われは、なきこそわれ賀茂の河原に、と読たるものいとをしき也、尋ねよ」（一
本ニ賀茂の河原にヲ數ならぬ身にトアリ）としめし給ひけり

わり、伝え受けて社司は神前にそれを奉ります。返祝詞を申し終わつて上皇は細殿にお入りになり、神馬を引き廻します。供御（お食事）は御破子（弁当）であると云います。御読経所の屏の内に進物所を設けています。かつては細殿の御所の東の頭に仮屋を構えてこを上卿の座としました。この間に頭中将伊輔朝臣が社司に対する賞の事を仰せられました。神主資保は正四位下に叙せられました。また、補宣、祝、氏人などはそれぞれ一階づつ上げられたといいます。ただし、去る文治元年（1185）の御幸には儀式において神宝を種々供え、舞楽、競馬、御鞠、歌会などの行事がありましたが、この度の建久では略儀の御幸であつたとのことです。

この天皇の頃であつたのでしようか、ある記（『古今著聞集神祇部』）によれば、二條宰相雅經卿は賀茂大明神の御利益によって次第に昇進した人でした。若い頃は世の中が浅ましく思えて、実家がはかばかしいお家でもなかつたので、花山院の釣殿にお住まいになつていて、そこから歩いて雨が降つても日が照つても賀茂へ参詣することを毎日の勤めとしておられました。その頃に詠まれた歌に、

世の中に数ならぬ身の友千鳥
なきこそわれかもの河原に

とこの歌心の中ばかりに思いをこめられて、世に自分を宣伝したこともなかつたのですが、ある社司の夢に大明神が現れて「自分は「な

夫よりあまねく尋ねければ此雅経のよみたるなりけり。此示現ききていかばかり信仰の心もふかかりけん。初次第に成あがりて二位宰相までのぼられ侍り。是則大明神の利生也と云々。

『明月記』、『仲資王記』、『百鍊抄』、『水史』(ニ)、土御門院元久元年十一月十三日辛未、行幸御代始也。同御宇『百鍊抄』元久二年三月十二日、太上皇御幸(124)、『社記所見』同年六月五日河上御幸(125)、

此時御馬十三疋社司に下さるるといふ々。又『百鍊抄』又『社記所見』建永元年三月十九日上皇御幸。『同上』同年五月四日二十二社(126)に奉幣使をたてらる。但疱瘡の御祈によつて也。『同上』同年六月一二二日軒廊の御ト(127)ありて賀茂社奉幣使を立らる。齋院禮子(128)の御不豫の事によりて也。『同上』又『社記』覽又『明月記』又承元元年三月七日上皇御幸、橋殿をしつらひ御所(129)として和歌の御會あり、出題

海邊帰雁 (暮山春雨イ) 春雨、社頭夜風 (述懷イ) なりと云々。

『同上』同年八月十三日、又御幸。『同上』同年九月七日幣使を立らる。これ又疱瘡の御祈と見えたり。『同上』又『社記』所見 同年十二月十九日、又御幸有りて種々の御遊覧あり。時に神主幸平上鞠(130)に候す、此時の管弦に上皇御琵琶を遊ばさるるよし社記(又『百鍊抄』ニモ)にみえたり

きこそわれ賀茂の河原に」と詠んだ者をいとおしく思つてゐるのを探せ」とお告げになりました。そこで広く方々を問い合わせたところ、この雅経の詠んだ歌であることが分りました。さて次第に位も上がって行き、二位の宰相まで昇進されました。これすなわち大明神の御利益であるとのことです。

土御門院の元久元年(1204)十一月十三日に御代始の行幸がありました。同じ御代の元久二年(1205)三月十一日には太上天皇の御幸同年六月五日 河上への御幸があり、この時に御馬十三疋を社司に下されたとのことです。また、建永元年(1206)三月十九日には上皇の御幸がありました。同年五月四日には二十二社に奉幣使を立てられました。これは疱瘡治癒の御祈によつてのことであります。同年六月二十二日には軒廊の御トが行われ、賀茂社に奉幣使を立てられました。齋院(禮子)の御病氣治癒のお祈りであります。また、承元元年(1207)三月七日、上皇の御幸があり、橋殿を仮の御所として和歌の御会があり、出題は「海邊帰雁」、「春雨」、「社頭夜風」であったとのことです。

同年八月十三日、また御幸がありました。同年九月七日、奉幣使を立てられました。これもまた、疱瘡治癒の御祈と思われます。同年十二月十九日、また御幸があつて種々の御遊覧がありました。二

『同上』同二年三月二十五日幣使を立らる。三ノ合（日月星の事也星の合天象也）の御慎（131）によりて也。同年十一月十五日又御幸。

同三年六月十日又御幸ありて御神樂ありとみえたり。或記（『古今著聞集』第一神祇）云承元四年正月十六日、大外記（清原）良業死たりけるに、十六日の曉、河内守繁雅が夢に賀茂の御前にて除目おこなはる氣色なりけるに、小折紙に大外記中原師方とかきたりとみて夢さめにけり。いそぎ此よしを師方に告たりければ、多年つかうまつりたるしと覚えて、忝ク頼もしくおぼえけるに、やがてそ

の夜大外記（132）に成にけり、さきに助教（儒官也清原）仲隆、（中原）師高・助教（中原）師季（132）など競望しけるうへ、師方は大監物にていまだ儒官をへざりければ、直に拜任いかにと沙汰ありけり、重代稽古のものなりけれども引たつる人もなかりけるに、忝も神恩をかかぶりて先途をとげてける、めでたき程の者なりけりと云々。

（『社記』所見）同四年四月七日又御幸、『百鍊抄』同八月八日には奉幣使を立らる。『同上』同十月五日當宮には神馬を相添て献せらるると云々。但天変の御祈也云々。

の時の神主は幸平で、上鞠の役を勤めました。この時の管弦に上皇は琵琶を演奏された由が社記に書かれています。

同じく二年三月二十五日、幣使を立てられました。三合の御慎みのためです。同年十一月十五日にまた御幸がありました。同三年六月十日にも御幸があつて、御神樂があつたと記されています。

ある記によると、承元四年（1210）正月十六日に大外記の（清原）良業が死んだのですが、十六日の曉に河内守繁雅が見た夢の中で、賀茂神社の御前で除目が行われている気配があつたのですが、小折紙に大外記中原師方と書いてあるのを見て夢から覚めました。急いでこの事を師方に告げてやりますと、彼は多年奉仕してきた徴と思つて、かたじけなくも頼もしく思つておりましたところ、その夜に大外記に昇進しました。彼より先に助教（清原）仲隆、（中原）師高、助教（中原）師季などがこそつてその地位を望んでいましたし、師方は大監物であつてまだ儒官を経ていなかつたので、直接にに就任するのではないかがなものかとの話もありました。重代稽古のものではありますか、引き立ててくれる人もなかつたので、忝なくも神の御恩のおかげで昇進したわけで、まことにめでたいことであるとのことです。

同じ四年四月七日にまた御幸がありました。同じく八月八日には奉幣使を立てられました。同じ年の十月五日に當神社に神馬二頭を

『百鍊抄』又『社記』所見) 順徳院御宇建暦元年四月七日 (133)、太上皇御幸二日の間御参籠ありて御幣六本神主幸平に給ふのよしみえたり。『同上』同十二月四日又幣使を立らる、大嘗會延引 (134) の事によりて也。

『同上』二年九月二十八日奉幣あり (135)、齊院まかでさせ給ふのよしを告申さるるなり。同年十一月一日大嘗會をあらため行はるるよしの日特定の幣使也云々。

『編年集成』、『水史』に引『皇帝記抄』、『仁和寺日次記』同御宇建保元年三月十日行幸 (136)、(以下『社記』所見) 上卿公房、正補宜重政が許へ花おりて参らすべきよし仰事ありければ、賀茂重政もくらばなけふのみゆきに咲そめて

やほよろげ代の春はかぎらじ

とよみて奉りければ

としをへてみゆきにかさせ春の花

と御返しありける。

『百鍊抄』同年三月三十日又御幸ありて七日御参籠云々。同三年

六月十五日雨の御祈として幣使を立らる。『百鍊抄』同八月十六日上皇御幸あり。

奉納されましたが、「これは天変があつたための御祈だつたそうです。

順徳院の御代の建暦元年(1211)四月七日、太上天皇が御幸になりました。二日間御参籠され、御幣を六本も神主の幸平に給わつたとのことです。同年十二月四日にはまた幣使を遣わされました。」

これは大嘗會が延引になつたことによります。同一年 (1212) 九月二十八日に奉幣が行われました。これは齋院が退任される」とを神様に告げ申されたためです。同年十一月一日、大嘗會を改めて行われる日がきまつた旨を告げるための幣使が遣わされたとのことです。

同じく順徳院の御代の健保元年(1213)三月十日に行幸がありました。上卿の公房が、正補宜の重政のところへ花を持って神社に参詣するとの連絡があつたのに對し、賀茂の重政

もくらばなけふのみゆきに咲そめて

やほよろげ代の春はかぎらじ

と詠んでお答えしたのに

としをへてみゆきにかさせ春の花

たえぬ色かは神ぞしるらむ

とお返しの歌がありました。

同じ年の三月三十日にまた御幸があつて七日間の御参籠されたとのことです。同じく三年六月十五日に祈雨のお祈りとして幣使を遣わされました。同年の八月十六日には上皇

同六年一月二十七日當社へ幣使を立ひ。『百鍊抄』同十一月二十日上皇又御幸のよしみえたり。

同御宇承久元年六月七日庚午、幣使を立らる。天下疫疾の御祈謝なりと云々。『百鍊抄』同二年二月二十日行幸、此御代二ケ度行幸也。同四月一日丙辰、幣使を立らる。宣命等ありと云々。

(『水史』引『明月記補任』) 後堀河院御宇嘉祐元年十二月八日、御代始行幸あり。

(『百鍊抄』、『編年記』ニヘ十七口也) 四條院御宇嘉祐三年十一月十一日戊午、行幸御代始例の」と。

『百鍊抄』後嵯峨院御宇寛元元年十二月五日、御代始行幸あり。

同三年四月九日幣使を立らる。但三合並天変の御祈のためと云々。同月二十九日上皇賀茂御幸(137)あり。

社記云(『葉黃記』(138))詳此文ハ此書ニ似タリ。寛元四年四月二十九日、賀茂下上に御幸(139)あり、今日未明に出御ありて燭を

とりて後還御なりぬ。其次第、先下社にまわらせられ社頭の儀御拝例の」と。さて上社にむかはせらる、路次の儀行幸の」と。

の御幸がありました。同六年(1218)一月二十七日、当社に幣使を立てられました。同じく十一月二十日には上皇が再び御幸された」とが記録されています。

同じ天皇の御代の承久元年(1219)六月七日に幣使を立てられました。天下に悪い病気が蔓延したための御祈です。同じ三年(1221)三月二十日に行幸がありました。この御代は一度の行幸です。同じ年の四月一日に幣使を立てられました。宣命などがあつたそうです。後堀河院の御代の嘉祐元年(1225)十二月八日に御代始めの行幸がありました。

四条院の御代の嘉祐三年(1237)十一月十一日に代々の」とく御代始めの行幸がありました。

後嵯峨天皇の御代の寛元元年(1243)十一月五日に御代始めの行幸がありました。同じく三年(1245)四月九日には幣使を立てられました。これは三合ならびに天変の災いを祓うお祈りとの」とです。同じ月の二十九日には上皇の賀茂御幸がありました。

『社記』によれば、寛元四年(1246)四月二十九日に下上の賀茂社に御幸がありました。この日、夜も明けないうちに御所を出発せられて夕方、灯りをともして御所にお還りになりました。その次第は先ず下社にお詣りになり、社頭での儀式や御拝礼はこれまでの例通りです。その後上社に向かわれました。その路頭の儀の有様は行

外の鳥居に着せ給ひて公卿は鳥居の内列立、南上西面也、殿上人（一本侍臣）は鳥居の外北上東面に列居し、御隨身御前につらなり、屈居して御車の轍を鳥居の内に入て下御なり（下御の間公卿は地に居殿上人前行と云々）殿上人前行あれば公卿御扈從につらなる。扱内の鳥居を入れ給ひて細殿（140）の御座に着ましまして南面にまします。細殿の東階より舞殿の西南へ打橋をかけて舞殿の北の二の間に御拝の座をしく、同殿の北の庭に案を立て金銀の御幣白妙の御幣（141）をよせ立る也。扱御拝の座に移りおはします時頭中将御笏を献ず（但これより先御手水の事棟手洗奉る）次に院司（142）行家朝臣（東橋を渡り）白妙の御幣を取て立、次院司惟忠（定）朝臣金銀幣を取て東砌（143）に儲れば（144）院司公卿（土御門大納言）東（西）橋を渡り笏を指て金銀の幣をとりて北階を東（西）ノほどより昇て奉らる、退て階の東ノ邊に候せらる。次に御拝（両段）おはしませば公卿御幣を給り退下りて神主をめす。神主（久繼）（145）是を給て跪て候す。（北庭）次院司白妙の幣を置て退出あれば神主社頭に参る。

幸に準じたものです。一の鳥居にお着きになつた時に、公卿は鳥居の内側に南の方を上席として西を向いて立つて並び、殿上人は鳥居の外で北の方を上席として東を向いて並びました。御隨身は乗り物の前に並び上体をかがめて御車の轍を鳥居の内に引き入れました。そして上皇は御車から降り立たれました（御車からお降りになる間、公卿は地面に座り、殿上人が前行）。殿上人は上皇の前を行き、公卿は後からつき従つて並びます。さて上皇は内の鳥居（二の鳥居）をお入りになつて、細殿の御席に南向きにお座りになります。細殿の東の階段から舞殿の西南へ打橋をかけて、舞殿の北の二の間に御拝の御座を設けます。同じ舞殿の北の庭に案を立て、それに金銀色の御幣や白妙の御幣をたてかけます。さて上皇が御拝の御席に移られる時に頭中将は笏をお渡しします。（但し、これより先に御手水の儀があり、棟を奉る）次に院司である行家朝臣は東の橋を渡つて、白妙の御幣を取つて立て、次に院司の惟忠朝臣は金銀幣を取り東の砌に設けますと、院司の公卿（土御門大納言）は東の橋を渡り、笏を挿して金銀の幣を取り、北の階段を東の方より昇つて上皇に奉ります。そして下がつて階段の東の縁のあたりに控えられます。次に上皇の御拝（両段）が終わりますと、公卿は御幣を給わり、退き下がつて神主を召されます。神主（久繼）はこの御幣を給わり跪いて北庭に控えています。次に院司は白妙の幣を置いて退出すると、

社司等白妙の幣是（一棒也）を取て社に参る。神主は神前に参りて金銀幣を御戸に寄せ奉る。白妙の幣は若宮、貴布禰、片岡、大田各一棒、社司給て社頭に奉る。拵神主まかり出でかへり祝詞を申。片岡の前よりすすみて榊をたてまつる杖にさしはさむ（146）（但下ノ社は祭以後にも葵桂を奉る。当社は榊を献する先例也）公卿是をとりて献じ給ふ（御懷中ありと云々建久の先例は御冠にささせ給ふよしなり）此後細殿に入御なりぬ。毎度かへり祝詞の後入御あり。若シ是よりさきに入御なりぬれば、細殿にまいりて榊を献ず。此間神主以下禄を賜る。各大桂（147）一領云々。次神馬を引き橋殿をめぐらす事三回（148）、御随身これを引く、社家請取て神前に引むけて退く。此間公卿東ノ屋（149）の座に着て舞楽あり、頭中将御所にまいりて勧賞の事うけ給り、神主以下社司氏人等位階を給ふ事終わりて還御なりぬ。初の如く河原西路（150）を経て御所に入御なりぬ。此間秉燭（151）殿上人松明をとる云々。同四年四月二十九日、上皇御幸（152）、内大臣以下供奉ありと云々。同六月二十二日祈雨の御幣を奉らる御使に権大納言通忠卿（153）参向なり、但丹生貴布禰社には殿上人なりと云々。

神主は社頭に参ります。社司らはこの白妙の幣を手に取つて本殿にお詣りします。神主は神前に参つて、金銀の幣を御戸に寄せかけ奉ります。白妙の幣は若宮、貴布禰、片岡、大田社にそれぞれ一棒ずつ社司がいただいて各社の社頭に奉ります。さて神主が本殿から罷り出て返し祝詞を申します。片岡社の前から進み出て榊^のを奉る杖に挿し挟みます。（但し、下の社は祭の以後でも葵桂を奉ります。当社は榊を献上するのが先例です。）公卿はこれを手に取つて上皇に献上します。（上皇はそれを御懷中に入れられるとのことです。建久の先例によれば御冠に指されるとのことです）この後に上皇は細殿に入りになります。毎回そうですが、返し祝詞の後に細殿に入御されます。もしこれより先に入御されると、細殿に参つて榊を献上します。この間に神主以下は禄を頂きます。それぞれ大桂一領ずつ受けるとのことです。

次に神馬を引いて橋殿を二回回ります。御随身がこれを引き、社家はそれを受け取つて神前に引き向けて退きます。この間に公卿は東の屋の座に着座して、舞楽の演奏があります。頭中将は御所に参つて人々に賞を与えることを上皇から承ります。神主以下の社司と氏人らに位階を給うことが終わつてから上皇はお還りになりました（還御）。来た時のように賀茂川の河原の西側の道を通つて御所に入りました。この間、灯火を持つ役の殿上人は松明をかざし

『同上』後深草院御宇建長二年三月十三日己卯、軒廊の御トあり。

賀茂別雷社御鎖ひらかせ給はざる（154）によつて也。姉小路中納言顯朝卿（155）以下下社へ参向あり祈祷し給へばひらかせ給ふと云々。

『同上』同三年四月十日御幸、當社七ヶ日御參籠也。『同上』五月五

日幣使（156）を立らる。貴布禰殿上使如初、但霖雨（157）の御祈云々。

同年六月五日、賀茂奉幣使、勅使參議藤原朝臣公泰、散位源朝臣（158）（副使）仲氏を立らる。『百鍊抄』同五年二月三日辛亥、賀茂行幸、供奉の人々大略八幡のことしと云々（159）。『同上』八月二十一日丁卯、賀茂一社奉幣使を奉らるる也。同六年八月十九日上皇御幸あり。『百鍊抄』十月九日軒廊の御うらあり、賀茂社の怪異によりて也云々。『同上』同月二十八日又御幸、此儀又八幡のことしと云々。『百鍊抄』同七年二月二十一日、大宮院去年閏五月、御產の御祈によりて院の御隨身等宿願を果し奉らんとて、殊に賀茂上下の社には競馬五番執行ありしと或記にみえたり（幣帛以下奉らると云々）。

て道を照らすとのことです。同四年四月二十九日に上皇の御幸があり、内大臣以下がそのお供をしたとのことです。同六月二十二日、祈雨の御幣を奉られました。御使として權大納言通忠卿が参向されました。但し、丹生社と貴布禰社には殿上人を差し向けられたとのことです。

後深草院の御代の建長二年（1250）三月十三日に軒廊の御トがありました。これは賀茂別雷社の御鎖が開かれなかつたためです。姉小路中納言顯朝卿以下が上社に参向して祈祷されたところ鎖が開かれたとのことです。同じ三年（1251）四月十日に御幸があり、当社に七日間參籠されました。五月五日には幣使を立てられました。貴布禰には殿上人の使が初めのよう立たれました。ただし、霖雨（長々と降り続く雨）の御祈りであつたとのことです。同年六月五日には賀茂奉幣使として勅使には參議藤原朝臣公泰、副使として散位源朝臣仲氏を立てられました。同じ五年（1253）二月三日には賀茂行幸があり、供奉の人々は大体石清水八幡の場合と同じようであつたとのことです。同年八月二十一日、上賀茂社に奉幣使を立てられました。同六年（1254）八月十九日には上皇の御幸がありました。同十月九日には軒廊の御トが行われました。賀茂社に怪異現象が起つたためだそうです。同じ月の二十八日には再び御幸があり、この儀式もまた石清水八幡の場合と同様であつたそうです。同七年（1255）二月二

同御宇康元々年五月十四日又御幸あり、七日の御参籠あるべしと云々。

同御宇正元々年四月二十七日二十一社に臨時の幣使を立らる。是天下の飢饉疫病の御祈也云々。

龜山院御宇弘長二年四月二十日行幸、例の「」とく御代始也。

同御宇文永三年四月十二日、上皇御幸ありて上下の社にして御神樂あり、拍子は前源中納言、笛は花山院中納言、ひちりきは實成朝臣、和琴は親忠朝臣也。下の社にては三ヶ夜のよし社記にみえたり。

同四年四月朔日両院御幸ありて七ヶ日の御参籠のよしみえたり。同

五年正月五日両院御幸なされたるよし社記にみえたり。その御頃は五年正月五日両院御幸なされたるよし社記にみえたり。その御頃は

ひ神館の雪のあしたしのびて御幸ありける後によみ侍りける。

神主三位氏久

神山の松も友とやおもふらん

ふりずばけふのみゆきみましや

とよみ侍りけるを後に続拾遺集の冬の歌に入られけると也。

後宇多院御宇弘安元年四月十九日、當社行幸又例の「」とし（水史

に増鏡編年記と引、要記には三月二十九日也、御代始）。

に神館の雪の朝を偲んで、御幸があつた後に詠みました。

神主三位 氏久

神山の松も友とやおもふらん

十一日には大宮院が昨年の閏五月に御産の御祈りによって院の御隨身らがかねてよりの宿願を果たそうとして、殊に賀茂の上下の社には競馬を五番執行したとある日記に書かれています。（幣帛などを奉納されたとのことです。）

同じ天皇の御代の康元元年(1256)五月十四日には再び御幸がありました。七日間の御参籠があつたとのことです。

同じ天皇の御代の正元元(1259)年四月二十七日、二十一社に臨時の幣使を立てられました。これは天下が飢饉で悪い病気が流行したための御祈りです。

龜山院の御代の弘長二年(1262)四月十二日に行幸がありました。例のようすに御代始めの御祈りです。

同じ天皇の御代の文永三年(1266)四月十二日には上皇の御幸があり、上下の賀茂社で御神樂が行われました。拍子は前源中納言、笛は花山院中納言、箏築は實成朝臣、和琴は親忠朝臣でした。下賀茂社では三晩行わたと社記に書かれています。同四年四月朔日には両院の御幸があり、七日間の御参籠があつたこと、また、同五年正月五日にも両院が御幸されたことが社記に書かれています。その頃に神館の雪の朝を偲んで、御幸があつた後に詠みました。

同九年二月二十五日、賀茂別雷社の神殿ひらかしめ給はせらるの儀、

又同年中樹の顛倒せし事によりて、宣旨ありて御トの事行はれ御祈
ありしと云々。〔『水史』ニ引『編年記』〕伏見院正應三年十二月八日
賀茂社行幸御代始云々。例の」と。

〔『新千載』ノ詞書也（173）〕後伏見院の御宇、正安四年六月後宇多
院、賀茂の御幸なりける時、供奉にさざらはれける人々の題をせぐ
りて（174）歌つかうまつられけるに、社頭天と云くる事を（前中納

言）隆長（175）〔『新千載』第十〕

天降る別雷の神代より

くもらぬ空ぞ今ものどけき

〔『新千載』第九〕又寄国祝と云くね」とを

〔『続千載』神祇部法皇御製（176）

かたむかぬ速日の嶺に天くだる

あめのみま」の國ぞ我くに

と詠したまひけむとなむ、あまたもらしつ

後一条院御宇乾元二年（即嘉元元年也）七月二十九日法皇河上御

幸（177）、上卿坊城中納言也、但此たびは社の常の神馬を引せらるる
のよしみえたり。

同御宇嘉元元年十一月二十六日御幸あり、御参籠ありて曉がた御
かちにて宮めぐりありしと云々

ふりすばけふのみゆきみましや

と詠みましたが、これは後に続拾遺集の冬の歌にいれられました。

後宇多院の御代の弘安元年（1278）四月十九日に当社への行幸がま

た例の如く行われました。同じ弘安九年（1286）一月二十五日に賀茂
別雷社の神殿を神様が開かせられなかつた」と、また、同じ年に
中樹が顛倒した」とによつて宣旨があり、御トが行われ、御祈りが
あつたそうです。

伏見院の正應二年（1290）十一月八日に賀茂社に行幸があり、御代
始めの御祈が例の如く行われたとのことです。

後伏見院の御代の正安四年（1303）六月に後宇多院が賀茂へ御幸さ
れたとき、お供に従つてきた人々が題を探しながら歌を詠んでいま
したが、「社頭天」という題で隆長（前中納言）が

天降る別雷の神代より

くもらぬ空ぞ今ものどけき

また、「寄国祝」という題について

かたむかむ速日の嶺に天くだる

あめのみま」の國ぞ我くに
と詠まれたそうですが、その他の多くは省きます。

後一条院の御代の乾元二年（1304）七月二十九日に法皇の河上御幸
がありました。上卿は坊城中納言でした。但し、この度は社の神馬

同一年正月二十日又御幸、御宮めぐりの次第、奈良・澤田・片岡・新宮より御神前にまるらせ給ふ。

『園大曆也』花園院御宇正和四年五月二十一日、貴布禰社奉幣使を立ふる。止雨の御祈なりと云々。此時禁裏仙洞産穢混合の事（178）ありて七ヶ日の後なりけるに、貴布禰は賀茂の末社たるにより、社家當社法三十ヶ日忌憚よし申けれども、公家の法に任せられ幣使を立られ社司も参たるの趣或記（即『園大略』）にみえたり。（此時仰せられしは社家は社法を守るべし、公家は七ヶ日通路憚なき法にまかさると云々）

（『水史』ニ引『増鏡』『東寺長者補任』）後醍醐院御宇元亨四年（即正中元年）四月十七日壬申行幸（179）、御代始なるべし。或記云（180）後伏見院御位をすべらせ給ひて、太上天皇と申奉れる頃、皇子（量仁親王光嚴院）は東宮に立せ給ひしかども、御即位の事御沙汰あやうく思食ければ、皇統正流の御詔運をば昔より賀茂の御神擁護ましまして神感あらたに帝位につかせ給ふ先縦（181）を頼みおほしめし、御祈願ふかく歎慮の誠を申させ給ふ御告文を御手づから、みづから宸筆にあそばして當御社へこめまるらせられる。其御告文に云（清茂本ニ御告文御西院新院ノ御所タリシ時ツタヘサセ給ヒケルヲ賀茂縣主成直（184）ガ申上ルニ由リテ筆宸ヲ写シ下サレケル其奥書ニ此一巻光嚴院立坊（183）ノ後践祚經年序ノ間、後伏見院令奉別雷

を引かせられたとのことです。

同じ御代の嘉元元年（1303）十一月二十六日に御幸がありました。

御参籠されて夜明け前に徒步で宮めぐりをされたそうです。同一年（1304）正月二十日にも御幸があり、宮めぐりの順番は奈良、澤田、片岡、新宮より御神前に詣られました。

花園院の御代の正和四年（1315）五月二十一日に貴布禰社に奉幣使を遣わされました。降り続く雨を止める御祈とのことです。この時には宮中の仙洞御所で産穢混合の穢れがあつてから七ヶ日の後であつたので、貴布禰は賀茂の末社でありますから社家に対する当社の規定では三十日間は忌み憚ることになつて、いると申し上げたのですが、公家の法に任せることになり、幣使を遣わされました。社司もそれに従つてお参りしたその旨がある記（『即園大略』）に書かれています。

後醍醐院の御代の元亨四年（1324）四月十七日に行幸がありました。御代始めの御祈です。ある記によれば、後伏見院が御位を退位され太上天皇と申し奉った頃に、皇子（量仁親王光嚴院）は東宮にお立ちになりましたけれども、御即位のことが果たして可能かどうか危なく思われたので、皇統が正流であるとの御詔運は昔から賀茂の御神により擁護なされて、神様の感應を得て帝位に就かせられる御の例があることを頼りになされて、御祈願され、御自身のお考え

神給願書也、年來辰翰の草案所持不思議道兩度回録今日虫払之次長
仁寫之令附屬成直（184）者也、延寶丙辰林鐘中院（182）

「これ嘉曆三年歳の次いで戊辰九月四日癸亥よき日によき時、太上天皇（後伏見上皇）胤仁かけまくもかしこき賀茂大明神のひろまへにおそれみおそれみも申たまはく。それをろかなる性がへりみるといへども、天日嗣をうけて皇統の正流にあたり、東宮の立坊（183）の運にいたるまですでに神の御めぐみにあづかる、としすてに成人のよはひにおよぶ、践祚の運天のさづくる所その期いたれり。しかるを一はうみちなき秘計（185）日を遂いて色をそふ、無心のかまへ神鑑さだめて照したまはんか、これしかしながら身のためにして世をかたぶくるにあらすや、天下は一人のあめのしたにあらす、あめのしたのあめのした也、ほしきままに邪佞をもちて正路をふさがんこと神としてあにうけ給はんや。そもそも大明神の御めぐみを我身にたれ給ふ事、この時にあたりて瑞相一にあらず、是をたのみあふぎたてまつる。さらに運のおそれなし、もとよりの理自然のみちにゆづりて運を天にまかするゆへにかならずこれを火急にいのらず、此ニニをのづから緩怠に似たると云えども非道邪の念力たとひつよくとも、神道いかでか邪を受け正を捨てん。もし非道の念力強きによりて、正道を頼む心の緩怠の咎になりてこれを捨てば、人いよいよ偽謀を先として國たちまちに滅び失せん。しかあらば、正直の神何を以ちてかすてば、人いよいよ偽謀をさきとして國たちまちほろびうせ

誠意を申される御告文を御自らからお書きになつて當社に奉納されました。その御告文というのは、

「これ嘉曆三年歳の次いで、戊辰九月四日癸亥、良き日の良き時、太上天皇胤仁（後伏見上皇）、かけまくもかしこき賀茂大明神の廣前に畏れみ畏れみも申し給わく。それ愚かなる性がえりみるといえども、天日嗣をうけて皇統の正流に当たれり。東宮の立坊の運にいたるまで既に神の御恵にあづかる。年既に成人の齡に及ぶ。践祚の運天の授くる所その期至れり。しかるを一はうみちなき秘計日をおいて色を添う。無心の構、神鑑定めて照らし給わんか。これ然しながら身の為にして世を傾ぶくるにあらずや。天下は一人の天下に非ず、天の下の天の下なり。欲しきままに邪佞を持ちて正路をふさがんこと神としてあに受け給わんや。そもそも大明神の御恵みを我が身に垂れ給うこと、この時に当たりて瑞相一にあらず、是を頼み仰ぎ奉る。さらに運の畏れなし、もとよりこの理、自然の道に譲りて運を天に任する故に必ずこれを火急に祈らず、この心自ずから緩怠に似たると云えども非道邪の念力、たとひ強くとも、神道いかでか邪を受け正を捨てん。もし非道の念力強きによりて、正道を頼む心の緩怠の咎になりてこれを捨てば、人いよいよ偽謀を先として國たちまちに滅び失せん。しかあらば、正直の神何を以ちてかその明を繼ぎその形を残さんや。和光の誓ひ、恐らくは空しきに

ん、しかあらば、正直の神何をもちてか、そのめいをつぎ其かたちをの」さんや、和光の誓おそらくはむなしきにあるべし、神もし邪ねいをうけずは我僕心をもたず、我ねい心をもたずは神また捨給はんや、いのる所私なくは神鑑（186）座をたたずしてそのしるしを見せ給へ、いのる所もし私まじはらば我とがを蒙ふらん」といささかもいたむ所にあらずただ神に身をまかせたてまつりてさらに身を私にせず、此心をあきらけく鑑たまひてあやまる所なくば邪佞を万里にしりぞけて、正直の道をすすめ、治天の運たちまちに開け大明神此状を平らげく安らげくしめして夜のまもり日のまもりにまもり幸たまへとおそれみおそれみも申たまはぐと申。

此祈願のおもむき神慮感應ましましければ此の第一の皇子立坊なりしが、二たび皇統をうけさせ給ひて（187）帝運ながく万歳をつがせ給ふとなり。

稱光院（後小松院カ）（188）御宇應永八年五月五日に北山殿（足利義満）賀茂御參詣競馬御見物あり（189）『社務記』ニヨリ『野史』引『康富記』（190）同九年十月二十三日賀茂社へ奉幣使勅使參議藤原隆信（191）、副使左近衛將監藤原友清を立らると云々。同二十五年十月七日（稱光院ノ時也）、今日七社奉幣を發遣せらるるによりて賀茂へは中御門宰相定輔卿（192）參向ありて幣を奉られ宣命を神前にして讀あけらると云々。

あるべし。神もし邪佞を受けずば我僕心を持たず。我僕心を持たずば神また捨て給わんや。祈る所私なくば神鑑座を立たずしてその微を見せ給え。祈る所もし私交じはらば、我咎を蒙むらん」といささかも痛むところにあらず、ただ、神に身を任せ奉りて、さらに身を私にせず、この心を明らかく鑑み給いて、あやまる所なくば邪佞を万里に退けて、正直の道をすすめ、治天の運たちまちに開けん。大明神この状を平らげく安らげくしめして、夜のまもり日のまもりにまもり幸いたまえと畏れみ畏れみも申したまわくと申す。

この御祈願の趣は神慮も感應されたので、この第一の皇子は立坊（立太子）されましたが、一度皇統をお受けになつて帝運は長く何年もお繼ぎとなつたとのことです。

稱光院（後小松院カ）の御代の應永八年（1401）五月五日に北山殿（足利義満）が賀茂に參詣されて競馬を見物されました。同九年十月二十三日、賀茂社に奉幣使（勅使）として參議藤原隆信、副使左近衛將監藤原友清を遣わされたとのことです。同二十五年（1418）十月七日、この日七社に奉幣の使を派遣されることになり、賀茂へは中御門宰相定輔卿の參向があつて幣を奉られ、神前において宣命を読み上げられたとのことです。

後花園院御宇嘉吉二年十月十九日、賀茂奉幣使を立らる。権中納言（広橋也）正三位藤原兼卿、副使越前守大江朝臣俊宣云々。嘉吉三年五月九日貴布禰社祈雨の奉幣を奉らる。從五位上神祇權大副大臣房宣（193）を使として黒毛の御馬を引そへ宣命よみたてまつらせらると云々。

こはなぞの
後花園院の御代の嘉吉二年(1442)十月十九日、賀茂に奉幣使を遣されました。権中納言正三位藤原兼卿、副使は越前守大江朝臣俊直であります。嘉吉三年(1443)五月九日に貴布禰社に雨乞いの祈雨の奉幣が奉られました。從五位上神祇權大副大臣房宣を使とし、黒毛の御馬を引き連れて宣命をお読みになつたとのことです。

祈雨幣物の事

五色絹（一疋）生絹（一疋）糸（一匁）綿（一屯）木綿（一斤）

五色絹（一疋）生絹（一疋）糸（一匁）綿（一屯）木綿（一斤）

五色絹（一疋）生絹（一疋）糸（一匁）綿（一屯）木綿（一斤）

五色絹（一疋）生絹（一疋）糸（一匁）綿（一屯）木綿（一斤）

五色絹（一疋）生絹（一疋）糸（一匁）綿（一屯）木綿（一斤）

五色絹（一疋）生絹（一疋）糸（一匁）綿（一屯）木綿（一斤）

五色絹（一疋）生絹（一疋）糸（一匁）綿（一屯）木綿（一斤）

文安元年七月二十二日祈年穀奉幣なり、賀茂社へ権中納言源朝臣有定、前越前（一本越前ヲ越中）守高階朝臣重頼（194）を立らる。『康富記』但文不明 文安四年六月三十日、今日賀茂御手（一本手ヲ戸）代會神事也、例年神前神事あり、猿樂（矢田觀世）立會也（195）

三十日、この日は賀茂の御戸代会の神事がありました。例年、神前神事があり、猿樂（矢田觀世）の奉納があつたそうです。社司と氏人は茅の輪をくぐり抜け、奈良社の河辺で麻人形を流しやります。

この日、権大外記康富は貴布禰に参詣して、河のそばで詠みました。

み禊するきふねの川の瀬をはやみ

なかるる年ぞ半過ぎぬる

なかるる年ぞ半過ぎぬる

寶徳元年八月二十三日祈年穀の奉幣中絶して侍りけるを、武家執奏せられて興行あり。賀茂奉幣使権中納言藤原明豊、刑部少輔大江朝臣俊宣そひ使也云々。

宝徳元年(1449)八月二十三日、その年の穀物の豊作を祈る祈年穀の奉幣が途絶えていましたが、武家の支援があつて再興されました。賀茂奉幣使は権中納言藤原明豊で刑部少輔大江朝臣俊宣が副使

み禊するきふねの川の瀬をはやみ

なかるる年ぞ半過ぎぬる

なかるる年ぞ半過ぎぬる

同一年五月九日祈雨（止イ）奉幣を貴布禰社に奉らる。宣命神馬（赤毛馬一疋也）など例の如し。

（『長卿記』御奉書案アリ）後土御門院御宇文明八年十一月二十四日、此比京城火災の事あるによりて（十一月十三日京師火延焼宮中及室町第也）賀茂一社一同として別して懇祈いたし天下泰平國家安全の精誠を抽（ンズ）べきよし仰くだされて社司、氏人神前に参り祈り奉る。文明十五年五月四日當年御重厄の御祈の事、一社一同丹祈をいたすべき由仰下さるる也。

（『御教書案』延徳元年也）長享三年正月二十一日、一星合、公武御祈の事七ヶ日、一社一同として殊に精誠を抽（ノテ）奉るべき由仰出さる。室町殿御教書おなしく到来云々。
右行幸、御幸、御祈の事官幣使並公家ただ人まで當御神を敬信ふかくて、まさしく神の靈應おはせし事どももらしがたくて、所々に書つらねければくどくどしく候もの歟。

でした。同じく一年(1450)五月九日、止雨を祈る奉幣を貴布禰社に奉られました。宣命や神馬などは例の通りでした。

後土御門院の御代の文明八年(1476)十一月二十四日、この日京の街には火災があつたので、賀茂一社一同として特別に懇篤に御祈願を致し、天下泰平国家安全の精誠を尽くすよう仰せ下されたので、社司と氏人一同は神前に参つてお祈り申し上げました。文明十五年(1483)五月四日に、この年が天皇の御重厄の年であるため、一社一同丹精こめて御祈りするよう仰せられたのです。

長享三年(1489)正月二十一日、一星合の天体现象のため、公武の御祈りが七日間、一社一同として殊に精誠を尽くしてお祈りをするよう仰せられました。室町殿からの御教書も同じく送られて来ました。

右に述べた行幸、御幸、御祈りの事、官幣使ならびに公家、一般の人々まで、この御神を敬神することが深くて、神の靈験が本当にあつたことなどはもし難くて、各所に書き並べましたので、くどくどしく思われるでしょうか。

釈注

(1) 行幸（ぎょうこう、みゆき） 天皇や太上天皇の出行。三后、皇太子は行啓。鹵簿（行列次第）には令制以前の影響が残る。律令、延喜式に制がある。九世紀以後、朝覲行幸（太上天皇・皇太后・女院に押礼するための行幸。門外で乗輿から降りる。大同四年（805）以降、年頭に行われた）、大嘗会御禊行幸以外は縮小。代わって院の御幸が始まった。賀茂補宜神主系図の中古系図（上）の記載によれば歴代の行幸・御幸は朱雀院から後醍醐天皇までの二十七朝、天慶五年四月二十九日から建武元年九月二十七日までの約四百年間に六十三度に及ぶ。その後長く途絶したが孝明天皇の文久三年三月十一日、懶夷祈願に行幸されるに及び復活した。御幸は後醍醐朝の後も、後小松、後水尾、明正、靈元の各院が参詣された。

(2) 官幣 国から一定の格式の神社に奉納する御幣。官幣社は式内社のうち、祈年祭に神祇官が班幣する社。国司が奉幣する社を国幣社といふ。官社の神主や祝は祈年祭に神祇官に参集して幣帛を受け取る習いであったが延暦十七（798）年に遠方の官社には国司が代わって幣帛を領つことに改まり国幣社が生まれた。延喜式では官社二八六一（三二三二座）中、官幣社は七三七座。それが大社、小社に分かれる。

(3) 聖武皇帝・神龟三年七月乙未 七二六年七月廿日。石成、葛木

（葛木坐一言主神社）、住吉、賀茂の各社に使いを派遣して幣帛を奉つたとある（続日本紀同日条）。六月辛酉条に太上天皇（元正天皇）不例の記事があり、前々日の葵乙巳に上皇の不例が二序を経たので大赦令を発しているので、遣使の目的は上皇平癒の祈願と思われる。こここの賀茂社は上賀茂社である（下鴨社刊の賀茂御祖神社略史に同社への官幣の始めと記すが誤りであろう、同社の分立は天平十八年天平勝宝二（746～750）年の間とするのが学会の通説である）。

(4) 桓武天皇・延暦三年六月壬子 賀茂大神に奉幣。続日本紀に賀茂大神の上下の社に遷都の事情を告げるところある。長岡京遷都の奉告。桓武天皇は天応元（781）年四月三日の即位直後の戊申四月廿日賀茂神を祀る二社の補宜・祝にはじめて笏を把ることを許した（続日本紀）。国史に見える賀茂二社の最初の記事である。皇室の賀茂社への尊崇は桓武天皇の即位に始まり社格の上昇を始める。

(5) 日本後記 延暦十三年十一月庚申二十一日賀茂社 賀茂両社に行幸、祭祀を御親齋される。の文言が脱落しているか？（日本略記、水鏡にも記す） 日本後記は六国史の第三、藤原緒継撰。延暦十一（791）年から天長十（833）年までの編年体史書。元四十巻あるものが逸して十巻が現存。類従国史、日本紀略などから逸文が蒐集されている→日本逸史（鴨祐之編 全四十巻）。

(6) 今上 平城天皇

(7) ト筮 篓は龜トの法から出た。正奇の数を重ねる象数的なト法。「筮は短にして龜は長なり（左伝）」とあって、龜トが正当のもとのとされた。この法の逆を探つたため祟りとなつたことを示す。

(8) 果して有神崇云々 キヨメの意識構造の中心が天皇であり、それと並んで京城からの死穢の放逐に強く関わったのが賀茂の神であつて、この賀茂神の神域近辺に桓武帝の山稜を當んだことが賀茂神の祟り始めて、以後賀茂神がキヨメ・不淨意識の肥大化に関わると指摘する（大山喬平「中世の身分制と國家」〈日本中世農村史の研究・岩波書店〉）。

(9) 災火忽に消滅しぬ 実は賀茂神の祟りはそれでも消滅せず山稜計画を葛野郡宇多野から紀伊郡柏原に変更して止んだという（大山前掲書）。

(10) 逸史 前掲「日本逸史」のこと。鷗祐之編全四十巻。

(11) 紀略 日本紀略の略。神代から長元九（1036）年までの編年体史書。十一～十二世紀成立。編者不詳。引用史料に恣意的な箇所あるも先行史書にない記述もあり有用な場合も多い。

(12) 雲雨 ながめ。

(13) 貴布襦神 大和の国の丹生の神と同じく水源の神で祈雨と同時に止雨の神でもあった。ここに貴布襦を掲げるのは撰社であるとの主張をこめる（前記中古系図卷上に二十一社記を引き、貴布襦社、

賀茂撰社也、祈雨止雨時奉幣丹生同当社云々）。

(14) 賽の神宝 賽は神から福を受けたのに感謝して祭る意。

(15) 由の奉幣 由幣使。由幣使、幣使、例幣使などの勅命をうけて幣帛を神社や山陵に奉獻する使い。伊勢神宮には王氏、宇佐神宮には和氣氏、春日神社には藤原氏と定められていた。（ここは即位に由の奉告。

(16) 左右の馬寮 馬寮は中央政府の用いる馬の飼養を担当する律令制の官司。四等官のほか馬医、馬部、飼丁などが属する。

(17) 十つらの御馬 十列の馬。馬十騎のこと。五月節句に左右馬寮各十列の馬が十番の競馬を行つた（十世紀頃迄）。諸社奉幣では十列の馬を奉納し、十騎立ての競馬が行われた。

(18) 延長・天曆 延長は九一三～九三一年で、醍醐朝、天曆は九四七～九五七年で村上朝のこととなる（日本記略）。

(19) 中右記・拾芥抄・略記・編年集成・水史・愚管抄・玉海 中右記：

中御門右大臣藤原宗忠の日記。寛治元（1087）年～保延四（1138）年まで。政務、儀式、故実、廷臣歿時の評伝を整然、詳細に記す。院政期の根本史料。拾芥抄・百科全書、洞院公賢撰。暦応四（1341）年成立。全三巻。別名、略要抄、拾芥略要抄。略記：日本略記、地理書。黒川道祐撰。続々群書類從所収。編年集成：不詳。水史：大日本史、水戸徳川家編、全三九七巻。漢文の歴史書。神武天皇から後小松天皇までの時代を紀伝体で叙述。愚管抄・愚管抄が正しい。

鎌倉前期、天台座主慈円（九条兼実の弟）が著した史書。全七巻。

慈円の同時代史に詳しい。玉海・正式名は玉葉。後鳥羽朝の摂政・関白九条兼実の日記。長閏二年（1164）十六歳から建仁三年（1203）五十五歳までの四十年間にわたる。玉海は二条良基による改名。

（20）是即神社行幸のはじめ也　注記の如く桓武天皇行幸の事蹟を洩らしている（前記中古系図も同じ）。思うに、桓武帝行幸は鴨祐之による日本後記逸文を蒐集した日本逸史で再発見された事実で、その成立が注進雜記撰進時期と接近していて、まだ徹底していなかつた故か？。

（21）賀茂在樹・祝部春里　同旨の記事が新古系図に記されている（朱雀御門行幸賀茂社時、禰宜賀茂在樹、祝祝部春里蒙勅賞、叙外從五位下）。祝部氏は鴨県主宇志が庚午年譜で祝部宿禰に改姓して以来名乗った姓。日吉神社禰宜を歴代勤めるほか、乙訓の火雷社の祝にも同氏が選ばれている。賀茂別雷神社の祝は代々祝部氏が補される習いであったがのち、禰宜安頼の挙状により、益延、春忠、春好、元延が賀茂県主に復姓している。後、正祝元延の一統は神主成真を貴布禰社頭で射殺した廉により被罪。

（22）恠異　恵は怪の俗字で誤用。怪異。不思議（國家特に失道の敗有らんとするや、天すなわち災害を出だして警告し、自ら省することを知らざれば又怪異を出だして之を警懼せしむ（左伝）。

（23）新錢の奉幣　幣帛（みてぐら）は普通布帛（布や絹などの織維製品）が主体であつたが貨幣もあつた。中国では幣物は帛に限らず、玉・馬・皮革、時には財貨をも用いた（字通）。

（24）扶桑略記　神武天皇から堀河天皇寛治八（1094）年三月二日までの国史を仏教中心に略述した編年体の史書。三十巻、阿闍利圓編。圓は比叡山の僧。堀河天皇の代に成立。

（25）僉議　一同で相談すること。

（26）両社以下十一社・上七社・十六社の御祈り　十一社は山城木嶋、乙訓、水主、火雷、河内恩地、平岡、摂津座摩、生田、広田、長田、垂水で祈雨、止雨の奉幣に預かる。上七社は伊勢、石清水、賀茂、松尾、平野、稻荷、春日の各社。十二社は十一社に大和室生童穴社を加える。十六社は伊勢、石清水、賀茂、松尾、平野、稻荷、大原野、貴布禰、春日、大神、石上、大和、広瀬、龍田、丹生、住吉。祈雨、止雨、祈年穀の奉幣対象社。十六社奉幣で効果がないとき十二社に奉幣する。伊勢は内外、賀茂は上下で一社の扱い。

（27）摂政右大臣　藤原伊尹

（28）穢　宗教上の不淨を強調する観念。九世紀以降、穢の観念は王朝貴族と賀茂社によって肥大化させられ、それぞれが中世農村に波及した。弘仁式や延喜式に規定され國家が発生や解消を管理した。重穢は人の死（三十日）、と産（七日）、この期間内裏参入神事参加

は禁忌。六蕃の死（五）、産（三）、月経、失火、男女の出血も穢れとされた。中世には諸社禁忌が成立し、管理した（大山前掲書）。

(29) 太政大臣 藤原兼通、関白。

(30) 永延元年十二月十五日一条院御代始め行幸 これより恒例となる。

(31) 永延二年四月二十二日摂政賀茂詣 摂関賀茂詣の始め。本祭

の前日中申。摂政藤原兼家。

(32) 長保四年当帝 一条帝。

(33) 斎の神館・紫野 「待ち明かしつる」と歌にあるので会えなかつたのであるが、斎王の待つていた「斎の神館」が紫野の野宮・斎王

御所を指すのか、あるいは上賀茂神社の斎の神館（いまの、社務所の北側から礎石が見付かっている）を指しているのか不明。ただ、斎王が神社の神館に入るのは四月と十一月の賀茂祭に限られるはずなので、これは行幸の帰路に紫野斎院に立ち寄られると待つていたと解する。

(34) 諸神記 一二二社及び全国の著名な神社の、祭神・由緒・神位・

祭祀などを記述した書。先行する諸社根源記を底本として吉田家の手で江戸時代初期に成立。

(35) 二十二社 十一世紀から中世半ばまで祈年穀・祈雨・止雨などの奉幣の対象となつた神社。十六社奉幣の神社に広田・吉田・梅宮・北

野・祇園社が加わり、最後に日吉社が加えられた。室町中期まで最高の社格として存続したが、その後は伊勢神宮など特定の数社を除いて奉幣されなくなつた。上七社（春日）、中七社（住吉）、下八社（貴布禰）に分かれる。

(36) 康平記・日本史 康平記（別名定家朝臣記、祭祀の釈注38参照）日本史が何を指すか不明。

(37) 百鍊抄 鎌倉後期に成立した編年体の史書。十七巻。冷泉天皇安和一（969）年～龜山天皇正元元（1259）年まで。編者未詳。

(38) 円太略 園太曆の誤記か？ 太政大臣洞院公賢の日記。南北朝時代の詳細かつ重要な日記。甘露寺親長編。全三十四冊。南北朝約五十年に及ぶ。

(39) 長治四年 社記の寛治四年が正しい。賀茂社神領の寄進は寛治四年。上下両社に不輸田各六百余町が寄進された。

(40) 惟家弁 惟家伝不詳（弁官補任に尋ねべし）。弁は太政官の一部局。左右、大中少に分かれる。諸司、諸国の事務を集約処理し、議政官や関係官司への取次ぎや命令伝達に携わった。

(41) 社家の申文 申文（1）官人が叙位・任官を申請する文書。外記局と藏人所が管轄。（2）上級官へ行政報告や案件具申を行い決裁を受ける政務。弁官から議政官に対する序申文・南所申文・陣申文などあり。文書を読み上げるのが作法。（二二の例は（2）であろう。

賀茂社の報告書を椎家に托したのであろう。奏聞は天皇に報告すること。

(42) 勘當 罪を勘え、法に当てて処罰することが本意。

(43) 褐衣、冠にいちひたる 褐衣は狩衣の両脇を縫い合わせたもので武官が着用した。いちは搔の 髪 を後ろへ折り曲げて前へ折り返したこと。ひたはまつすぐにの意。たるは垂らす。従つて、髪を折り曲げて前へ返さず、そのまま真っ直ぐに後頭部から肩にかけて垂らした髪型（入元結、後出）のこと。武者絵に多く画かれる。典型的な武者の姿として記す。髪風（頭髪処理の風習）は性別、年齢、地位、職業、家格、地域などによって異なる。幼年は短髪、少年以後長髪が普通。長髪は解き下げたままの下髪と頭上に搔き上げて束ねる髪上げがある。下髪はなでつけたまま背後に垂下する垂髪と、根を結んで垂下する入元結がある。

(44) 平胡籠 胡籠は矢の携行具。籠を下に向けて矢を納める。容器と矢の皆具の称にも用いる。令制では衛府官人、軍団兵士の装備。

容器だけは瓶 という。

(45) 根合せ 物合せの一。菖蒲合せ。平安時代五月端午の節句に行われた遊戯。左右に分かれ菖蒲の根の長さを競い、歌を詠み添える。

(50) 兼ねて 前もって

(51) 七社 上七社。本第五注（26）参照。

(52) 競馬十番奉る 第一 祭礼 附年中神事の注（38）参照。競

馬は五月五・六両日の宮中武徳殿の節供行事のほかに有名神社への奉納行事としても行われた（延喜式）。嘉承二年は賀茂に武徳殿の競馬が下賜された寛治七年の十四年後に当たる。この競馬十番が下賜された上賀茂の氏人によるものか否かが問題になるが、本文に「九日に競馬を相具して賀茂に参詣云々」とあり、下社と同列に記されているので、これはやはり宮中の競馬で、乗尻も衛府の武官と解すべきであろう。

(53) 新院 白河上皇、応徳三（1086）年十一月二十六日～大治四年七月七日まで上皇。この嘉承二（1107）年はその任期中。ただ、堀河天皇の最晩年で、この年鳥羽天皇が即位しているので、あるいは新院は堀河院を指すかもしれない。あとの文中に本院ともある。後考を待つ。

(54) 慶申の立願 慶申は官位の昇進や任官のお礼を申し上げること。ここは左方の勝の慶申。

(55) 乗尻 ここは競馬の騎手となる宮中衛府の官人。

(56) 居銅 院・櫻閑家・将軍家などで厩で牛馬を扱う下級職員。正式の出向の節は威儀の役として前駆を務める。

(57) 布衣、白衣 布衣は狩衣。平安時代以後無紋で六位以下の身

分の者が着用。直衣は貴人常用の略服。

(58) **両貫首** もと一門の上首のこと。平安後期からは僧職の上首にも用いた。また、藏人頭・諸道得業生の唐名でもある。こゝは後者。

(59) **所衆、滝口** 所衆は藏人所所属の職員。滝口は禁中警護の武者。滝口は内裏の清涼殿東庭北方の御溝水の落ち口のことで、武者はここに伺候した。

(60) **法成寺** 京都市上京区にあった寺。藤原道長が出家の後、寛仁四(1020)年阿弥陀堂を建立したのに始まる。もと無量寺院とも称した。

(61) **かたをかの神** 式内片岡社、別雷神社攝社。歌枕。

(62) **古今著門集** 建長六(1254)年、橘成季撰。二十巻三十編。

今昔物語に次ぐ説話集。多彩な部類からなる百科全書的構成。

(63) **源康季** 文徳源氏。本領に因んで坂戸源氏とも称する。近衛家領坂戸牧荘の家司職。関白師通のとき公則が河内守となり、曾孫の康季は白河院の北面衆最初の随一とされた。坂戸牧は大阪府柏原市雁多尾畠付近にあつた牧から発展した荘園。

(64) **太上皇** 鳥羽上皇

(65) **賀茂成平県主 上げ鞠** 賀茂別雷神社神主成継の三男。八代神主。希代の上足(鞠足無双)。後世^{よりのひじ}鞠聖と云われる藤原成通の師

で、子孫家平、政平、幸平も蹴鞠の上足。成平の妹が蹴鞠道の祖藤原頬輔(難波、飛鳥井家の祖先)の母である。上げ鞠は蹴鞠作法の一、鞠会の始めに鞠を蹴上げること。身分と技量の両方をそなえたものの役とされた。後には蹴鞠重代の家であることが条件とされ、鞠会では最も名誉な役。当時、賀茂別雷神社には神主成助の作った「雲分の懸」があり、難しい懸で有名な鞠場として白河院はじめ後白河法皇など各上皇方もこの懸で度々興じられた(懸とは鞠場に立てた樹木で、障害物でまた鞠が逸れるのを防ぐ障壁。桜、楓、柳、松が式木で正式には四本植える。鞠場は方五丈六尺、懸は方二丈三尺)。賀茂鞠とは賀茂の社人の蹴鞠または鞠足のことで、古くから多くの名足を輩出し、技量は高かつた。中でも鳥居大路家は成平以来の蹴鞠の伝統を保ち、三大聖典の一とされる「内外三時抄・秩文」を伝えている(現在天理図書館の蔵、鳥居大路良平文書)。また、松下家、林家も中世以降優れた鞠足を輩出しが、ことに、松下家は戦国時代から江戸時代の初めにかけて蹴鞠道の伝授権を廻って飛鳥井家と争つた。結局、江戸幕府は「賀茂社家」を飛鳥井家、難波两家に加えた「三道家」(三師範家)と認め、これら三家以外の者に他への伝授を禁じた。なお、上賀茂の蹴鞠は明治以降長く中断している

が、平成十二年の紀元祭の奉納行事として復活し、蹴鞠保存会の公式年中行事に加えられた。明治以前の懸は今も二の鳥居の中東側に

残つている」と（藤木保誠権補宜談）。

(66) 祈雨、貴布禰 前掲注 (16) 参照。

(67) 藤原実重 注にある平が正しい。宮内大輔昌隆男。近衛天皇 藏人、従五位上。詞花集初出。千載集に五首入集。

(68) 山槐記 藤原忠親(1131~1195 羽林家・中山家の祖)の日記。二条天皇期の唯一の記録。

(69) 賀茂皇太神宮記 本釈注第四 (一) 参照。

(70) 伊勢大輔 平安中期、冷泉天皇の頃の人。神祇伯大中臣輔親の女。上東門院彰子に仕え、高階成順の妻、康資王母の母。梨壺五歌仙の一(百人一首「古の奈良の都の八重桜」)で、紫式部、和泉式部と親しい。

(71) 白河の准后 其の比の殿下の北の方 後白河法皇の女御で高倉天皇の生母、平滋子(建春門院、1142~1176)。堂上平家の平時信

の女。清盛の室平時子(八条二位)の異母妹で院の寵愛が深く多くの荘園領主となつた。正確には清盛の義妹。もと西上門院(鳥羽天皇第二皇女、統子。賀茂齋院、同母弟後白河天皇の即位とともに准母、皇后に就く)付きの女房。殿下の北の方に物せられたのはの頃のことか?。

(76) 左右に及ばず 左右はとかくの」と。大した事ではない。

(72) 五条以下は不足にて 福原新都は五条までしかなく、六条以下は長田の海中であった(足利健亮教授の復元地図による、元木康

雄編「院政の展開と内乱」2002/12所収)。

(73) もとの京へ移しかへるべし 由の奉幣 清盛が出家し、攝津大輪田泊を整備し、福原に移つたのは仁安三(1168)年。」のとき後白河天皇譲位し、高倉天皇が即位、院政を始めた。本文に「卿相雲客會議の上」とあるも、実際は治承四(1180)年六月清盛の独立により福原遷都を決定。同十一月富士川合戦の敗北と内乱の激化により、清盛京への遷都を決定(元木康雄前掲書)。由の奉幣 本第

五注 (15) 参照。

(74) 里内裏 十一世紀初め以降、平安宮の外に設けられた天皇の仮の御在所。内裏が居住不能で再建までの間貴族の邸宅を里内裏とした。邸主はこの間他所に移住。しかし、十世紀半ば以降は内裏の存否に関わらず併置。十世紀からは里内裏が天皇の平常の居所で、内裏は晴の儀式のみの場となつた。

(75) 五条大納言邦綱 院政期の公卿、藤原朝臣(1122~1181)。関白忠実・基実親子に仕える傍ら、受領を歴任して蓄財、娘を六条、高倉、安徳三代の天皇の乳母とし、平家とも誼を通じ、文章生藏人雜色の身分から権大納言に至つた。

(77) 止観・二諦・済度 止観：妄念を止め、静寂な明智で対象を観照する」と。三諦：天台用語で、空諦、仮諦、中諦を云う。実相

の真理を表す。済度・生死の此岸にある人を極楽の彼岸に渡すこと。

迷つてゐる衆生を導いて悟りの世界、安樂の境地に至らせる」と。

(78) しらげ米 しらげは白く仕立てる意。白米。

(79) 文治三 (1187) 年 後鳥羽天皇賀茂行幸 後鳥羽天皇御代始 (即位は寿永二 (1183) 年であつたが、諸般の事情により遅れたのであろう)。「其の儀あらあら之を記す」とあるが、この記録はこの年新任の摄政九条兼実が自ら日記「玉葉」に残した当時の天皇の賀茂行幸の古儀を伝える貴重な文献と考えるべきである(法皇・後白河、

攝政九条兼実、上社神主重保、下社福宜祐季)。

(80) 総角 ^{くわまき} 髪をしていた童子の髪を、十三、四歳頃に両分し、

頭上の左右に上げて巻き、輪を作つたもの。

(81) 昼御座 御座は貴人の薄縁の敷物で、床のない畳表の端付き。

昼御座は暑夜の寝具の敷物寝莫座の対。

(82) 反閑 ^{へんかん} 天皇や貴人の出御、外出にあたり陰陽師が邪氣を払い安泰を祈る目的で、呪文を唱えて特殊な足取りで地を踏みしめる作法。禹歩とも云う。

(83) 圜司 ^{いんし} 第二祭礼の注(34) 参照。

(84) 奏鈴 鈴は鳴り物の一。神事・鷹狩りなどに用いた。「宮人の足結の小鈴^{云々}」(紀歌謡七三) 行幸の定式。

(85) 幕門 幕を張つた門。階隠し 寝殿・神殿などの階段を覆う庇。

向拝。輦戸 ^{わんこ} 輦の戸。

(86) 平敷のおまし 平敷の御座のこと。おましは貴人の坐臥されるところの意。敷き詰めた畳の上に天皇の御座として縹緹縁の畳二畳を敷く(縹緹、雲錦とも。錦の一種、赤地に各種の色糸で縦筋を描き、筋の間に花形や菱形を織りだす)。高御座に対する。

(87) 掃部寮 掃部司 ^{そうぶし} (和訓 かにもりのつかさ) 大蔵省所属の官司。朝廷諸行事の敷物類の管理・清掃を担当。弘仁十一(820)年内帰部司と合併し掃部寮となり宮内省所屬に変更。

(88) 葉薦 ^{はじ} 食膳に同じ、竹を細分して編んだ敷物、食事の時に床の下に敷く。第二附年中神事次第注(29) 参照。

(89) 神祇官案 案は机のこと。脚のついた木製の台。神仏や貴人に物品を献上する台としても用いた。用途に応じて種々の形が決まつていた(延喜式)。

(90) 内藏寮 ^{くらりょう} 中務省の被官。天皇に関わる財政を主管。宝物の保管・出納、天皇の御服の調進、臨時の勅による物品の調達などを管掌。諸社・陵墓への奉幣、内裏の宴での饗饌の準備も行う。

(90) 宣命 口頭で天皇の言葉・命令を宣布すること。即位・改元・立后・立太子・高官の任命など臨時の大事、外国使臣への慰勞・元日・白馬の節会・任都司などの朝議に際して宣布。漢文のものを詔書、宣命体のものを宣命と云うように区別するようになった。宣命体の典

型は続日本紀に頻出する。宣命体で書かれた天皇の祝詞をも広義に宣命とよぶ。料紙は神宮は縹色、賀茂は紅、その他の勅祭社は詔と同じ黄と定められている（延喜式）。

（91）頭中將 近衛中將で藏人所の頭に補せられた者。藏人所は天皇への奏請、天皇の命令の伝宣を司る。公事の場合、太政官の当番の上卿（大・中納言級）と組んで奉行する。職事とも称する。

（92）御笏 天皇の用いる笏。文官が束帶のとき心覚えを書き付けた板。「骨」に音が通じるので嫌つて、長さが一尺なのでしゃくとよぶ。後に、儀式化し、職事の主典以上が把る。五位以上は牙、六位以下は木。一尺二寸（衣服令五・朝服条）。（なお、桓武天皇天応元年賀茂上下二社の補宜・祝にはじめて笏をもたせる（続日本紀卷第三十六天応元年四月戊申条、賀茂神官鷦氏系図の国島の譜には宝龟十一年四月とする）。

（93）御手水 この件りは天皇・皇后・皇太子の行う御禊の次第を記す。（1）御手水、（2）御麻一吻一撫、（3）御贋物供進、（4）宮主祓詞、（5）五穀散饌の次第。大嘗祭、賀茂祭、賀茂臨時祭に行う。賀茂は河原で行うのが本儀。

（94）御贋物 祓えの時、身の罪・災いを祓い清める代償。形代（鉄人形、刀など、延喜式）。大嘗祭、賀茂祭などでは解縄、切米、散米、

と人形。

（95）宮主 第二祭礼注（32）参照。

（96）御麻 本来、河原祓えの祭具。祓えを受ける各々に麻を持たせ、各人は罪障を告白し、麻一筋を割く。巫がこれを集めてその穢事を復唱し、最後に全員が河原に並び残りの麻に穢れを述べて水に流す。

（97）弑（ひさつき） もと宮中の公事で前部にある横木。敬意を表す際立つてこの木に両手を掛けて礼する。または、庭に跪いて座する時の敷物。一疊の畳表を裏合わせて両面に広縁をつけた三尺角のもの。

（98）神馬・走馬 神馬は天皇の神供される馬。前行にある御馬がそれに当たる。走馬は競馬奉納のため具された馬寮の馬。古来、馬は神の乗り物で、神社に祈請するには礼物として奉納された。

（99）陪從 第二祭礼注（22）参照。

（100）喙声 不詳。ただし、声を立てずに息遣いだけで唱えることか？

（101）指花 天皇が挿頭花を冠に指され、後上卿に賜った花の分け前。通例賀茂祭では葵楓を用いた。行幸に用いたか不明。

（102）社司の賞 行幸の記念に社司の昇叙がある慣例。当然奉行（職司）を通じて仰せ下さる。

（103）聞食 天皇が奏上を聽かることの尊称

(104) 大將 左右両近衛府の長。禁兵を統率し、天皇の護衛、宮城の護衛に当たる。

(105) 主殿立明を白し 立明は松明を焚くこと。前段に黄昏の後社頭の事漸終わるとある。主殿寮の職務。平安中期までは鴨県主が殿部の負名氏であった。のち、鴨・賀茂氏はこの職に就くのを厭い、口実を設けて秦氏など他氏に譲つていった(三代実録元慶六年十二月二十五日条)。

(106) 祿を給ふ 祭礼の部注参照。「上社に於いては祿を給わず、給うべきなり」と注。以下の上社の記載に賜祿の記載がないのでこのような注が入つたのである。現実に上社が下社と賜祿で區別されたのかは不明。ただこの記述は下社の公事を終わつて當職の公卿に給わつたと読むべきかもしれない。

(107) 上の御社に向はせ給ふ。其の儀云々。この記述によれば上社への行幸は夜に及ぶ。以下の式次第は下社と殆ど同じ。

(108) 御幣・神宝の奉獻 下社一、上社一、は賀茂祭の節も同じ。

(109) 御神樂・韓神 園韓神祭の夜奉納される神事・神楽のこと。園

韓神祭は平安遷都以前からその地に祀られていたのを宮内省に遷座した神の例祭。祭神は園神社が大物主神、韓神社は大己貴命・少名彦命で神徳は疫病の鎮め。式日は一月上丑(上申の春日祭の後)、十一月下丑(下卯の新嘗祭の後)。神祇官人が奉行。

(110) 見參 本来は宮廷の節会・政務への参会・伺候の意。中世になつて対面儀礼一般の称。ここではこの公事に携わつて祿を給う公卿・社司の人名録。

(111) 行幸の行事の賞 社司・祠官への祿物の下賜と昇叙。

(112) 社司の賞 神主重保追申請すべき由 重保はすでに高倉天皇治承元(1177)年十月十四日の行幸の賞として加階され正四位上に叙されている(仲資王記)。玉葉に、「文治三年十一月十四日重保賀茂行幸社司賞を賜る」とあり、昇叙とは別の賞を給わつたのである。この社司は当時の下社の補宜祐季(極官は正四位上)を含むか。

その他「自余上下社司は社家の注進ある交名(ゆきなみょう)に任せ皆一階を給わる」とあり、社家から注進する交名(ゆきなみょう)によるとしている。交名は多数の人名を連ねた文書。

(113) 建久九年御幸 このときの上皇は後鳥羽院。この年土御門天皇に譲位。

(114) 長房朝臣 藤原。後、梅尾高山寺の明惠上人に帰依し慈心坊覺真と名乗つた。1243年歿。

(115) 両段再拝 未詳なるも、段は階段、祭壇に通じるか? 両祭壇なら本・權殿の二つを指すか?

(116) 返祝詞 天皇の宣命に対する祭神の託宣。神主が奉告する、これも喙声。

(117) 御破子 未詳

(118) 伊輔朝臣 伝不詳。

(119) 神主資保 すけやす 十六代神主。父は神主保久。建久四年重久の跡を継ぎ神主に補す。建仁二年六月二十四日卒。六十七歳。正四位下。

(120) 略儀 簡素な儀式。

(121) 二条宰相雅經卿 嘉応一(1170)年～承久三(1221)年三月 十一日。鎌倉初期の歌人。父刑部卿頼経。祖父は刑部卿頼補。頼補の母（曾祖母）は賀茂成平の妹。父が義経に肩入れした廉で当初不遇であった（後世の文「世の中あさましくしてはかばかしき家などなかりし」とはこのこと）が鎌倉へ下向し頼朝父子の厚遇を受ける。建久八年蹴鞠の才で後鳥羽天皇に召され上洛し、院の近臣として作歌を始め成長、和歌所寄人（建仁一年）、院歌壇の中心になる。新古今集選者の一人。蹴鞠を指導しつつ、鶴長明を源実朝に推挙。以後飛鳥井家は関東と京都の仲介の役割を努める。従三位・参議。後段の二位は誤記。

(122) 賀茂大明神 雅経の鳥居大路家や蹴鞠の縁から考へて「」は賀茂別雷神。

(123) 御利生 りしよう 利生は衆生に利益を与える意の仏語。後、一般に神仏の庇護・恩恵。こりやく。

(124) 元久二年、太上皇御幸 太上皇は後鳥羽院。上皇は太上天皇

の略。

(125) 河上御幸 この御幸は後鳥羽院の時に初出。正治元(1199)

年から承久二年まで十七度に及ぶ。上社領河上郷にあって天照大御神を祀つたという大神宮社への御幸（河上を貴布禰とする考えもある。賀茂幸平、藤原隆房に貴船を川上と詠んだ歌がある。ただ、注

進雜記は河上と貴布禰は明白に區別して記している）。この間賀茂社御幸も一十七度、合算して四十四度と夥しい回数。当時賀茂の主な社司はこの河上郷（現西賀茂）に住んでいた。下社でも泉亭御幸が頻りにあつた。この異常な御幸の裏で蹴鞠、歌会、管弦などの遊楽を表向けに對鎌倉の謀議が行わたとの見解もある（山田新一郎「賀茂能久小伝（神社協会雑誌 36.1）」、小川壽一「賀茂県主能久の研究（歴史と国文学 20.1-5）」）。両社の社司（神主能久、補宜祐綱）も謀議に関わつたと察せられる。ただ、社司が反鎌倉で纏まつていたとは限らない。上社の補宜重政（長男太田補宜重長は源為朝の女を娶り、その間に設けた女子辻殿は二代將軍頼家との間に公暁を生んだ）、下社の祐頼などは親幕派だつたらしい。重政は承久三年七月二十八日能久解職の日を以て二十一代神主に補され、直後の翌月五日六波羅へ赴き泰時と会つて御料の無闇怠を訴え安堵を得た。祐綱の弟権補宜祐頼（後に補宜）は乱への社家の加担を六波羅へ訴え出した。尚河上大神宮の跡は正確なことは不明だが、北区西賀茂川上町、

神光院の北、靈源寺の東の現川上大神宮社に擬する説がある。川上集落の産土神とされ、社伝では天長十（833）年の創建といい、上賀茂社読經所の鎮守社だったともいう。毎年四月第一日曜（旧三月十日）に悪疫鎮花^{えきせんか}のやすらい祭が行われるのに因み、安来神社と別称する。

(126) 廿二社 本巻注（35）参照。

(127) 軒廊^{くろう}の御ト^{みうら} 宮中軒廊で行われる重要な吉凶の判断のト占^{うら}をいう。軒廊は紫宸殿東南の階段の下から宜陽殿に渡る回廊。「近廊」・「東廊」とも。上屋があり下は土間。大東亞戦争開戦直前に東條英樹首相が行つたのが最後の記録。

(128) 齋宮孔子 卷第四注（11）参照。建暦一（1212）年九月四日、依御不例火急令退出。建永元（1206）年はその六年前。

(129) しつらへ御所 橋殿を歌会に相應しく調度や飾り設備、配置した。當時、歌会を催したのは橋殿においてであつたことが分かる。『橋殿「こづらく」御所』何れをとるか。

(130) 承元元年十一月十九日御幸 神主幸平上げ鞠 幸平、十九代

神主。十五代神主家平の五男。建仁二年補神主。建保一（1214）年

卒、七十三歳。四品、鞠足、歌人。新古今、続後撰入集。妙観寺開基。成平流と蹴鞠、上げ鞠については本巻注（65）参照。

(131) 承元二年幣使差遣 三合の御慎み 陰陽五行説による厄年。

(134) 大嘗会延引奉幣 由の奉幣の逆、延引の理由不詳。ただ、順

九宮十二神中の太歲・太陰・害氣が坎宮で会合する年。風水害や疾病・兵乱がおこるとされる。朝廷は未然に厄難を攘うため祈禱や改元を行つた。

(132) 大外記・大監物・儒官・助教 大外記は太政官十等官、正七位上相当。外記は太政官の少納言の下で奏文をつくり、公事儀式に従つた書記官。大少各二名。執務する役所を外記局と云う。監物は中務省に属し、内蔵・大蔵などの出納を監察する職。儒官は儒教を教え、儒学を伝授する官。式部省大学寮に属す。大学寮は頭以下の四等官と博士以下の教官を置く。紀伝・明經・明法・算の四道に別れる。官僚の子弟は大学で学び、秀才・明經・進士・明法の国家試験を経て官人に任じた。中世以降は家学化。中原氏は朝廷諸技能を司る地下官人を出す家柄。諸流に別れ（1）明經道家は清原氏とともに外記局の実務を統括する局務家（押小路家）、（2）明法道家は坂上氏とともに明法家を輩出（勢多家）、藏人所の出納の平田家があつた。清原氏は天武天皇の子舍人親王の後裔、延暦二十三年清原真人を賜姓。子孫に夏野、深義父がいる。寛弘元年海宿補から改姓した広澄の子孫が明經の局務を世襲。子孫は五条・船橋を名乗る。

(133) 建暦元年四月七日太上天皇御幸 三日の參籠 天皇、上皇の参籠は後白河院に始まる。

徳天皇即位に当たり、後鳥羽院は承元四年十一月、蓮華王院宝藏の伊勢大神宮神劍を以て天皇宝劍に代用させているし、翌年五月にも上皇は藤原秀能を鎮西に派遣して宝劍を搜索させている、一因か？。

(135) 建暦二年九月廿八日奉幣 斎院まかでさせ給ふの由の奉幣。

第四注 (11)、本巻注 (126) 参照。後鳥羽院内親王礼子の退出では絶えた。断絶の理由は不詳。ただ、同年三月廿一日朝廷は新制二十一ヶ条を宣下している(建暦の新制、玉葉の記事)が、これに関連するか(玉葉は九条兼実の子息で仲恭・四条兩天皇の摂政、後堀河院の閑白)

(136) 建保元年三月十日行幸 上卿公房 正権宜重政 順徳天皇御代始行幸。公房 藤原朝臣、肥後國詫間郡神藏莊の領家(本家は最勝光院)淨土寺大納法師御坊として名が残る。1249年歿。重政 二

十一代神主、四品 元久元年正補宜、承久三年神主。嘉祿元年卒。

八十四歳。十六代神主重保長男。歌人。千載、新古今、新勅撰集などの作者。ここに神主の名が出ないのは幸平が當時高齢で支障があつたためか(建保二年歿、七十三歳)？ 本巻注 (125)、(130) 参照。重政と公房の歌の往来を見る限り行幸の挿頭花は必ずしも葵・楓ではなくかったのではないか？

(137) 寛元三年四月上皇御幸 時の上皇は不在。四条天皇は二年前に薨去、後嵯峨天皇は未だ在位中(翌四年一月二十九日後深草に

譲位)。寛元四年四月の御幸の上皇は後嵯峨院。三年なら天皇行幸、あるいは四年の上皇御幸の記事が重複したか？

(138) 葉黃記 正三位權中納言葉室定嗣の日記。定嗣が三十九歳、参議兼大蔵卿であった寛元四(1246)年から宝治一(1248)年までの三年分が存し、ほかに他の年の別記類が残る。定嗣は寛元四年に後嵯峨院の院司別当、宝治二年に權中納言になつてるので日記は後嵯峨院政期の貴重な史料。宮内庁書陵部に伏見宮旧蔵の南北朝期の写本あり。

(139) 寛元四年御幸 以下この社頭の儀の文も当時の古式を伝えるもの。

(140) 細殿 舞殿 細殿は拝殿とも云う。御戸代会の祭員着座の場所。また、天皇・上皇の御着到殿に宛てる。舞殿は橋殿で勅使の拝殿あるいは舞殿に相当する。

(141) 金銀の御幣・白妙の御幣 御幣は神饌と異なり、絶、倭文、木綿などの作者。ここに神主の名が出ないのは幸平が當時高齢で支障があつたためか(建保二年歿、七十三歳)？ 本巻注 (125)、(130) 参照。妙(明妙=絹布)、荒妙(照妙=麻布)という。平安時代の賀茂社への皇室の奉幣は豪華であつたが漸次略式となり現在の例祭では五色の絹の反物や絹糸、麻糸などを纏めて柳管に納める。

(142) 院司 院庁の役人。長官を院別當と呼ぶ。行家朝臣、藤原

氏。十一代勅撰集続古今和歌集の撰者。1275年歿。惟忠朝臣、伝不詳。

(143) 砥 水際、庭や殿舎の境界。

(144) 個ければ 用意する。

(145) 久維神主 二十四代神主。神主能久の次男。文暦二年補神主。建長六年頃死。五十七歳。

(146) 神を奉る杖じんざしはさむ 神は奉幣に対する祭神からの返礼。

神禄。下社は葵・楓。

(147) 大掛け 掛けは打ち掛けのこと。(1) 朝廷の儀式の時、装束

の上に軽く掛ける服。袖無。(2) 道中するとき、着物の上に羽織りて着る服。領は衣服の襟の意で、装束や鎧などを数える語。ハハハ(1) の意か?

(148) 三匝さんざ 三回廻ること。

(149) 東の屋 御所 橋殿、舞殿を兼ねた。御所は細殿の座所。

(150) 河原西路 いわゆる賀茂堤。

(151) 秉燭 松明を掲げること。もと、秉燭照路は主殿寮の殿部の名負としての賀茂県主の職務であったが、この記事では殿上人が掲げるとある。

(152) 同四年四月二十九日上皇御幸云々 この件記事重複。

(153) 権大納言通忠卿 久我通忠、生没年不詳。尾張国海東郡海東

莊が正応二(1289)年に、平頼盛の子孫久我通忠室を経て通忠の嫡子通基に伝領され、同莊が久我家領となつた記録が残る。

(154) 賀茂別雷神社御鎮開かず 本殿の錠が開かなかつたことをいう。怪異の一。

(155) 姉小路中納言顯朝卿 姉小路家は藤原北家閑院流の支流。羽林家のー。ただ、顯朝の流は別系で、藤原北家觀修寺流八条顯長の玄孫が顯朝(1266年歿)。

(156) 建長三年五月五日幣使 五月五日端午の節句、競馬の当日である。先例不詳。

(157) 露雨 長雨

(158) 参議藤原朝臣公泰・散位源朝臣仲氏

(159) 供奉の人々大略八幡の如し 八幡は石清水八幡宮。貞觀元

(859) 年僧行教の奏請で宇佐八幡宮を勧請し、以前からあつた石清水寺を護國寺と改名して、不二一体の宮寺とした。明治四年男山と改称し官幣大社、同十六年賀茂とともに勅祭社。勅祭は年一度、放生会と臨時祭がある。放生会は貞觀五年に宇佐から伝わり、縁起文

を読み最勝妙典を講ずる仏教儀礼。天暦二(948)年勅祭。奏樂は延宝二(974)年宮中節会に准じ、神樂は延久二(1070)年行幸に准じて催行した。寛政六(1465)年中絶。延宝七(1679)年再興。明治十七年勅祭復興。儀式の前に諸鳥、諸魚を放生。祭日は旧八月十

五日（現九月十五日）。臨時祭は天慶五（942）年平将門・藤原純友の乱平定の報賽に勅使を立てて神封神樂を奉つたのに始まり永式化。

賀茂臨時祭を北祭と云うに對して、これを南祭という。永享四（1432）年中絶。文化十年再興。明治になつて廃絶。祭式。

(1) 予め祭使、陪從を定めて楽所で（調樂）の上、(2) 二月午の日の祭日の二日前清涼殿で歌舞を試練（試樂）。試樂には天皇出御し、使以下参人が駿河舞と求子を舞う。左右十列の御馬も叡覽。(3) 祭日。宮中の儀。天皇清涼殿に出御、人形と麻で祓え、御幣を挾し御座。賜宴舞を叡覽。その後勅使以下装束を更め行列して社頭に参向。宿院で衣服を更め舞殿に着座。再拜して宣命を読む。社司再拜し返祝詞。十列の御馬を曳いて舞殿八周。同時に駿河舞を奉納。宿院に一泊し(4) 翌日帰参（還立ち儀）。天皇清涼殿に出御し、使以下に酒饌。求子を舞う。近世再興時賀茂臨時祭を参考とした。八幡の如しあとは礼子内親王の退出以降斎院不在となつたが、その影響で式が変わつたことを意味するのか？

(160) 建長五年八月廿一日 賀茂一社奉幣 朝廷の行事は上・下両社揃つて行うのが例。一社のみは異例。上社のみか？

(161) 同六年十月十九日 軒廊の御ト 賀茂社の恠異 怪異の内容不詳。

(162) 同七年二月廿一日 大宮院 後嵯峨院前皇后。藤原姞子。宝

治一（1248）年院号宣下。父西園寺実氏、後深草、龜山両帝の母。

(163) 正元元年四月廿七日 廿二社臨時の幣使 天下の飢餓疫癆 痘はえやみ。前正嘉一年以来諸国飢饉・疾病流行（正嘉の飢饉）。幕府、浪人が食料を求めて山野・江海に入るのを地頭が制止するのを禁じる（百鍊抄）。

(164) 文永三年四月十一日 上皇御幸 上皇は後嵯峨院。

(165) 拍子、笛、ひちりき、和琴 前源中納言、花山院中納言、実成

朝臣 拍子：打楽器の一。木製の笏状のもの一枚、これを打ち合わせて曲の調子をとる。笛：管楽器、竹製、通常は横笛。ひちりき（簫）：雅楽用の管楽器、大小二種あるが普通は小。竹製、長さ六寸。

吹くには強い息が必要なため貴人は奏しない。和琴：弦楽器、形は筝に似るが、日本古来のもの本が細い、六弦。神樂・東遊に奏する。この三名は未詳、公卿補任参照。

(166) 同四年四月朔日 両院御幸 当時上皇（治天の君）は後嵯峨院一人。龜山天皇（大覺寺統の祖）の兄の後深草院（持明院統の祖）が正元元年讓位して存命中だが院政は敷かず太政天皇の称号のみ。両院は後嵯峨・後深草両前帝であろう。大覺寺、持明院の両統迭立の始まり。

(167) 神館の雪のあしたしのびて 神館は斎院が賀茂祭に伺候する祭館。最後の斎院礼子退出の建暦一（1212）年から当年は五十五年

目。神館は未だ残つてゐたことになる（その跡は御生所の南百メートルに礎石が残つてゐる）。

(168) 神主三位氏久 第一注 (59) 参照。

(169) 続拾遺集 勅撰集、二十一代集の一、廿卷。龜山上皇の院宣

で1278年一条為氏の撰。為氏は俊成、定家の御子左家の嫡流。子為世の室は賀茂氏久の女で、その嫡子為家・為藤の母。一条家は大覺寺統と近く、一方弟の為教（京極家）、為相（冷泉家）は持明院統と結び、また、それぞれが両統の重臣として権勢を振るい対立抗争を繰り返した（田淵句美子「鎌倉時代の歌壇と文芸」吉川弘文館（日本

の時代史9所収）。

(170) 編年記、要記 編年記・帝王編年記、僧永祐撰、十四世紀後半成立、神代から後伏見院までを編年体で記し全二十七巻。要記：

一代要記、天皇の年代記、天皇の略歴と治績を記し、上皇・皇太子・

後宮・斎宮・斎院・撰閑・公卿・藏人頭・皇子女などの該当者を列挙。鎌倉後期、後宇多天皇の頃の成立で花園天皇まで書き継ぐ。編者未詳。

(171) 神殿ひらかしめ給わず 怪異の一種とされる。

(172) 樹の顛倒せし事 記録未詳。仁平三（1153）年に楣尾社の大樹が顛倒したのは記録に残る（卷第六注（参照））。

(173) 新千載の詞書 正安四（1302）年六月後宇多院御幸 後伏見天皇即位、後一条天皇即位は前年の一月廿一日、清茂指摘の通

り。同日伏見院（治天の君）も後宇多院に交替。同四年十一月廿一日に乾元と改元。新千載・新千載和歌集。第十八代勅撰和歌集、足利尊氏の執奏に基づき後光嚴院の勅命で一条為定撰。延文四年四月成立、全廿卷。

(174) 題をさぐりて 和歌詠進時によく用いる表現。尋ね求める意。「かれこれ題をさぐりてうたよみけるに『ひゆ』という文字をえて……（後撰1282）」。

(175) 前中納言隆長 伝未詳、公卿補任参照。

(176) 寄国祝 法皇御製 かたむかぬ速日の峯に天くだら 饒速日命は天磐船に乗つて天降り長髓彦の妹を娶つたが、長髓彦を討つて神武に従つた物部氏の祖先。あめのみまゝは天孫降臨した邇邇芸尊。かたむかぬを速日に掛けて天上無窮を説く。

(177) 嘉元元年 法皇七月河上御幸 十一月御幸 おかち 当時

(1303/8/5 改元）の上皇（治天の君）は後宇多（大覺寺統）。他に、後深草（持・薨1304）、龜山（大・薨1305）、伏見（持・薨1317）、後伏見（持・薨1336）が在世。出家（法皇）は後深草と龜山の二方。伊

勢信仰（川上大神宮祭神・天照大御神）や皇統から龜山法皇としておく（院司・坊城中納言から判断すべし）。なお、この年四月十一日別雷社宝殿（本殿）を焼失し神体を貴布禰の宝殿に移し、貴布禰の神体は若宮の宝殿に渡らせ奉るとある（永昌記同年四月十二日条）。お

かちは徒歩、参籠中徒步で夜明け前に本撰社の宮めぐり（いわゆる
百度詣）をされた

（翌年正月二十日も同じ）。

（178） 正和四年五月廿一日 禁裏仙洞産穀混合の事 禁裏は天皇御所、正和四（1315）年の天皇は花園天皇（持明院統）、仙洞の主は復位した伏見、後伏見と後宇多（大・四十八歳）の三方。伏見上皇は五

十二歳、二年前に出家仏門の身で翌々年（1317）に崩御。産穀の主とするには疑惑がある。もう一人の上皇后伏見院（治天の君・当時三十七歳、持明院統）に可能性がある。同上皇の第一皇子光嚴天皇は1313年、第一皇子光明天皇は1321年の出生。公家と世家の触撃の忌服の差異について述べているが、結局公家法に従つた。

（179） 元亨四年四月十七日行幸 この後醍醐帝（大覚寺統）の御代始行幸ののち天皇行幸は途絶し、復活は五百五十八年後の孝明天皇文久三年の攘夷祈願までない。

（180） 戒記云 後伏見院 寅筆 御告文 ここから本来改行すべき内容。両院迭立は後深草、亀山兄弟の交代を機に始まり両統に属する公家衆や幕府を巻き込んだ権謀術数が繰り返された。両帝の母后大宮院が幕府と交渉し亀山天皇の子孫を皇統と決定したのが発端。その後幕府が後深草院に同情し同帝の子熙仁を即位した亀山帝の子後宇多帝の皇太子としたことに始まる。告文を廻る事情は注（182）

に詳しい。幕府は文保元年（1317）花園天皇の譲位に先立ち両統の大覺寺統に対しても尊治即位後同じ統の邦良の立坊を提案したが持明院統は従わなかつた。翌年伏見院が薨じ、大覺寺統の発言力が高まり、尊治即位、邦良立坊となつた。

（181） 先蹟 先例、前例。恐らく光孝天皇・宇多天皇の先例を示唆している。卷一祭礼参照。上記のように確かな先例はなかつた。従つて、後伏見上皇（持明院統）の皇子が東宮に立坊しても天皇に践祚できるか不安があり、そこがこの願文が出た所以である。

（182） 清茂本に注 延宝丙辰林鐘中院 この告文の書写は後西院（1637~1685第百十一代）の宸筆。奥書の書き下し文（私案）「」の一巻は、光嚴院立坊ののち、践祚年序を経（後醍醐帝の在位が年限を越えた）るの間、後伏見院別雷神に奉らしめ給う願書なり。年来宸翰の草案を所持し、不思議に両度の回録（回録II火事のこと）を

遁れ、今日虫払いの次いでに、長仁（即ち後西天皇、正しくは良仁と書く）これを写し、成直に附属せしむるものなり。延宝丙辰（四）（1676）年林鐘（十二律の一、音階で月を表していると思われるが何月に対応するか定かではない。高音から数えれば八番目。八月か？）中院（当時、天皇は靈元天皇、まだ明正上皇が存命中で、叔

父の後西上皇は中院と称する)。

(183) 立坊 嘉暦元(1326)年、後醍醐帝の皇太子邦良(後醍醐の皇子)の薨去で後伏見上皇の長子量仁(後の光厳天皇)の立太子が実現した。願文はその後のことであろう。

(184) 賀茂県主成直 若宮補宣、正五位下加賀守。地下官人として花町宮諸大夫、非藏人、上北面を兼帶した。この間の事と思われる。

元禄十一年卒、七十二歳。父佳直(院非藏人上北面)。

(185) いちはうみちなき秘計 一方(相手・即ち後醍醐天皇)は道理を外れた秘計をたてて

(186) 神鑑 瑞相 緩怠 和光 ねいしん 神鑑・神明の鑑識。瑞相・吉相。緩怠・怠る。和光の誓い・和光は光を包む[老子四]原義、

「銳を挫き、紛を解き、光を和らげ、塵に同ずる、湛々として在る」をいう。和光の誓は「文保の和談」をさす。佞心(ねいしん)・よこしまな心。

(187) 一たび皇統をうけさせたまひ 持明院統に再び皇位が廻つてきた。南朝の滅亡をいう。光厳天皇(北朝第一代)の即位は元弘元(1331)年、鎌倉幕府の要請で笠置に蒙塵中の後醍醐天皇が神器を引き渡し光厳天皇が即位、父の後伏見上皇は再度院政に復した。

(188) 称光院 応永八年は後小松天皇在位中の年号。次帝称光天皇即位は応永十九(1412)年。

(189) 北山殿 競馬御見物 第二祭礼の部参照。

(190) 野史引 康富記 野史は「大日本野史」、飯田忠彦著の歴史書。

全291巻、嘉永四年成立。後小松天皇から仁工天皇までの四百廿年余を紀伝体で叙述。著者は周防出身で有栖川宮家に仕える。安政の大獄で自刃。康富記(やまとみ)・文安四年貴布補參詣時の和歌後出。権大外記康富(中原康富・室町時代中期の学者)の日記。原本九十三巻。十五世紀前半の政治・経済・社会・文化の重要な史料。

(191) 藤原隆信・同友清 未詳公卿補任参照。肖像画で有名な平安末の隆信は別人。

(192) 中御門定輔 未詳、公卿補任参照。中御門家は藤原北家一流、「中右記」記主宗忠の羽林家と勧修寺家庶流の名家の二流がある。

(193) 嘉吉三年五月貴布補祈雨奉幣 藤原兼卿・大江朝臣俊宣・神祇權大副大中臣房宣幣物 貴布補祈雨の幣物の記事、当時の実態を記すものとして貴重。この年の九月四日畿内に暴風雨とある(康富記)。この三名伝未詳、公卿補任参照。

(194) 文安元年 七月廿一日祈年穀奉幣 源朝臣有定 高階朝臣重頼人名詳細未詳。公卿補任に記載在るか? 閏六月二十二日彗星出現とある(康富記)。

(195) 文安4年 六月参拾日 賀茂御手代会神事 猿樂立会(矢田・親世) 菅原の輪 麻人形 御手代会神事は第二附注(42)参照。手代は戸代に同じ。稻の虫害防除祈願。午前に祭典、午後「翁」。

「神歌」など能楽五番を奉納。昔は田楽・猿楽・神楽の三行事があつた。猿楽立会も同前注参照。猿楽は明治以後「能楽」と呼名が変わつた。当初、猿楽能と田楽能の二種があつたが観阿彌、世阿彌（観世座）の出現で猿楽が主流になつた（文安四（1447）年は世阿彌が配流先の佐渡で没して五年目）。一方、矢田座は、世阿彌「風姿花伝」第四神祇に「法勝寺御修正申楽三座の一に丹波本座（ヤタ）、賀茂・住吉御神事にも従う」とある一座。丹波桑田郡矢田莊（亀岡市）の矢田神社に奉仕した猿楽座。永祿六（1563）年松尾神社の御田植神事の猿楽に参勤した（言継卿記、永祿六年六月条）が、文明年間（1469~1487）に觀世座の脇に吸収された。この記事は御戸代神能の由緒の古さを示す。菅貫の輪・麻人形 夏越の祓えの行事。宮中の年二度の大祓えが応仁の乱で廃れ代わって民間で発達し、特に両賀茂・住吉で盛んになつた。菅貫は茅輪ともいう。茅を紙で包んで束ねた大きな輪、平安時代夏越の祓えに用い、家の入り口にかけ、これをくぐつて疫病除けとし、また、小さく作つて首にもかけた。麻人形を流すのは大祓え禊の行事。第二祭礼注（43）参照。

(197) 宝徳元年祈年穀 武家執奏 興行 第二祭礼本文記事に武家（足利将軍家）の祭礼行事への援助が記されている。藤原明豊 未詳、公卿補任参照。

(197) 文明八年十一月廿四日 賀茂一社 京城火災のこと 天下泰平

国家安全の精誠を抽べき由。長卿記・甘露寺親長卿（賀茂伝奏でもあつた）の日記。十一月十三日の室町第延焼のほか、九月十二日桜島が噴火している。また、この年は文明一社争乱で賀茂社焼亡の時。

第六祭注参照。この社家・氏人の争乱で八月二十三日社殿を焼亡した。同年十一月賀茂社清祓え、仮殿の事が奏聞され、同月二十九日に仮殿の立柱・上棟の仰出しがあつた。竣工の日時は不明であるが、翌九年三月十八日に山木を少々伐採して用木に充て、用脚は社司以下分限に応じ貯うことが諸卿詮議によつて決し奉行を定めて仮殿造営し、五月の競馬会を將軍の仰せで廿二日に執行して以降「此の所無為に治りけり」とある。この間に仮殿が整つたのであろう（以上南柯記による）。

(198) 二星合 陰陽五行説による三合厄に次ぐ厄。太歲・太陰二星が坎宮で合する時生じる。本卷注（13）参照。

『賀茂注進雜記』釈注と口語訳素案

第六 造營

第六 造營

(本朝月令二所引也又年中行事ノ秘抄(2)ニモ右造營記ヲ引)右

官史記(1)云。天武天皇六年二月丙子、令山背國營賀茂神宮云々。

(氏經記(3)ニ引清為記(4)清古記(5)ニモ歴代造營年立ア

リ)或記云。賀茂造營粗勘例。

冷泉院御宇『清古記』安和元年賀茂社御造營。

一條院御宇(社務記不見但見左承抄(6))正歷五年造營。

後朱雀院御宇(今案長元八年御造營四月十四日遷宮)長曆元年造營。

『社務記』後冷泉院御宇康平三庚子年造營、四月八日木作始、六月

二十日上棟、八月二十九日遷宮也。

其後白河院御宇永保元年三月十二日、可奉造之由奏聞、則六月朔

日木作始、七月三日上棟、八月十三日遷宮、神主者成助也。

『同上』堀河院康和五年三月十八日奏聞了、七ヶ月之内奉造了、

同年九月四日遷宮神主成繼云々。

『同上』同御宇康和五年之後嘉承元年四月十二日燒亡、同年七月二

日上棟、同二十六日遷宮云々、神主成繼。

同御宇、康和五年(1103)の後の嘉承元年(1106)四月十二日に

焼亡す。同年七月二日上棟し、同二十六日遷宮すと云々。神主は成

繼。

(本朝月令に所引なり。また、年中行事の秘抄にも右造營記を引く)

右官史記に云う。天武天皇六年(650)二月丙子、山背國をして賀茂

神宮を營ましむ云々。

(氏經記に清為記を引く、清古記にも歴代造營に年立あり)

或記に云う。賀茂造營を粗まし勘例す(古い例を調べて考へる)。

冷泉院御宇、安和元年(968)賀茂社御造營

一條院御宇、正歷五年(994)造營(社務記に見えず、但し左承抄

に見ゆ)

(今案するに長元八年(1035)御造營、四月十四日遷宮)

後朱雀院御宇、長曆元年(1037)造營。

後冷泉院御宇、康平三(1060)庚子年造營。四月八日木作始め、六

月二十日上棟、八月二十九日遷宮なり。その後、白河院御宇、永保

元年(1081)三月十三日造り奉るべきの由を奏聞す。則ち六月朔日木

作始め、七月三日上棟、八月十三日遷宮す。神主は成助なり。

『同上』堀河院康和五年三月十八日奏聞しおわんぬ。七ヶ月之内

に造り奉りおわんぬ。同年九月四日遷宮。神主は成繼と云々。

同御宇、康和五年(1103)の後の嘉承元年(1106)四月十二日に

焼亡す。同年七月二日上棟し、同二十六日遷宮すと云々。神主は成

『同土』鳥羽院御宇天永三年造營（神主重助）

『同』崇德院御宇保延六年二月朔日木造始、八月四日遷宮也、此時

成重神主之中也。

『同』近衛院康治二年三月二十三日上棟、同年八月四日遷宮。去ル

保延之造營依為堀川材木被改造之云々。神主成重

『同』高倉院承安二年三月五日木造始、六月十七日上棟、八月十六

日御遷宮。是重忠神主之時也云々。

同御宇治承三年三月二十日若宮、四月七日大田造營。（是ハ遷宮ノ

誤ナルベシ月日ヲ入タルは其證ナリ）重保神主、任中也。

『同』土御門院正治元年十二月二十五日遷宮、資保神主。

順徳院御宇建保五年八月七日木造始、十二月二十九日上棟、十二

月十七日遷宮。（神主能久）

『正祝記并社務記』龜山院弘長二年造營事起、文永元年遷宮云々（神

主氏久）

『正祝記ニアリ』後宇多院御宇弘安五年造營。（神主康家）

後二條院嘉元三年八月七日遷宮。（神主経久）

花園院應長元年正和元年舍屋修造云々。（神主信久 按コノ両年ハ

神主久宗ナリ八社御遷宮アリ）

『正祝記ニアリ』後宇多院御宇弘安五年造營。（神主康家）

後二條院嘉元三年八月七日遷宮。（神主経久）

花園院、応長元年（1311）正和元年（1312）舍屋修造すと云々。

（神主信久 按するにこの両年は神主久宗なり。八社御遷宮あり）

鳥羽院御宇、天永三年（1110）造營（神主重助）

崇德院御宇、保延六年（1140）二月朔日木造始、八月四日に遷宮

なり。この時成重神主の中なり。

近衛院康治二年（1143）二月二十三日上棟、同年八月四日遷宮、

去る保延の造營は堀川材木で為せるに依り、これを改造され云々。

神主は成重。

高倉院承安二年（1172）三月五日木造始、六月十七日上棟、八月

十六日御遷宮。是は重忠神主の時なり云々。

同御宇、治承三年（1179）三月二十日若宮、四月七日大田を造營

す。（是は遷宮の誤りなるべし、月日を入れたるはその証なり）重保

神主の任中なり。

土御門院、正治元年（1199）十二月二十五日遷宮、資保神主。

順徳院御宇、建保五年（1217）八月七日木造始、十二月二十九日

上棟、十二月十七日遷宮（神主能久）。

龜山院弘長二年（1262）造營の事起つる、文永元年（1264）遷

宮云々。（神主氏久）

後宇多院御宇、弘安五年（1282）造營。（神主康家）

後二條院嘉元三年（1305）八月七日遷宮。（神主経久）

花園院、応長元年（1311）正和元年（1312）舍屋修造すと云々。

光嚴院、建武の年中、光明院貞和一年（1346）造営あり云々。

崇光院応安三年（1370）後圓融院永和二年（1376）打ち覆し。

後小松院、至徳元年（1384）造営、明徳元年（1390）打ち覆し。

後小松院、至徳元年（1384）造営、明徳元年（1390）打ち覆し。

後小松院、至徳元年（1384）造営、明徳元年（1390）打ち覆し。

後小松院、至徳元年（1384）造営、明徳元年（1390）打ち覆し。

光嚴院建武年中、光明院貞和一年造営あり云々。
崇光院應安三年。後圓融院永和二年打覆。

（天注 應安二年八後圓融院力）

後小松院至徳元年造営、明徳元年打覆。

稱光院御宇應永三十一年造営、正長二年造畢云々。

後花園院永享七年末社造営。

後土御門院文明年中焼亡（7）後造営。

後花園院永享七年（1435）末社造営。

後土御門院文明年中焼亡後造営す。

後奈良院弘治二年（1556）丙辰五月二十七日遷宮。

造営記云、（先年より三十六年にあたる）天正十九年（1591）

七月二十日亥の刻に遷宮（秀吉公の御願による）。神主尊久神軀を遷し奉るの時、庭の燎神前之燈等を消し鎮め、御内陣に参らんと欲したる時、南方より大光物飛来して神殿に入れりと云々。時に勅使等消鎮、御内陣欲參之時自南方大光物飛來入于神殿云々。干時勅使中山亞相（9）舞殿着座、御驚懼之処、社司申云、嘉元之時神光映千神前幕之山所見候由申之、有御感急可有奏聞之旨被仰云々。（季通記）

記

（後水尾天皇）寛永五年十二月二十四日亥刻本社遷宮、台徳院（10）
大相國之御代、本社並八社小社舍屋等皆造當被為仰付。神寶・神器・
社家・諸司之裝束迄新調被仰付了。（本社權殿貴布禰奥社并諸鳥居等
新造之外諸社末社舍屋等ハ延宝以下未夕新造無也御屋根葺替之外ハ
修理ノミ也）（天注 依中宮東福門院秀忠公女之御願而大樹源相國秀
忠公御造當也）

（靈元天皇）延寶七年九月十六日戌刻遷宮（11）、神主保可、本殿

新造、末社舍屋等修造被為仰付之。

凡當社御造當者每度木造始・立柱・上棟・遷宮等ノ事依古來之例有
日時定之陣儀、宣旨使遷宮當日者公卿諸司參向並有宣命・奉幣等也。

（後水尾天皇）寛永五年（1628）十二月二十四日亥刻に本社遷宮、台
徳院大相國の御代、本社並びに八社小社舍屋等を皆造當を仰せつけ
なさる。、神寶・神器・社家・諸司の装束まで新調を仰せつけなされ
おわんぬ。（本社權殿貴布禰奥社ならびに諸鳥居等も新造の他諸社末
社舍屋等は延宝以下未だに新造無しなり、御屋根葺き替えのほかは
修理のみなり）（上欄注 中宮東福門院、秀忠公の女の御願によりて
大樹源相國秀忠公御造當なり）

（靈元天皇）延宝七年（1629）九月十六日戌刻遷宮、神主保可、本
殿新造、末社舍屋等の修造これを仰せ付けなさる。

凡そ當社の御造當は毎度木造始・立柱・上棟・遷宮等の事は古來の
例により日時定めの陣儀有り、宣旨使遷宮当日は公卿諸司參向、並
びに宣命奉幣等有るなり。

(以下は読み下し文を省略し、原文のみとします。)

レ出ツ

別雷皇太神宮（御本社寛永正大工記）

神殿八社末社次第

本宮（表一丈九尺五寸 脇一丈三尺）

権殿（表同上 脇同上）

（一本正一位）

片岡大明神 表九尺四寸七分

脇七尺五寸

（一本正一位熱一等）

貴布櫛大明神 表一丈一尺七寸五分

脇九尺七寸

同権殿（六尺二寸 四尺八寸）

同奥社（七尺五寸 六尺）

○ 社ノ廻リニ玉垣アリ、但上ヲ陽ノ

心持ニスル、社ノ御前ニランマノ格子アリ

新宮大明神（九尺四寸 七尺五寸）

同拝殿（一間半四方）

○ 三方ニ玉垣アリ、但玉垣ノ上ヲ陰ノ

心持ニスル、イツレモ當社ハ同心持

大田大明神（八尺六寸五分 七尺）

同拝殿（一間半二間）

○ 回玉垣、内清水一処アリ、溝ヘ水流

若宮大明神（九尺三寸五分 七尺六寸） 同拝殿（三間一間）

奈良大明神（七尺三寸 五尺六寸） 同拝殿（一間二間）

○ 三方ニ玉垣アリ、前ニランマノトビラ有前ニ拝殿アリ

澤田大明神（七尺三寸五分 五尺七寸） 同拝殿（一間半四方）

○ 三方ニ玉垣有、但上ヲ陰ノ心持ニスル也

前ニランマノトビラ有、拝殿御前ニ有

氏神大明神（六尺五寸 五尺一寸） 同拝殿（一間半四方）

○ 三方ニ玉垣有、玉垣ノ上ヲ陰ノ心持ニスル

前ノシマリニランマノ扉アリ、同御前ニ拝殿アリ

末社（棚尾・橋本・梶田三所ノ高欄寛永五年造営二出来）

棚尾社（表二尺 脇一尺八寸 高欄）

土師尾社（二尺一寸五分 二尺）

帽尾社（二尺一寸五分 二尺）

山尾社（同上）

藤尾社（同）

川尾社（同上）

諏訪社（同上）

橋本社（二尺八寸 二尺五寸 高欄）

岩本社（二尺八寸 二尺五寸 高欄）

梶田社（同上 高欄）

山森社（三尺 二尺七寸 三社相殿）

小森社（近代断絶正徳二年再興）

半木社（三尺三寸五分 三尺）

同拝殿（一間半四方 古八二間四方）

（聖神寺）鎮守（二尺七寸五分 二尺五寸）

（神宮寺）鎮守（二尺二寸五分 二尺）

別宮社（此社者鳥羽院御誕生之御祈故造立云々、近代断絶）

大田社末社

白鬚社（表二尺一寸五分 脇二尺）

百大夫社（二尺八寸 二尺五寸）

福德社（二尺八寸 二尺五寸 高欄）

鎮守社（二尺一寸五分 二尺）

印殿（神主當職之間奉安置里亭）

貴布禰末社

梶取社（表二尺七寸五分 脇二尺五寸 高欄）

梅宮社（二尺六寸五分 二尺四寸）

白石社（二尺六寸 一尺八寸）

白鬚社（近代断絶）

牛一社（二尺八寸 二尺六寸 高欄） 鈴鹿社（二尺 一尺八寸）

山尾社（近代断絶）

今奥社（断绝）

任部社（同） 吸葛社（二尺五寸 二尺二寸五分）

黒尾社（同） 結神社（二尺三寸 五分二尺一寸）

私市社（同） 林田社（断绝正徳二年再興）

日吉社（三尺 二尺七寸 高欄）

鈴一社（四尺 三尺六寸 高欄）

舍屋方

祝詞屋（長五間幅一間）

楠宜方御供所（長五間幅二間）

祝方御供所（五間二間）

同渡殿（六間一間半）

透廊（七間二間）

御籍屋（八間 七尺二寸間也 二間 六尺三寸間也）

忌小屋（四間 七尺五寸間也 三間 七尺間也）

神寶庫（三間 七尺間 二間 八尺間）

高倉（六間 二間）

樂屋 (二間四方)	直會所 (五間 二間)
預部屋 (三間 二間)	但縁高欄)
樓門 (三間半 二間)	廻廊 (十八間 一間)
中門 (一丈二間)	平重門 (七尺)
日門 (八尺八寸)	唐門 (一丈五寸)
西門 (八尺八寸)	裏門 (八尺)
細殿 (五間 二間 高欄)	橋殿 (六間 二間舞殿也 七尺間)
土屋 (五間 二間)	樂所 (三間 二間)
御所屋 (五間 三間)	
廳屋 (十三間 四間)	同庫 (三間 二間)
贊殿 (五間 三間)	酒殿 (七間 四間)
廊下 (八間 一間) ○内南方二間々也、高殿南	
○公文所 三間、二間	
神馬屋 (四間 二間)	湯屋 (六間 五間)
御物井 (二間四方)	畔倉 (三間 二間)
參籠屋 (四間 二間) ○廳屋後北也 備屋也 (奈良) 下番所 (二間 一間半 月籠屋ノ西)	
一鳥居 (一丈七尺付井垣五十六本)	
二鳥居 (一丈七尺付井垣五十七本)	
奈良鳥居 (一丈三尺 俗二三鳥居)	
	大田鳥居 (一丈三尺 付井垣一本)
	大田下番所 (二間 一間半)
	氏神鳥居 (一丈五尺 付井垣一本)
	(氏神) 同下番所 (三間 二間)
	橋十一ヶ所 (内石橋三箇所 コノ外樟石橋アリ)
	板壁 (二ヶ所)
	同食堂 (七間 三間半)
	聖神寺 (四間 五間 高欄作)
	同看坊屋 (三間 四間)
	同門 (八尺五寸)
	神宮寺 (五間 四間 四方エン高欄)
	同看坊屋 (五間 三間)
	鐘樓 (一間半四方)
	貴布楠舍屋
	巫女屋 (三間半 四間)
	同不動堂 (三間四方高欄)
	同看坊屋 (三間 二間)
	同奥參籠屋 (六間 三間半)
	同地藏堂 (三間四方高欄)
	同門 (三ヶ所)
	同一鳥居 (一丈五尺)
	二鳥居 (一丈六尺)
	奥鳥居 (一丈五尺各井垣有之) 結神鳥居 (九尺)
	板壁
	橋 (二ヶ所)
	板壁
	下番所 (一間 一間半奥端同)

釈注（藤木文雄氏による釈注のうち、「一 本文釈注」のみを）
に掲載します。それ以降の釈注は別掲論文『賀茂注進雑記 第六
造営釈注』としてこの号に掲載しています）

一 本文釈注

（1）右官史記 太政官も左右史官（大史・小史）の記録か？ 史
官は文書勘例を掌る。注記のように本朝月令が引用している史料。

本朝月令については巻一の註（40）参照。撰者惟宗公方の厳格な撰
定姿勢にかんがみて、二次史料としての制約はあるものの、史料自
体の存在は間違いあるまい（鎌倉時代初期頃の年中行事秘抄も同様
の文を引用している）。この「令山城国營賀茂神宮云々（山代國をし
て賀茂神宮を營ましめる）」の意味するところは一考を要する。初め
て賀茂社が成立したと読むべきではあるまい（同じ月令所引の欽明
天皇の時の賀茂乗馬の初めの記事と矛盾をきたす）。それまで県主が
自営で建造していたのを、大化革新の公地公民政策の結果として社
殿をはじめて国費で造営したという意味と解すべきであろう。この
点同じ年の、「諸国の神社に属する田租は三分して、一つは神に供え、
二つを神主に分け与えよ」との勅（紀・天武六年五月条）の示す全国
的な神祇政策が背後にあつたことに注目すべきであろう。大化年代
に賀茂社の祝であつた鷹島主久治良は大山下の位であつた（賀茂神
官鷹氏系図）。『紀』に大山下の食封は三十戸とあり（紀・天武六年条、

百済人・卒母の例）、久治良の譜の、神戸（封戸）十四戸と神田（御
戸代田）一町八段（約二町、譜に記す畝は後世の誤写）を給わつた
との記事とこの勅の内容（神主が三分の二＝30%、戸をとり、神
に三分三十六戸を供える）がほぼ符合する。なお、古代の神社は一
般に社殿がなく神靈山を遙拝するのみであったので、この時初めて
社殿が営まれたとする見解もありうる。

（2）年中行事秘抄 朝廷年中行事や神事を列記し、内容浩瀚。古
書を引用・逸文多載（なかでも四月中酉日賀茂祭条は、顯昭法橋の
袖中抄、釈日本紀所引山城国風土記逸文と並び、賀茂旧記と呼ばれ
賀茂縁起の三大底本とされる）。鎌倉初期成立、著者不詳。

（3）氏経記 氏経 賀茂系図に二名あり。一は祝成氏の子（平安
初期）、二は藤木氏経（式部）（祖父惟氏、父季氏（彦松）。文明八
年の一社争乱（南阿記、親長卿記などの古文書は土一揆と書く）で
正祝重則らと共に氏人（一揆）側の首謀（張本人）となつたが、社
司側からの「本人を曰代に五人の子息達を五郷の郷司にする」との甘
言にのり氏人を裏切る。乱の一着後中国地方に逐電し再起を窺うも、
頼みの剛勇の長男伊勢守成氏が文明十年氏人により討ち取られ沙汰
止み（以上 南阿記）。この氏経と氏経記の作者が同一人かどうかは
後考にまつ。清為記に引くには文明から慶長まで約百二十年の隔た
りがある。

(4) 清為記 八条宮に仕え、細川幽斎の持つ古今伝授を戰火から
守るべく親王の使者として丹後田辺の幽斎に自重を促す意を伝えた。
中大路甚助。従四位下、慶長十五年六月二十二日卒。五十歳。

(5) 清古記 清為の子、従五位下、寛永十年七月十二日卒、三十
三歳。

(6) 左承抄 類聚符宣抄、天平九年（737）から寛治七年（1093）
まで三百五十年間の太政官符、宣旨、官宣旨、解状七百三十三通の
文書を類別集成した文書集。編者、源経頼説が有力。

(7) 文明年中焼亡 旧京都府愛宕郡村誌参照

(8) 庭燎 ^{ていりょう} 庭にたくかがり火。

(9) 亞相 大納言

(10) 台徳院 二代將軍秀忠（1579—1639）の法号。この寛永五年の造営は本文の如く本社並びに八社小社舍屋等の全部を一新したもの。

(11) 精元天皇延宝七年遷宮 凡当社御造営者云々 造営費の負担
の如何に拘わらず造営・遷宮が公式に則り執行されたいと示す。